

市長あいさつ



豊川市長 竹本 幸夫

愛知県南東部に位置する豊川市は、高速道路・鉄道・バスなどの交通アクセスに恵まれた都市です。温暖な気候に恵まれ、花きや野菜などの施設園芸が盛んな農業、数多くの優良な企業が操業する工業、豊川・諏訪地区を中心とした商業がバランスよく発展を遂げてきました。また、豊川稲荷や砥鹿神社をはじめ、由緒ある神社仏閣が多数鎮座する歴史と伝統に彩られたまちでもあります。

市では、こうした魅力を積極的に発信するとともに、「暮らしやすさ第一豊川市」「子育て豊川応援団」「市民と創る協働と健全財政のまち」を基本理念に、定住・交流施策や子育て環境の充実、市民協働、行政経営改革に取り組みながら、多くの人に住みたい、訪れたいと思ってもらえるまちづくりを進めています。

このたび、事業者の皆さまのご協力をいただきながら、暮らしにかかわるさまざまな情報を一冊にまとめた「暮らしの便利帳」を官民協働で作成しました。

「暮らしの便利帳」には、各種行政手続きや公共施設の案内をはじめ、魅力あふれる地域の祭礼などが掲載され、生活に身近な情報誌となっています。ぜひ、ご家庭などに保管いただき、暮らしに役立つ便利帳としてご利用いただければ幸いです。

令和4年6月



市章

周囲にカタカナの「ト」を4つならべ、中心に豊川の「川」をデザインしています。



市の木
クロマツ



市の花
サツキ

豊川市民憲章

わたしたちは、豊川市民であることに誇りと責任をもち、互いに手を携えて、豊川市の未来像、『光・緑・人 輝くとよかわ』の実現をめざしてこの憲章を定めます。

- きよらかな山河、輝く海、自然を守り住みよいまちに
- 歴史に学び、明日を創る、文化の香りあふれるまちに
- 健康で、はたらくことに夢をもち、力を合わせて豊かなまちに
- よい子、よい友、よい家庭、次代へつなぐ共生のまちに
- 心を合わせてきまりを守り、安全で安心できる希望のまちに

とよかわ観光情報

～とよかわの良い所たくさん見つけただリン☆～



豊川市観光協会 〒442-0068 愛知県豊川市諏訪3丁目133番地 プリオビル5階 TEL:0533-89-2206 <http://www.toyokawa-map.net/>
豊川市観光案内所 〒442-0041 愛知県豊川市旭町8 豊川稲荷スクランブル交差点角 TEL:0533-89-2411



編集後記

「豊川市 暮らしの便利帳」は、豊川市にお住まいの皆さまへ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、市民の皆さまに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として豊川市と株式会社サイネックスとの協働発行としました。

「豊川市 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さまのご協力により、行政機関への設置はもとより、豊川市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

◆「豊川市 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和4年4月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動などにより内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続きなどで不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

◆また、掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

豊川市暮らしの便利帳

令和4年6月発行

発行 | 豊川市 / 株式会社サイネックス

制作 | 株式会社サイネックス
〒543-0001
大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売 | 株式会社サイネックス 静岡支店
〒430-0926
静岡県浜松市中区砂山町324-8
TEL.053-452-8753
※掲載している広告は、令和4年4月現在の情報です。

無断で複写、転載することは
ご遠慮ください。

UD
FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

広 告

豊川市暮らしの便利帳 2022年度版 INDEX
TOYOKAWA CITY LIFE GUIDE BOOK 2022

広
告

01 市長あいさつ

06 ライフサイクルINDEX

08 暮らしの便利帳の使い方

10 あなたのそばの医療機関 **広告**

12 豊川市の概要を紹介します!

概要/豊川市からの情報をキャッチしよう!/
自然/歴史

16 豊川市イラストMAP



豊川の
ココが好き!



18 日本三大稲荷のひとつ 豊川稲荷

20 みんなで熱く盛り上がる スポーツ

22 さくらスポット

24 おでかけスポット

26 歳時記



28 とよかわブランド

30 わたしたち、豊川市が大好きです! **広告**

36 公共交通マップ 利用案内

38 公共交通マップ バスマップ



行政ガイド INDEX

- | | |
|---|---|
| 40  市役所のご案内 | 63  介護保険・高齢者福祉 |
| 42  各庁舎のご案内 | 70  保健 |
| 44  困ったとき・知りたいとき | 76  教育・子育て |
| 49  防災・防犯 | 80  ごみ |
| 52  住民登録・戸籍 | 85  水道・下水道 |
| 56  税・税の証明 | 86  その他 |
| 58  国民健康保険 | 87  補助・助成 |
| 60  国民年金 | 92  公共施設一覧 |
| 62  後期高齢者医療制度 | |

生活ガイド INDEX

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| 96 健康マップ 広告 | 114 一宮商工会 |
| 104 豊川市三師会(医師会・歯科医師会・
薬剤師会)所属会員マップ | 114 音羽商工会 |
| 106 豊川市医師会 | 115 御津町商工会 |
| 108 豊川市歯科医師会 | 115 小坂井商工会 |
| 110 豊川市薬剤師会 | 116 住まいの基礎知識 広告 |
| 112 豊川商工会議所 | 120 葬儀とお墓について 広告 |



「豊川市 暮らしの便利帳2022」は、令和2年5月に発行した「豊川市 暮らしの便利帳2020」の改訂版です。前回本同様、豊川市と(株)サイネックスによる官民協働事業で発行、市内全世帯に無償配布しています。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

広 告



豊川市暮らしの便利帳 2022年度版 ライフサイクルINDEX



広 告

- 届出…P55
出生届
- 母子保健…P70
母子健康手帳
産後ケア事業など



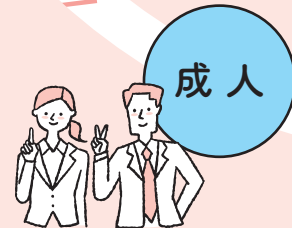
- 子育て…P77
児童クラブ
児童手当など



- 保育・教育…P76
保育園・幼稚園
小・中学校



- 国民健康保険…P58
- 国民年金…P60



こんな場合は、
市役所へ期日内に
届け出てください

この目次は、主な手続きを挙げて
います。すべての手続きを網
羅しているわけではありません
なので、ご注意ください。

必要な方
印鑑登録…P54

赤ちゃんが生まれたら
出生届…P55
生まれた日から14日以内に届出

結婚したら
婚姻届…P55
届出た日から効力

緊急時 急な病気やけが…P47


老後

- 後期高齢者医療制度…P62
- 介護保険…P63
- 高齢者福祉…P67
各種サービス



福祉

- 障害のある人への支援…P87
各種手当



市内で引越すとき
転居届…P52
転居した日から14日以内に届出

市外へ引越すとき
転出届…P52
転出時に届出

市外から引越してきたら
転入届…P52
転入した日から14日以内に届出

壮年

- 保健…P70
健康づくり
各種検診



その他届け出は
離婚届…P55
養子縁組…P55
転籍届…P55


暮らし

- 税金…P56
- ごみ…P80
- 水道・下水道…P85



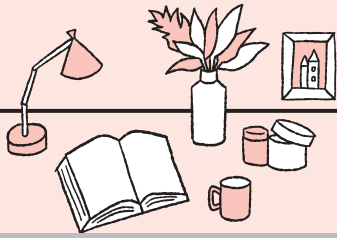
結婚

- 届け出…P52
住民登録
婚姻届



広告

暮らしの便利帳の使い方



表紙から
直接知りたい
カテゴリに!

防災・防犯	
住民登録・戸籍	52
税・税の証明	56
国民健康保険	58
国民年金	60
高齢者	

「とっても便利な三部構成!」

まちへの愛情が 深まる	きらっと☆ とよかわっ!
困った時に 頼れる	行政ガイド
毎日の暮らしを 支える	生活ガイド

広 告

豊川市暮らしの便利帳 4つのポイント

1 目につく場所に 置いておこう!

知りたい情報にすぐたどりつけるので、テレビのリモコンなど普段使うことが多い道具のそばに置いておく
と便利です。

2 街の魅力を 再発見しよう!

自分たちが暮らすまちの歳時記や
見どころなど、お子さんから高齢者
まで誰もが楽しめる記事がいっぱい
詰まっています。

3 近くのお医者さんが 探しやすい!

お医者さんや薬局のリストなどを掲
載していますので、困ったときにご
利用ください。きっとあなたの力に
なるお医者さんが見つかります!

4 ひとめで分かる 市内の公共施設!

体育館などの運動施設はもちろん、
図書館や福祉施設などの情報が掲
載されています。賢く利用して有意
義な時間を過ごしましょう。

皆さまのご自宅にお届けした「豊川市暮らしの便利帳」は、豊川市で暮らす方々のためのガイドブックです。ぜひ、お読みいただき、日々の暮らしにご活用ください。



電子書籍

お手持ちの携帯端末やパソコンからも「豊川市暮らしの便利帳」がご覧頂けます

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェースと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

無料

閲覧に伴う通信料はご負担ください



下記のQRコードからダウンロードしてください。



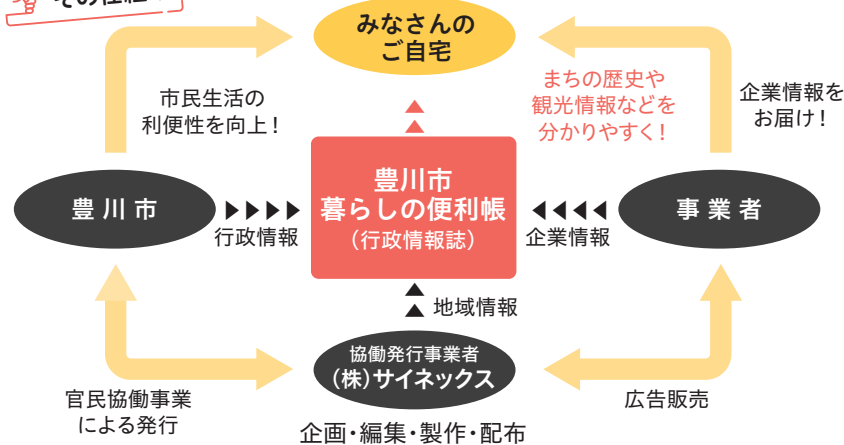
iPhone



Android

「豊川市暮らしの便利帳」は市の財源を使わずに、製作・発行して、皆様のご自宅にお届けしております。

その仕組み



掲載内容について

「豊川市暮らしの便利帳」は令和4年4月現在の情報を掲載しています。今後、法改正や組織再編などにより内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

広告

広 告

広告

About Toyokawa City

豊川市の概要を紹介します!



豊川市概要

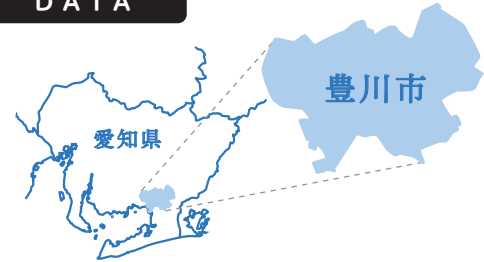


光・緑・人 輝くとよかわ

私 たちのまち豊川市は、愛知県の南東にあります。北部には登山客に人気の「本宮山」があり、南には穏やかな三河湾があります。古くは三河の国府、国分寺、国分尼寺が置かれるなど、この地方の政治・経済の中心として栄え、近世以降は東海道の御油・赤坂宿、豊川稻荷の門前町として多くの人に親しまれるまちでした。

昭 和14年からは東洋一といわれる豊川海軍工廠の建設とともに周辺地域の開発も急速に進み、昭和18年には、豊川町、牛久保町、国府町、八幡村の3町1村が合併して豊川市が誕生しました。戦後、東名高速道路豊川インターチェンジの開道を契機に、市内の幹線道路網が発達し、工場跡地への企業誘致などにより着実に復興の道を歩み始めました。また、豊川用水の全面通水に伴い農業が盛んになり、スプレー菊、バラや大葉の栽培を中心とした施設園芸が発展しました。さらに平成18年から平成22年にかけて、宝飯郡4町（一宮町、音羽町・御津町、小坂井町）と3度の合併を行い、人口18万人の東三河地域の拠点都市となり、現在に至っています。

DATA



豊川市の人口(令和4年4月1日現在)

人口 **184,158人**

男性 **91,696人** 女性 **92,462人**

※人口は令和2年10月1日国勢調査人口を基礎とし、住民基本台帳による月間異動数を加減して推計したものです。

世帯数 **73,561世帯**

面積 **161.14km²**

広 告

豊川市からの情報をキャッチしよう!

豊川市ではインターネットや広報誌などを通じて、市民の皆さまにさまざまな情報を提供しています。簡単な登録が必要なものもありますが、ぜひ、この機会にご利用ください。



きらっと☆とよかわっ!

豊川市ホームページ

暮らしの情報、イベント情報などを掲載しています。ぜひ、ご覧ください。スマートフォンやタブレット端末からも閲覧が可能です。



豊川市公式Twitter

まちの身近な話題や出来事などをタイムリーに紹介し、豊川市の魅力を広く知ってもらうことを目的としています。



AIチャットボット

ホームページのトップ画面右下に「豊川市AIチャットボット」があります。質問したい内容をメッセージ欄に書き込むとAIが答えてくれます。ご活用ください。



豊川市公式Facebook

まちのタイムリーな情報を発信するとともに英語版、スペイン語版、ポルトガル語版、中国語版にも対応しています。



広報とよかわ

毎月1回、市政情報をわかりやすく伝えるために発行しています。各世帯には町内会を通じて配布しています。

こちらからバックナンバーやテキスト版もご覧いただけます。



豊川市公式Instagram

事業、制度等の紹介や告知、市の特産品やシティセールス、イベント等の案内やPRなどの発信をしています。



広報動画についてのご案内

豊川市では YouTube に「豊川市チャンネル」を設け、さまざまな動画を配信中です。ぜひご覧ください。

「豊川市チャンネル」はこちら



広報とよかわ「動く広報」

毎月のまちの話題を紹介する、広報とよかわのコーナー「TOYOKAWATIMES」の動画を配信しています。



広報とよかわ「手話動画」

聴覚に障害がある方で、文字を読むことが困難な方を対象に、広報とよかわの記事の一部について手話動画を配信しています。



豊川市公式 SNS 動画

これまでに豊川市公式 SNS (Facebook, Twitter, Instagram) で公開した動画を配信しています。



きらっと☆とよかわっ! 広報大使

きらっと☆とよかわっ! 広報大使の委嘱式などの動画を配信しています。



広告

豊川市の概要を紹介します!

About Toyokawa City



きらっと☆とよかわっ!



大和の大イチョウ

高さ25m、枝張り30mにもなるイチョウの大木。毎年11月下旬には鮮やかに色づきます。

豊津町割田53-1



国指定天然記念物



牛久保のナギ

熊野神社の奥にそびえるナギの木は高さ約20m、幹回り3.5mの巨木で、樹齢300年以上と推定されています。



自然

Nature

豊かな自然に恵まれた豊川市は、四季折々さまざまな表情を見ることができます。



本宮山

標高789m。山頂には古くから信仰を集める砥鹿神社奥宮があり、尾根づたいにたどる登山道は人々に親しまれています。



宮路山

標高362mの宮路山は登山道が整備されており、ハイキングを楽しむ人々に人気です。秋には多くの人が紅葉狩りに訪れます。



コバノミツバツツジ

富士神社や善住禅寺の周辺に群生し、4月上旬ごろから紅紫色の美しい花を咲かせます。



豊川

愛知県北部の段戸山を源流とし、東三河を北東から南西に流れ渥美湾に注ぐ全長約77kmの一級河川。



ふれあい交流館 (本宮の湯)

本宮山登山口にあり、素晴らしい景色の露天風呂が楽しめます。

上長山町本宮下1-1685

大人620円、小人310円

10:00~22:00

0533-92-1880



広告

歴史

History

豊川市では、まちのあちこちで、
歴史を今に伝える文化財と
出会うことができます。



きんつと☆とよかわっ！

国指定重要文化財



財賀寺

室町時代中頃に建立されたといわれる仁王門は八脚門と呼ばれる形式でできていて、国指定重要文化財になっています。

📍 財賀町観音山3



大橋屋(旧旅籠鯉屋)

宿場町として栄えた東海道の御油・赤坂宿。市指定文化財となっている赤坂町の大橋屋は、2015年まで営業を行っていた旧東海道宿場町の最後の旅籠でした。

📍 赤坂町紅里127-1 ☎ 0533-56-2677

🕒 10:00~16:00(月曜休館)

※現在は保存整備され、一般公開されています。

砥鹿神社

三河国では筆頭格の神社「三河国一宮」として記録に登場したことが、一宮町の名前の由来にもなっています。本宮山山頂には砥鹿神社奥宮が鎮座しています。

📍 一宮町西垣内2



五社稲荷社

五穀豊穰、商売繁盛、福德円満の神として崇敬され、正月には多くの参拝客で賑います。

📍 小坂井町欠山2



国指定重要文化財

三明寺

弁天様の名で親しまれる古刹。境内にある三重塔は一・二層が和様、三層が唐様の珍しい構造でできています。

📍 豊川町波通37

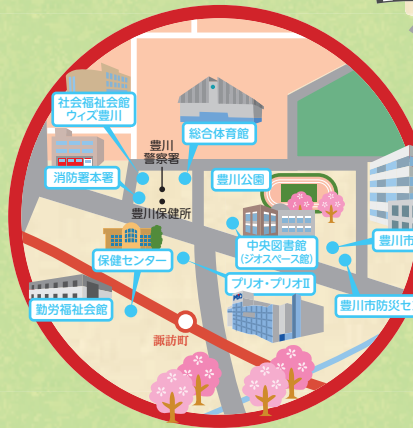


広告

豊川市

イラストMAP

きょうと☆とよかわっ！



広告



豊川市は、魅力が
いっぱいだリン★



きらっと☆とよかわっ！

広告

豊川の
ココが好きっ!



豊川稲荷神社



商売繁盛の
神様だリン☆

日本三大稲荷のひとつ 豊川稲荷



「商売繁盛の神様」として全国的にも知られる豊川稲荷。
参拝は美味しいご利益とご一緒に。

およそ、600年前の室町時代に開創され、今川義元、織田信長、豊臣秀吉、大岡越前守忠相、渡辺華山などの武人、文人たちの信仰を集めた「豊川稲荷」。江戸時代には、庶民の間で商売繁盛、家内安全、福德開運の神として全国に信仰が広まり、年間数百万人の参拝者が訪れます。📍豊川町1



霊狐塚

参道の奥にあり、願いが叶った参拝者が奉納した狐の像が祀られているパワースポットです。

広告



門前町

諸説ありますが、江戸や名古屋と並んで豊川稲荷の門前町も、いなり寿司発祥の地の一つとして伝えられています。古き良き時代の雰囲気を残す商店街では「いなり楽市」などのイベントも開催されて多くの人で賑わいます。




豊川
いなり寿司

こんな「いなり」もあります！

じゃがバター
いなり



五目いなり



鰻のまぶし
いなり寿司



味噌カツ
いなり



大根漬け
いなり



わさび
いなり



豊川いなり寿司図鑑Vol.8 (発行日:令和2年度版)は市内46店舗のいなり寿司を販売しているお店が紹介されています。

ここからダウンロードできます




豊川稲荷の年中行事

1月 初詣

たくさんの人で賑わいます！



正月三日には、市内外から150万人を超える方が参拝に訪れます。

2月 初詣

5月 春季大祭(豊年祈願祭)

8月 みたま祭り(盆踊り)



春季大祭



みたま祭り

11月 秋季大祭(鎮座祭)



きらっと☆とよかわっ！

広告

豊川の
ココが好き!



スポーツが
かわい



みんなで熱く盛り上がる スポーツ



▲アリー



▲ダンカー



三遠ネオフェニックス

プロバスケットボールリーグB.LEAGUEに所属する三遠ネオフェニックスは愛知県東部の東三河地域を【三】、静岡県西部の遠州地域を【遠】とした2つの県の垣根を越えて【三遠地域を笑顔で活力のある街に!】という理念のもと活動しています。



フェニックスが市民を無料で試合に招待する豊川市DAY。市のPRや特産品の販売なども行われます。



市内の小・中学校では、バスケットボール教室や交流会も行われています。

広 告



スポーツイベントも盛り沢山!



6月

豊川リレーマラソン

42.195kmを4~10人のチームでタスキリレーしながら、ゴールを目指すイベントです。多くのランナーが仲間と汗を流しています。



11月

トヨカワシティマラソン大会

3km、5km、10kmのコースに分かれ、幅広い世代の方が自分の体力に合わせて参加できるマラソン大会です。



12月

全国高校駅伝

男女ともに優勝経験があり、男子は8年連続出場中の豊川高等学校駅伝部と、過去14年連続出場を果たした豊川工科高等学校陸上競技部の活躍により、市内の高校が24年連続出場をしています。



12月

市町村対抗駅伝

県内54市町村の小学生以上の選手たちが、愛・地球博記念公園内の9区間28.7kmをタスキを繋いで駆け抜けます。

豊川でスポーツを楽しもう!

陸上競技場



〒413-0180 豊川市諏訪1丁目80 ☎0533-55-6152
🕒9:00~21:00

総合体育館



〒413-0246 豊川市諏訪3丁目246 ☎0533-86-5175
🕒9:00~21:00

小坂井B&G海洋センター



〒413-0297 豊川市篠束町酢屋下97番地 ☎0533-73-1850
🕒夏季:5月1日~10月31日
【午前】9:30~12:30、【午後】13:30~16:30
【夜間】17:30~20:30(7月1日~9月30日は21:00まで)
🕒冬季:11月1日~4月30日
【午前】10:30~13:00、【午後】14:00~16:30
【夜間】17:30~20:30

きらっと☆とよかわっ!

広告

豊川の
ココが好きっ!



春のとよかわ☆がわっ!



さくらスポット

春のとよかわは、いろいろな場所でピンク色の景色がお出迎え。
ゆっくり、のんびり、お気に入りの場所で癒やされましょう。



(夕刻~21:00
※その年によって
時間・期間は変わります。)

夜はライトアップで
しっとりした雰囲気にお

桜トンネル

ソメイヨシノ
約280本!!

全長約1kmの桜トンネルの下に露店が
立ち並び、多くの人でにぎわいます。
📍豊川市役所周辺



佐奈川堤

ソメイヨシノ
約780本!!

佐奈川の両岸約4kmに桜並木が続
いています。4月には菜の花も咲き誇
り、ピンクと黄色の美しいコントラ
ストを楽しむことができます。

広 告



桜の種類もいろいろ!



コヒガンザクラ

穴観音古墳

御津町豊沢松下27

どの桜もとっても
きれいりこ



エドヒガン

伊奈城趾公園

伊奈町柳38



音羽川堤

春になると音羽川の川岸に約600本もの桜が満開になります。花を眺めながら散策したりジョギングしたり、楽しみ方はいろいろです。



稲荷公園

緑町32

ソメイヨシノ



御津山園地

山頂からの眺望と合わせ、根尾村(岐阜県)から移植された淡墨桜やソメイヨシノを楽しむことができます。

御津町広石御津山内

シダレザクラ



宝円寺

「東海の名木」として広く知られる推定樹齢400年の古木。その隣には2代目のシダレザクラが寄り添うように植えられ、満開時には壮麗な姿を楽しむことができます。

上長山町田川33

カワヅザクラ



西古瀬川 沿い

八幡町



きらっと☆とよかわつ!

広告

豊川の
ココが好きっ!



キラッと☆とよかわっ!

スポーツおでかけ

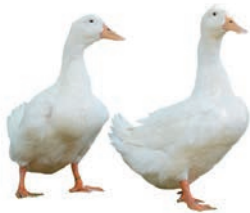
30周年
記念

令和5年度リニューアルオープン!!

赤塚山公園

ヤマモモの自生で知られる赤塚山にあり、面積は25.1ha(バンテリンドームナゴヤ約5個分)です。自然を楽しめる身近なスポットとして市民に広く親しまれています。県内外からの来園者も多く、遊んで学んでくつろげる人気の公園となっています。

市田町東堤上1-30



ぎょぎょランド (淡水魚水族館)

東三河で唯一の淡水魚水族館。館内には豊川の流れをイメージした水槽や、豊川に生息する生き物や世界の熱帯魚を展示するアクアギャラリーなどがあります。

可愛い動物たちに癒やされます



アニアニまある

ヤギ、ウサギ、モルモット、ポニー、ミニブタなどの動物たちとふれあえます。

市民のスクエア

イベントやスポーツに利用できる人工芝の多目的広場です。



芝生広場

広い敷地内に、昆虫の形をした遊具、ロング滑り台、芝生広場があります。

広告

豊川市宣伝部

豊川市宣伝部

宣伝部長 いなりん

- 性別 ▶ 男の子
- 誕生日 ▶ 2009年11月21日
- 好き ▶ 豊川いなり寿司、みたらし団子
- 嫌い ▶ 暑い日
- 趣味 ▶ 市民ウォッチング、温泉巡り、紅しょうが作り、ひなたぼっこ
- 仕事 ▶ 豊川市のPR、豊川いなり寿司のPR、遊び

〇癖は「~だリン☆」

豊川市の魅力を広めるため、みんなで活動中なんだリン☆



いなりんの公式Webサイト
見てほしいだリン☆



まだまだあるんだリそ★



国指定史跡

三河国分尼寺跡 史跡公園

国指定史跡三河国分尼寺跡を整備した史跡公園。奈良時代の建築様式を再現した中門などが復元されています。
📍八幡町忍池127-1



きょうと☆どよかわっ！



東三河ふるさと公園

三河郷土の谷や三河山野草園、展望つつじ園などがあり、自然環境を生かして東三河の歴史や文化、ゆかりのある植物を紹介しています。

📍御油町滝ヶ入11-2

豊かな自然を満喫！

豊川海軍工廠 平和公園



豊川海軍工廠跡地に整備された公園で、火薬庫などの戦争遺跡の他、海軍工廠の歴史を紹介する平和交流館があります。

📍穂ノ原3-13-2



豊川公園 こども広場

令和4年3月にオープンした広場です。障害のある子もいない子も誰もが一緒に遊ぶことができるインクルーシブな遊具が設置されています。楽しい遊びの時間を共有することで、自然に人と人とのつながりが生まれる「みんなのあそびば」です。

📍諏訪1丁目78



誰でも楽しく遊べる遊具がいっぱい！！



豊川市宣伝部

特命係長 イナリソ

- 性別 ▶ 男子
- 年齢 ▶ 非公表
- 好き ▶ いなりん、夜の散歩
- 嫌い ▶ 争いごと、悪いヤツ
- 趣味 ▶ 一人旅、人助け
- 仕事 ▶ 豊川市のPR、お祈り



〇癖は「～だりそ★」

豊川市宣伝部

特命課長 いなりコ

- 性別 ▶ 女の子
- 年齢 ▶ ないしょ♡
- 好き ▶ 豊川手筒煙火、豊川の桜
- 嫌い ▶ 暑い日、虫
- 趣味 ▶ お花見、ショッピング
- 仕事 ▶ 豊川市のPR、いなりんのサポート



〇癖は「～だりコ♡」

豊川の
ココが好き!!



トヨカワ☆まつりめぐり



歳時記

歴史あるまつりの数々が
とよかわの四季を彩ります

1月

- ❖ 3日 田遊祭 ♪ 砥鹿神社里宮 (A)
- ❖ 3日 お田植えまつり ♪ 財賀寺
- ❖ 15日 粥占祭 ♪ 砥鹿神社奥宮

2月

- ❖ 上旬～3月上旬 梅まつり ♪ 赤塚山公園
- ❖ 旧暦正月7日 田祭り ♪ 菟足神社
- ❖ 11日 国府市 ♪ 国府町旧東海道沿い

3月

- ❖ 最終日曜 智恵文殊まつり ♪ 財賀寺
- ❖ 下旬～4月中旬 とよかわ桜まつり
♪ 桜トンネルほか

4月

- ❖ 上旬～中旬 ミツバツツジまつり
♪ 善住禅寺、富士神社周辺
- ❖ 第1土・日 花の撓大祭 ♪ 為当稲荷神社
- ❖ 7・8日に近い土・日 若葉祭「うなごうじ祭」 (B)
♪ 牛久保八幡社
牛久保八幡社の祭礼で「ヤンヨウガミ」が所構わず路上に寝転がるなど、天下の奇祭として知られ、県の無形民俗文化財にも指定されています。
- ❖ 第2土・日 風まつり ♪ 菟足神社 (C)
まつりの露店に並ぶ郷土玩具の「風車」は、商売繁盛・豊作の縁起物。
- ❖ 第2土・日 八幡宮例大祭 ♪ 八幡宮
- ❖ 第3土・日 御津神社例大祭(いか祭) ♪ 御津神社



第4土・日

- 萩原神社祭礼の獅子舞神楽 (D)
♪ 萩原神社

5月

- ❖ 3～5日 砥鹿神社例大祭 ♪ 砥鹿神社里宮 (E)
5月3・4日に行われる流鏝馬式は、武者姿の少年たちが馬にまたがり、両手に五色の布引をなびかせ手放しで疾走する勇壮な行事です。
- ❖ 4・5日 豊川稲荷春季大祭(豊年祈願祭)
♪ 豊川稲荷
- ❖ 第4土・日 豊川市民まつり「おいでん祭」 (F)
♪ 豊川市野球場周辺
全国のよさこいチームが集結する豊川市の初夏の祭典。物販やバザー、展示なども行われ多くの人で賑います。

広告



※新型コロナウイルス感染症等の状況により、実施しない場合もあります。

6月

❖花しょうぶまつり ♫赤塚山公園 G

7月

❖20日に近い金～日

❖豊川夏まつり ♫豊川進雄神社 H

豊川進雄神社の祭礼で、参道にまっすぐ張られた約100mの綱を伝って発射される「綱火」は、愛知県指定無形民俗文化財にも指定されています。

❖最終土・日

❖国府夏まつり ♫大社神社 I

8月

❖第1土・日

❖御油夏まつり ♫御油神社 J

❖第1日曜 笹踊り・七福神踊り K

♫引馬神社・八幡社

❖7・8日

❖みたま祭り ♫豊川稲荷・豊川駅前

❖中旬～下旬

❖雨乞いまつり ♫宮道天神社 L

9月

❖第2土曜

❖伊知多神社秋葉火祭り

♫伊知多神社、赤塚山秋葉神社

10月

❖第2日曜

❖大名行列 ♫杉森八幡社 M

杉森八幡社の祭礼で、江戸時代の参勤交代の様子を再現しています。近年では子供大名行列も行われ、より身近な祭りとなっています。

❖下旬

❖赤坂の舞台 ♫杉森八幡社

11月

❖第3土・日

❖豊川稲荷秋季大祭(鎮座祭)

♫豊川稲荷

❖下旬

❖赤坂宿宮路もみじまつり

♫大橋屋

12月

❖第3日曜 どんき ♫長松寺 N

秋葉三尺大権現の火防大祭の中で行われる行事で、白狐、赤天狗、青天狗が子どもを追い回し、捕まえては紅ガラを顔などに塗り付けます。紅ガラを塗り付けられた人は無病息災が得られると伝えられています。



きらっと☆とよかわっ！



広告



きらびと☆とよかわっ!

きてみて感じていいね!
とよかわ
豊川

とよかわブランド

TOYOKAWA BRAND

「とよかわブランド」とは、豊川市の優れた地域資源を「とよかわブランド」として認定し、広く豊川市そのものの価値を高め、産業振興、観光推進と地域活性化を図ることを目的とするものです。



出荷量、
作付面積ともに
日本一!



とよかわバラ

豊川市は全国屈指のバラの産地で、出荷量・作付面積ともに日本一となっています。年間約1,600万本のバラが全国の市場へ出荷され、花束、アレンジフラワーなど、さまざまな形で全国の消費者に届けられています。



豊川いなり寿司

市内では、いなり寿司の上に愛知県名物のみそカツをのせたものや、うなぎをのせたものなど、オリジナルの豊川いなり寿司が販売されています。



色んな具がのって
美味しそう!



とよかわトマトケチャップ

豊川市小坂井町でカゴメトマトケチャップの生産が開始されたのは、昭和32年。現在では、家庭用カゴメトマトケチャップ製品の全てを豊川市の小坂井工場生産しています。

国内の家庭用
トマトケチャップ
シェア日本一!



とよかわうずら缶

愛知県のうずら卵の生産は全国シェアの70%を占め、このうち豊川市を含む東三河地域では、県全体の60%を占める日本一の産地となっています。

7年連続して
養殖産卵生産量
日本一!

※令和元年度の
漁業統計より



とよかわ鮎

豊川市は養殖鮎の生産量が日本一。年間を通して湧き出る良質な地下水を使用して養殖された鮎は、背脂や内臓の脂が少なく、天然の鮎とは違った養殖ならではの「食べ応えのある旨い鮎」となっています。

広 告



きらっと☆とよかわっ！

とよかわイチビキ 味噌仕込桶「丈三」

1911年、イチビキ(株)は豊川市御油町で品質の良い味噌を安定して大量に生産することができ、日本最大級の味噌仕込み桶「丈三(容量約50t、桶底の直径と高さが約3.9m)」を製造し、今も使い続けています。



丈三桶1つで、みそ汁約250万杯分のみそを仕込むことができます。



とよかわハーブ

東三温室園芸農業協同組合が出荷する豊川産ハーブは、令和元年度実績で、栽培総面積約860アール、販売高6億2,400万円ほどで全国30余の市場に提供されています。



品質の良さと品種の豊富さが自慢です！

とよかわ スプレーマム

JAひまわりスプレーマム部会は、昭和49年に全国に先駆けてスプレーマムの栽培を開始。品質の高い周年栽培技術を確認し「スプレーマム発祥の地」と呼ばれています。



とよかわ バウムクーヘン

洋菓子を中心に製造・販売する(株)香月堂。中でも、全国のコンビニやスーパーに流通するバウムクーヘンの販売数量は、国内シェアトップを誇っています。



とよかわスイーツ缶

トース(株)が製造するスイーツ缶は、2011年の東日本大震災の被災者の「甘いものが食べたかった。」との切実な願いをきっかけに開発期間2年をかけて缶詰で実現しました。



熊本地震や西日本豪雨、北海道地震の被災地にも届けられました。



とよかわ生炊佃煮

三河湾に面する御津浜は、国内有数のあさりの産地。明治から大正にかけて佃煮づくりが盛んとなり、国内有数の佃煮産地として発達してきました。



とよかわ新幹線車両

日本車輛製造(株)は、昭和37年に「夢の超特急」新幹線試作電車、昭和39年には東海道新幹線「ひかり」向け量産新幹線電車0系の生産を開始して以来、新型車両を次々と製作。



広告



きょくご☆たかかわっ！



きらっと☆とよかわっ！

広 告

広告



きょくご☆ごがわっ！



きらっと☆とよかわっ！

広 告



きんごこと☆とみかわっ！



広 告



きらっと☆とよかわっ！

広 告



公共交通マップ

利用案内



豊川市民のたいせつな足、公共交通を上手に利用しましょう

¥…初乗り運賃 車…運行本数 経…主な経由地

きらびっこと☆とよかわっ!

小型バス(ゆうあいの里八幡線)の乗り方



行先(方面)

バス正面上部に
行先が表示されています

乗車口 進行方向
中扉か後扉

降車口 進行方向前扉

運賃表は
P.36
バスマップへ

支払い方法

降車時に運賃箱へ運賃と【整理券】を入れてください。
(乗車の際、整理券をお取りください)
電子マネーはご利用できません。

※他のコミュニティバス路線へ【乗継】を予定している場合は、
運転手から【乗継券】を受け取ってください。

両替方法 運賃箱

ゆうあいの里八幡線 ○—○

ゆうあいの里、国府駅、八幡地区を結び、鉄道、
豊鉄バス(新豊線・豊川線)他の基幹路線と接続します。

¥ 200円 車 1日12本運行、毎日運行

経 名鉄八幡線、ぎょぎょランド
豊川市民病院、豊川特別支援学校(登下校の時間帯のみ)

ジャンボタクシーの乗り方



行先(方面)

ジャンボタクシー正面上部に
行先が表示されています

乗車口 進行方向
中央ドア

支払い方法

降車時に運賃箱へ運賃を入れてください。
電子マネーはご利用できません。

※他のコミュニティバス路線へ【乗継】を予定している場合
は、運転手から【乗継券】を受け取ってください。

両替方法

車内に両替機はありません。
大きなお金はくずしておいてください。

千両三上線 ○—○

千両地区や三上地区と豊川駅を結びます。

¥ 200円 車 1日14本運行、毎日運行

経 桜ヶ丘ミュージアム、豊川駅前、共立荻野病院

小坂井線 ○—○

市役所から、市民病院を経由して
小坂井地区を結びます。

¥ 200円 車 1日11本運行、毎日運行

経 豊川市民病院、小坂井支所

中・大型バス

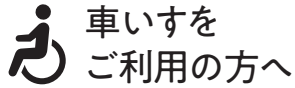
一宮線 ○—○

豊川駅と一宮地区にある本宮の湯を結びます。

¥ 200円 車 1日4往復、毎日運行

経 一宮支所、砥鹿神社前





車いすを
ご利用の方へ

小型バス、ジャンボタクシーは車いすのまま乗車できます。車いすで利用される方は、前日18時までに、小型バスについては豊鉄バス株式会社(☎0536-24-1141)、ジャンボタクシーについては豊鉄タクシー株式会社(☎0533-86-8281)にご連絡ください。



きらっと☆とよかわっ！

地域路線運行概要

音羽地区地域路線 「つつじバス」

音羽地区内を運行し、基幹路線の音羽線に接続します。

¥200円 1日14本運行、毎日運行

経 名電赤坂駅、音羽支所

一宮地区地域路線 「本宮線のんほい号」

千両地区や三上地区と豊川駅を結びます。

¥200円 1日3~4本運行、火曜から土曜運行

経 三河一宮駅、長山駅、江島駅、東上駅、一宮支所

御津地区地域路線 「ハートフル号」

御津地区内を運行し、基幹路線の御津線に接続します。

¥200円 1日13本運行、月曜から土曜運行

経 愛知御津駅前、御津支所
(北部小方面は、月曜から金曜運行)

御油地区地域路線 「ごゆりんバス」

御油地区内を運行し、国府駅で基幹路線と接続します。

¥200円 1日8本運行、毎日運行

経 国府北、ヤマナカ御油店、ふくとみクリニック、
東沢2区集会所、東沢3区集会所

音羽線

音羽地区と国府駅を結び、一部の便は市民病院へ接続します。

¥200円 1日13本運行、毎日運行

経 名電長沢駅、音羽支所



御津線

御津地区と国府駅を結び、一部の便は市民病院へ接続します。

¥200円 1日15本運行、毎日運行

経 愛知御津駅前、御津支所



公共交通マップ

バスマップ

豊川市民のたいせつな足、公共交通を上手に利用しましょう

きらりと☆とよかわっ！

A 豊川市 全体図

豊鉄バス		豊川市コミュニティバス	
路線名	路線の色	路線名	路線の色
豊川線	○—○	ゆうあいの里八幡線	○—○
新豊線	○—○	千両三上線	○—○
		小坂井線	○—○
		一宮線	○—○
		音羽線	○—○
		御津線	○—○
		音羽地区地域路線(つつしバス)	○—○
		御津地区地域路線(ハートフル号)	○—○
		一宮地区地域路線(本宮線のんほい号)	○—○
		御油地区地域路線(ごゆりんバス)	○—○

記号	内容
—	国道
○	バス停
○	系統の起終点、主要バス停
○	名鉄線・豊橋市内線
—	JR東海道本線・飯田線
—	JR東海道新幹線
—	豊鉄市内線電車(路面電車)
—	タクシーのりば
—	フリー乗降区間
P	駐車場
♿	駐輪場
♿	障害者用トイレ
---	市界



C 市内バス路線の運賃(ゾーン制運賃)



200円 (1つのゾーン内の利用)

200円 共通ゾーン

200円 共通ゾーン 200円

300円 (東・西のゾーンをまたいだ利用)

※豊鉄バス・一宮線・ハートフル号・本宮線のんほい号に乗り継ぐ場合は、初乗り運賃が必要となります。
※高速バスは除く。

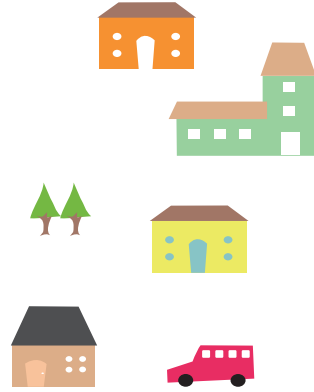
B バスの所要時間一覧表

発車バス停	到着バス停	所要時間	発車バス停	到着バス停	所要時間
豊川駅前	豊川体育館前西	約10分	豊川市民病院	音羽支所	約30分
	豊川市民病院	約18分		愛知御津駅前	約34分
	本宮の湯	約22分		西小坂井駅	約26分
	共立萩野病院	約15分		国府駅	約15分
	桜ヶ丘ミュージアム	約6分		豊橋駅前	約35分
豊川市民病院	免許センター前	約8分	豊川駅前	約19分	
	豊川市民病院	約8分	本宮の湯	約43分	
	豊橋駅前	約22分	ゆうあいの里	約11分	
	豊川駅前	約14分	音羽支所	約12分	
国府駅	豊川市民病院	約8分	グリーンヒル音羽	約35分	
	豊橋駅前	約27分	愛知御津駅前	約19分	
	本宮の湯	約37分	あかね児童館	約31分	
	豊川駅前	約14分	豊川市民病院	約14分	



暮らしと☆とよかわっ！

広告



D JR線・名鉄線の利用案内

▲至 大阪	名古屋	東岡崎	13~20分 460円 570円
■至 豊川稲荷	岡崎	20~22分 590円	
■至 豊橋	名電長沢	7分	名鉄
■至 豊橋	名電赤坂	4分	名古屋本線
■至 豊橋	御油	1分	170円
■至 豊橋	国府	11分 0分	300円
■至 豊橋	愛知御津	13分	
■至 豊橋	八幡	8分	230円
■至 豊橋	小田淵	5分	190円
■至 豊橋	諏訪町	3分	170円
■至 豊橋	稲荷口	2分	170円
■至 豊橋	伊奈	3~5分	290円
■至 豊橋	豊橋	15分	210円
■至 豊橋	船下	7~9分	300円
■至 豊橋	小坂井	12分	10分
■至 豊橋	牛久保	6分	3分
■至 豊橋	豊川	0分	5分
■至 豊橋	三河宮	9分	12分
■至 豊橋	長山	12分	14分
■至 豊橋	江島	14分	210円
■至 豊橋	東上	14分	210円

所要時間・運賃
 名鉄豊川線「豊川稲荷」から
 名鉄名古屋本線「国府」から
 JR飯田線「豊川」から
 JR東海道本線「豊橋」から
 その他各駅の所要時間、運賃等については各鉄道会社にお問い合わせください。



市役所のご案内



本庁舎・北庁舎

所在地 〒442-8601 諏訪1-1

代表電話 ☎0533-89-2111

本庁舎

1階

福祉部

福祉課…………… (☎89-2131, FAX89-2137)
 介護高齢課(東三河広域連合介護保険課豊川窓口)
 …………… (☎89-2173, FAX89-2137)
 保険年金課…………… (☎89-2135, FAX89-2172)

子ども健康部

子育て支援課…………… (☎89-2133, FAX89-2137)
 保育課…………… (☎89-2274, FAX89-2269)

市民部

市民課…………… (☎89-2136, FAX89-2125)
 市民ロビー、受付(庁内案内)、売店、豊川信用金庫市役所出張所

北庁舎連絡通路

企画部

秘書課…………… (☎89-2120, FAX89-2124)
 企画政策課…………… (☎89-2126, FAX89-2125)
 人事課…………… (☎89-2122, FAX89-2125)

障害者ワークステーション (☎95-0019)

2階

総務部

行政課…………… (☎89-2123, FAX89-2125)
 財政課…………… (☎89-2127, FAX89-2125)

会計課

(☎89-2153, FAX89-2154)

本22会議室、本23会議室

北庁舎連絡通路

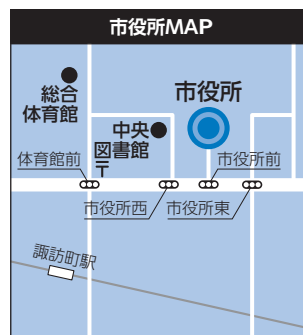
3階

議会事務局

(☎89-2150, FAX89-2109)

本31会議室、本32会議室、本33会議室、本34会議室

北庁舎連絡通路



広告



北庁舎

1階	総務部 市民税課…………… (☎89-2129、FAX89-2299) 収納課…………… (☎89-2162、FAX89-2299) 資産税課…………… (☎89-2130、FAX89-2299) 北11会議室、北12会議室
	市民部 市民協働国際課…………… (☎89-2165、FAX95-0010) 人権交通防犯課…………… (☎89-2149、FAX89-2125)
	産業環境部 企業立地推進課…………… (☎89-2287、FAX89-2297) 農務課…………… (☎89-2138、FAX89-2297) 商工観光課…………… (☎89-2140、FAX89-2125) 環境課…………… (☎89-2141、FAX89-2197) 清掃事業課…………… (☎89-2166、FAX89-2197)
3階	総務部 契約検査課…………… (☎89-2178、FAX89-2163) 財産管理課…………… (☎89-2108、FAX89-2163) 土地開発公社…………… (☎89-2132、FAX89-2163)
	都市整備部 都市計画課…………… (☎89-2147、FAX89-2171) 公園緑地課…………… (☎89-2176、FAX89-2171) 区画整理課…………… (☎89-2148、FAX89-9570) 八幡駅周辺地区まちづくり推進室 ……………… (☎95-0018、FAX89-2163)

4階	建設部 道路河川管理課…………… (☎89-2142、FAX89-2171) 道路建設課…………… (☎89-2143、FAX89-2171) 建築課…………… (☎89-2144、FAX89-2171) 市民相談室…………… (☎89-2104) 東三河消費生活豊川センター ……………… (☎89-2238、FAX95-0009) 北41会議室
	企画部 情報政策課…………… (☎89-2128、FAX89-2168) 監査委員事務局 (☎89-2155、FAX89-2168)
5階	消防本部 総務課…………… (☎89-9516、FAX89-9523) 予防課…………… (☎89-9682、FAX89-9196)

- ・危機管理課は市役所構内に併設する防災センター内にあります。(☎89-2194、FAX89-2655)
- ・上下水道部は一宮庁舎、教育委員会は音羽庁舎となりますので、ご注意ください。

業務時間

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
 (土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

ホームページアドレス

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/>



市役所のご案内



広告

各庁舎のご案内

一宮庁舎

所在地 〒441-1292 一宮町豊1

代表電話 ☎0533-93-3111

1階	一宮支所
	総務・公金収納担当 …………… (☎93-3112、FAX93-2110) 住民・福祉担当 …………… (☎93-3113、FAX93-2110)
2階	上下水道部
	豊川市上下水道窓口センター 料金担当…………… (☎93-0151、FAX93-3116) 給水装置担当…………… (☎93-3216、FAX93-3116) 排水設備担当…………… (☎93-0154、FAX93-3116)
	上下水道部
	経営課総務係…………… (☎93-0152、FAX93-4631) 経営課経理係…………… (☎93-0157、FAX93-4631) 水道整備課工務係…………… (☎93-0153、FAX93-3214) 水道整備課維持係…………… (☎93-0196、FAX93-3214)
3階	建設部
	道路河川管理課東部 道路維持グループ…………… (☎93-0160、FAX93-2110)
3階	上下水道部
	下水整備課…………… (☎93-3115、FAX93-0164)



音羽庁舎

所在地 〒441-0292 赤坂町松本250

代表電話 ☎0533-88-8000

1階	音羽支所
	総務・公金収納担当 …………… (☎88-8000、FAX88-8011) 住民・福祉担当 …………… (☎88-8003、FAX88-8011) 101会議室
2階	教育委員会
	庶務課…………… (☎88-8032、FAX88-8038) 生涯学習課…………… (☎88-8035、FAX88-8038) スポーツ課…………… (☎88-8036、FAX88-8038) 202会議室
	教育委員会
3階	学校教育課…………… (☎88-8033、FAX88-8037) 302会議室
	4階



各庁舎のご案内

御津庁舎

所在地 〒441-0392 御津町西方日暮30

代表電話 ☎0533-75-2121

1階

御津支所

総務・公金収納担当
 …………… (☎76-4704、FAX75-2124)
 住民・福祉担当 …………… (☎76-4705、FAX75-2124)

建設部

道路河川管理課西部
 道路維持グループ…………… (☎76-4719、FAX75-2124)



小坂井庁舎

所在地 〒441-0192 小坂井町大堀10(こぞかい葵風館内)

代表電話 ☎0533-78-2111

1階

小坂井支所

総務・公金収納担当
 …………… (☎78-2113、FAX78-3411)
 住民・福祉担当(戸籍、住民)
 …………… (☎78-4068、FAX78-3411)
 (保険、年金、福祉、介護)
 …………… (☎78-2115、FAX78-3411)



◆一宮支所(一宮庁舎1階)・音羽支所(音羽庁舎1階)・御津支所(御津庁舎1階)・小坂井支所(こぞかい葵風館1階)で取り扱う主な業務

▶総務・公金収納担当

市税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・水道料金等の収納▽愛知県証紙▽連区、町内会▽庁舎等の管理▽犬の登録 など

▶住民・福祉担当

原付の登録▽税務証明▽障害者福祉▽児童福祉▽高齢者福祉▽転入・転出・転居などの受付▽出生、婚姻、死亡など各種届出の受理▽住民票の写し、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書などの発行▽小・中学校の入学・転校の手続き(一宮・御津・小坂井支所のみ)▽国民健康保険の届出▽福祉医療制度▽後期高齢者医療制度▽介護保険▽国民年金に関すること など



各庁舎のご案内



業務時間

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
 (土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)



困ったとき・知りたいとき

緊急・救急	担当窓口	電話番号	掲載ページ
交通事故・泥棒・傷害事件	豊川警察署	☎89-0110	
火災・救急	消防指令センター	☎119	
急病のとき	休日夜間急病診療所ほか	☎89-0616	47ページ
地震・大雨などの災害時	災害対策本部	☎89-2194	
児童虐待やその疑いのある行為を見たり聞いたりしたとき	子育て支援課	☎89-2133	78ページ
市政・公共	担当窓口	電話番号	掲載ページ
情報公開制度、個人情報保護制度	行政課	☎89-2123	
総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略	企画政策課	☎89-2126	
土地利用調整	建築課	☎89-2318	
企業誘致、企業立地	企業立地推進課	☎89-2287	
市の予算・決算	財政課	☎89-2127	
議会の傍聴、請願・陳情、議会だより	議会事務局	☎89-2150	
選挙	選挙管理委員会(行政課内)	☎89-2123	
観光、まつり	商工観光課	☎89-2140	
町内会、NPO	市民協働国際課	☎89-2165	51ページ
ボランティア・市民活動団体登録、ボランティア・市民活動相談	とよかわボランティア・市民活動センタープリオ	☎89-9070	
姉妹都市・友好都市関係、子どもの日本語教室、外国人相談、外国語版広報	市民協働国際課	☎89-2158	
国際交流活動、語学講座、日本語教室、外国人相談	国際交流協会	☎83-1571	
文化事業、文化施設の利用、文化芸術に関すること (文化施設の利用については各施設へ)	文化振興課(文化振興係) 文化振興課(ミュージアム係)	☎84-8411 ☎85-3775	
文化財	生涯学習課	☎88-8035	
広報、広聴、市民意識調査、ホームページ、行政情報放送	秘書課	☎89-2121	
くらし	担当窓口	電話番号	掲載ページ
住民登録、戸籍、印鑑登録、埋火葬許可	市民課	☎89-2136	52~55ページ
パスポート	プリオ窓口センター	☎89-9191	
国民健康保険	保険年金課	☎89-2135	58~59ページ



困ったとき・知りたいとき

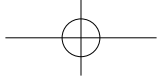
広告

暮らし	担当窓口	電話番号	掲載ページ
後期高齢者医療制度・福祉医療制度	保険年金課	☎89-2164	62・88ページ
国民年金	保険年金課	☎89-2177	60～61ページ
水道料金、下水道使用料、受益者負担金・分担金、水道の使用開始・中止、使用者変更	上下水道窓口センター 料金担当	☎93-0151	85ページ
水道工事	水道整備課	☎93-0153	
漏水(道路)	水道整備課	☎93-0196	
漏水(宅内)	市指定給水装置工事業者へ		
給水異常、給水装置工事承認・検査、所有者変更	上下水道窓口センター 給水装置担当	☎93-3216	
電気	中部電力パワーグリッド(株)	☎0120-985-232	
都市ガス	サーラエナジー(株)	☎85-7025	
プロパンガス	各販売店へ		
一般電話	NTT	☎116	
市税の納付・口座振替	収納課	☎89-2162	56～57ページ
市税の証明	資産税課	☎89-2130	57ページ
市営住宅、空家等に関すること	建築課	☎89-2144	
建築確認申請、建築相談、耐震診断、耐震改修	建築課	☎89-2117	90ページ
交通安全教室、不審者情報	人権交通防犯課	☎89-2149	51ページ
市内のバス路線に関すること	人権交通防犯課	☎89-2149	36ページ
市民相談に関すること	市民相談室	☎89-2104	47～48ページ
騒音、振動、悪臭、犬の登録と狂犬病予防注射、墓地	環境課	☎89-2141	
資源・ごみの出し方、ごみ運搬用軽トラック貸出	清掃事業課	☎89-2166	80～81ページ
市民小菜園・市民農園	農務課	☎89-2138	
防災訓練を除く自主防災活動、避難場所、防災情報伝達システム(屋外スピーカー)、防災アプリ、とよかわ安心メール	危機管理課	☎89-2194	50～51ページ
救命講習会	消防署	☎89-9751	
防火・防災訓練、防火・防災管理、り災証明、煙火消費許可	消防本部予防課	☎89-9682	
消費生活、消費生活モニター、計量器定期検査	商工観光課	☎89-2119	
消費生活相談、多重債務相談	東三河消費生活豊川センター	☎89-2238	



困ったとき・知りたいとき

広 告



保健・教育・福祉	担当窓口	電話番号	掲載ページ
母子・成人の健診や教室、母子健康手帳の交付、低体重児出生届、予防接種	保健センター	☎89-0610	72~73ページ
幼稚園への入園	各幼稚園へ		76ページ
保育園・小規模保育事業所・認定こども園(保育認定に限る)への入園	保育課	☎89-2274	76ページ
児童クラブ	子育て支援課	☎95-0250	77ページ
子育てに関する相談	子育て支援センター	☎89-1398	76~79ページ
	子育て支援センター(利用者支援事業)	☎89-7031	
	家庭児童相談室	☎84-1329	
	少年愛護センター	☎84-5756	
ファミリー・サポート・センター(育児の援助制度)	ファミリー・サポート・センター	☎86-5040	77ページ
ほの国こどもパスポート事業	企画政策課	☎89-2126	
小・中学校への入学・転校、就学への援助、教育相談	学校教育課	☎88-8033	76~77ページ
障害者のための福祉サービス	福祉課	☎89-2159	
民生委員・児童委員、生活相談	福祉課	☎89-2319	
福祉に関する困りごと	高齢者相談センターとその出張所	65ページ参照	65ページ
介護保険・介護予防、高齢者を対象とした福祉サービスの相談	介護高齢課	☎89-2173	63~64ページ
高齢者の生きがいと健康づくり、老人クラブ活動	社会福祉協議会	☎83-5211	
ワンコインサービス(30分500円)事業「家事おたすけ隊」	シルバー人材センター	☎84-1851	
ちょこっとサポート事業	シルバー人材センター	☎84-1851	

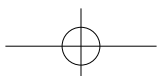


困ったとき・知りたいとき

引越しをするとき

項目	担当窓口			
	市役所等	支所		
市役所(支所)で手続きするもの	住民異動届(転入・転出・転居届)	市民課・プリオ窓口センター	一宮・音羽・御津・小坂井支所担当	
	国民健康保険	保険年金課		
	国民年金・福祉年金			
	後期高齢者医療、福祉医療(子ども・母子・父子家庭・障害者・精神障害者医療、後期高齢者福祉医療、福祉給付金)			
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者手当、障害福祉サービス受給者証	福祉課		
	介護保険	介護高齢課		
	児童手当、児童扶養手当	子育て支援課		
	原付バイク(~125cc)	市民税課		
	小・中学校	子育て支援課		学校教育課(音羽庁舎)、一宮・御津・小坂井支所担当
	保育園・小規模保育事業所・認定こども園(保育認定に限る)への入園	保育課		
水道・下水道	電話で、上下水道窓口センター(☎93-0151)へ			

項目	担当窓口	
市役所以外	電気	中部電力パワーグリッド(株)
	都市ガス	サーラエナジー(株)
	プロパンガス	各販売店へ
	一般電話	NTT
	郵便物	郵便局
	トイレのくみ取り	地区を担当する許可業者



急な病気やけがのとき

診療科	受付時間		担当窓口	電話番号
内科・小児科	平日	19:30~22:30	休日夜間急病診療所	☎89-0616
	土曜日	14:30~17:30・18:45~22:30		
	日曜日・祝日	8:30~11:30・ 12:45~16:30・ 17:45~22:30		
内科	毎日	23:00~ 8:00	市民病院	☎86-1111
外科	平日	各医療機関診療終了後~8:00	市民病院	☎86-1111
	土曜日	各医療機関診療終了後~18:00	豊川市の病院当番制(広報「とよかわ」に掲載)	
		18:00~ 8:00	市民病院	☎86-1111
	日曜日・祝日	10:00~18:00	豊川市の病院当番制(広報「とよかわ」に掲載)	
18:00~ 8:00		市民病院	☎86-1111	
歯科	平日・土曜日	20:00~22:30	豊川市歯科医療センター	☎84-7757
	日曜日・祝日	9:00~11:30		



困ったとき・知りたいとき



救急医療情報センター

☎0532-63-1133

かかりつけ医師が不在のとき、休日夜間急病診療所や緊急当直医の診療を受けることができないときは、救急医療情報センターに電話してください。救急患者の症状にあった、最寄りの医療機関を紹介します。

無料市民相談

相談名	曜日・時間	会場・問合せ先
市民よろず相談(電話相談可)	月~金曜日 9:00~16:00	市役所 市民相談室(北庁舎4階) ☎89-2104
行政よろず相談(電話相談可)	木曜日 13:30~15:30	
人権よろず相談(電話相談可)	火曜日 13:30~15:30	
消費生活相談(電話相談可)	月~金曜日 9:00~16:30	東三河消費生活 豊川センター(北庁舎4階) ☎89-2238
多重債務相談(電話相談可)	月~金曜日 9:00~16:30	
法律相談(予約制 ☎89-2104)	土曜日、第4火曜日 13:00~16:00	プリオ5階 市民相談室 ☎82-1305
女性悩みごと相談 (電話相談可)(予約優先 ☎89-2104)	第1・3金曜日、第2火曜日 13:00~17:00	



困ったとき・知りたいとき

相談名	曜日・時間	会場・問合せ先	
登記相談(予約制 ☎89-2104)	第1・3火曜日 13:00~16:00	プリオ5階 市民相談室 ☎82-1305	
行政書士による書類作成等相談 (予約制 ☎89-2104)	第2火曜日 13:00~15:00		
測量相談	第2金曜日 13:00~16:00		
不動産相談	第2・4木曜日 13:00~16:00		
建築相談(予約制 建築課 ☎89-2117)	第4金曜日 13:00~16:00		
労働相談(予約制 商工観光課 ☎89-2140)	第2木曜日 13:00~16:00		
若者自立支援相談(予約優先 ☎67-3201)	第1・3木曜日 13:00~16:00		
子ども・若者心理相談 (予約制 少年愛護センター ☎84-5756へ)	第1・2・4水曜日(祝日を除く) 10:10~16:30		
障害者よろず相談	第2水曜日(8月は第1) 13:30~15:30		健康福祉センター(いかまい館) ☎92-1377 (お問い合わせは福祉課☎89-2131)
障害者よろず相談	第2水曜日(8月は第1) 13:30~15:30		御津福祉保健センター ☎77-1500 (お問い合わせは福祉課☎89-2131)
内職相談	金曜日 10:00~15:00	ウィズ豊川 ☎83-5211 (お問い合わせは福祉課☎95-0231)	
知的障害者相談	第2水曜日(8月は第1) 10:00~12:00	ウィズ豊川 ☎83-5211 (お問い合わせは福祉課☎89-2131)	
障害者就労支援相談(予約制 ☎65-8511)	第2木曜日 10:00~15:00		
人権よろず相談	第4木曜日(祝日を除く) 10:00~12:00	小坂井文化センター ☎78-3586 (お問い合わせは市民相談室☎89-2104)	
心配ごと相談	第4木曜日(祝日を除く) 10:00~12:00	小坂井文化センター ☎78-3586 (お問い合わせは福祉課☎95-0231)	
障害者よろず相談	第2水曜日(8月は第1) 13:30~15:30	ふれあいセンター ☎88-7270 (お問い合わせは福祉課☎95-0231)	
ひとり親家庭相談	月~金曜日 10:00~17:00	子育て支援課 ☎89-2133	
乳幼児子育て相談	月~金曜日 10:00~18:00	子育て支援センター ☎89-1398	
	火・木曜日 10:00~15:00	各保育園	
児童・青少年相談	月~金曜日 10:00~17:00	少年愛護センター ☎84-5756	
		家庭児童相談室 ☎84-1329	
子ども発達相談(予約制・電話相談可)	月~金曜日 8:30~17:00	児童発達相談センター ☎56-8733	
心理教育相談(予約制)	月~金曜日 10:00~16:50	勤労福祉会館 ☎88-8033	
心理教育相談(予約制)	月~金曜日 10:00~16:50	音羽庁舎 ☎88-8033	
心理教育相談(予約制)	水・木曜日 10:00~16:50	こぞかい葵風館 ☎88-8033	

※日程が変更となる場合があります。

防災・防犯

防災・防犯

? 危機管理課(防災) ☎89-2194 人権交通防犯課(防犯) ☎89-2149
 市民協働国際課(町内会) ☎89-2165

防災

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの方が犠牲となりました。この地域でも、南海トラフ地震が、今後30年で約70～80%の確率で発生すると危惧されています。このため、地震に対して日頃から備えておくことが大切です。また、本市には豊川をはじめとして多くの河川が流れています。大雨、洪水、台風などの風水害にも十分な注意、対策が必要です。

◆家屋の耐震改修

大きな地震により家屋の損壊が起こる場合があります。家屋の耐震改修を行い、生命や財産を守りましょう。昭和56年以前に建てられた木造の住宅であれば、無料耐震診断を受けることができます。また、その結果により耐震改修費補助金を利用することができます。詳しくは、建築課(☎89-2117)へお問い合わせください。

◆家具の固定や窓ガラスの飛散防止

家が丈夫でも家具の転倒や物の落下が生じると、けがをしたり避難の障害になったりします。日頃から家の中の安全をチェックしましょう。背の高い家具は、L字金具や支え棒などで固定し、二段重ね式の金具は、つなぎ目でしっかり連結しておきましょう。家具と壁や柱の間にすきまができないように、板などを家具の下に差し込んで寄りかかるように固定しましょう。

また、窓ガラスの飛散などによる被害を軽減するため、窓ガラス飛散防止フィルムの貼付も行いましょう。

市では、家具転倒防止器具の取付に対し、補助を行っています。詳しくは、危機管理課(☎89-2194)へお問い合わせください。



家具転倒防止器具



窓ガラス飛散防止フィルム

▶自宅の危険度チェック表

番号	項目	チェック
1	昭和56年5月以前に建てられた木造建物に住んでいる場合、耐震診断を行っている	
2	冷蔵庫やタンスなどに家具転倒防止対策を行っている	

番号	項目	チェック
3	寝室には、倒れてくるような家具を置いていない	
4	家族の集まるスペースには、なるべく背の高い家具や落下して危険なものは置かないようにしている	
5	玄関・ドア・廊下周辺に転倒、移動しやすい家具などを置いていない	
6	棚の上に、落ちると危険なものは置いていない	
7	テレビやパソコンなどは固定している	
8	揺れても家具が倒れてこない安全なスペースが住居内にある	
9	窓ガラスの飛散防止対策を行っている	
10	石油ストーブなどは、家具が転倒したり、燃えやすいものが落下したりする場所を避けて置いている	
11	非常用持出袋は、すぐに持ち出せる場所に置いている	

※1度だけでなく、時間をおいて再チェックしましょう

◆非常持ち出し品と非常備蓄品

いざというときに備えて、非常持ち出し品と非常備蓄品を用意しておきましょう。非常持ち出し品は、災害が発生して避難するとき、まず最初に持ち出すもので、非常備蓄品は、災害復旧まで最低3日間を生活できるように準備しておくものです。家族構成を考え、必要なものがそろっているか確認し、新しいものと取り換える必要があるものは、定期的に取り換えておきましょう。

基本の非常持ち出し品リスト

- 飲料水
- 非常食(3日分)
- 携帯ラジオ
- 懐中電灯(予備電池)
- ビニール袋・ゴミ袋
- 生理用品
- 衣類・軍手・眼鏡
- マスク
- タオル・ティッシュ・ウエットティッシュ
- マッチ・ライター
- 雨具・防寒着
- 救急医薬品・常備薬・お薬手帳
- 食品用ラップ
- 筆記具
- 新聞紙
- 貴重品(現金【小銭も】・預金通帳・健康保険証・運転免許証・印鑑)
- 歯ブラシ
- マウスウォッシュ

など



防災・防犯

乳幼児、妊婦がいる家族にプラス

日用品

- 紙おむつ
- おしりふき
- 授乳ケープ
- 母子健康手帳
- 母乳パット
- 子どものおもちゃ
- 健康保険証と子ども医療費受給者証コピー
- 哺乳瓶・使い捨て哺乳瓶
- おんぶ紐・だっこ紐
- ブランケット
- ガーゼハンカチ
- 子どもの衣類
- 紙コップ・スプーン

など

食料品

- 離乳食
- おやつ
- 粉ミルク・飲料水
- アレルギー対応食

など

高齢者・要介護者などがある家族にプラス

日用品

- 食料品
- 持病などの薬
- 身近な人の連絡先
- 障害者手帳
- 介護用品
- おむつ・紙パンツ
- 杖・入れ歯・老眼鏡
- 身元を記入したもの
- 入れ歯洗浄剤
- 補聴器

など

非常備蓄品

- 3日以上(可能な限りで1週間分程度)の食料と水(1人1日3ℓ)
- ビニール袋(ごみ、汚物用)
- カセットコンロ
- 毛布など

食料の備蓄は、特別な保存食を購入するだけでなく、例えば、カップ麺やお菓子、食パンなど、普段の買い物の際に少し余分に購入することでも対応できます。

広
告

災害に備えよう！

◆災害用伝言ダイヤル「171」

地震や火山の噴火、豪雨などによる災害が発生したときに、被災地への安否確認などの電話が殺到し、かかりにくい状態になった場合に開設されるものです。

▶利用可能な端末

一般電話、携帯電話、PHS、公衆電話など

▶利用方法

「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って音声の録音・再生を行います。

▶体験利用日

毎月1・15日、防災週間(8/30～9/5)、年始(1/1～3)、防災とボランティア週間(1/15～21)

◆災害用伝言板(Web171)(NTT)

災害用伝言板(Web171)では、伝言を伝えたい相手の連絡先を事前に登録できます。登録しておくことで、伝言が送信されます。詳しくは、<https://www.web171.jp/>

◆家族で防災会議を開きましょう！

災害に備え、家族で身を守る方法を話し合っておきましょう。

また、勤務先や学校などへの外出時に被災した場合の連絡方法などについて確認しておきましょう

▶防災情報伝達システム(屋外スピーカーからの放送)

避難に関する情報、緊急地震速報(豊川市で震度4以上の揺れを予測した場合)、その他の防災や人命などに関する情報を放送します。放送が聞き取れなかったときは、下記の番号から放送内容を確認できます。

☎0180-995-550

※通話料がかかります

◆豊川市防災アプリについて

「豊川市防災アプリ」は、緊急情報や屋外スピーカーからの放送内容など様々な情報を受け取ることができ、豊川市公式の防災アプリです。持ち歩く防災対策として、ぜひご利用ください。

各ストアから「豊川市防災アプリ」で検索しインストールするか、以下の二次元コードよりインストールしてください。

- ①市からのお知らせや緊急情報
- ②天気・気象機能
- ③防災マップ機能
- ④安否登録・検索機能



iPhone



防災アプリ



Android

▶とよかわ安心メール

とよかわ安心メールは、市から防災情報や市政に関する情報などを、ご登録いただいた携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせするサービスです。登録料は無料です。(ただし、登録やメール受信時のパケット通信料や回線使用料は本人の負担となります。)

大雨警報や暴風警報などの気象警報や津波情報などの気象情報は気象庁から発表され次第自動で配信されます。

▶登録方法

- ①携帯電話やパソコンから次の宛先に空メールを送ります。toyokawa@entry.mail-dpt.jp
- ②本登録のお願いメールが届きます。
- ③届いたメールに記載されているURLにアクセスし、サイトポリシーを確認のうえ同意します。
- ④防災・気象・火災など希望する項目にチェック。
- ⑤登録します。
※「本登録完了のお知らせ」のメールが届いたら登録完了です。

とよかわ安心メール
登録用QRコード



町内会

町内会は、一定の地域に住む人々が、住みよい豊かなまちづくりを目指して、地域におけるさまざまな問題(災害、犯罪防止、交通安全、ごみ処理など)の解決に取り組む、住んでいる人々の福祉の向上に努めている団体です。

生活情報や公的情報なども町内会を通して提供されますので、町内会に加入して、地域でのふれあいの輪を広げ、お互いに助け合う共同意識を高めましょう。

▶町内会に加入するには

町内会長さんなどの町内会役員に「町内会加入届」を提出する必要があります。町内会によっては、この他にも書類が必要になることがありますので、町内会長さんなどにご確認ください。町内会加入届は、市民協働国際課、各支所などにあります。(市ホームページからダウンロード可)お住まいの地域の町内会、町内会長さんが分からない場合は、市民協働国際課(☎89-2165)へお問い合わせください。



防災・防犯

不審者情報

愛知県警察の安全安心マップへのリンクを作成し、最新の不審者情報を市のホームページで閲覧できるようにしています。また、警察署では署単位で不審者情報などを登録者にメール配信する「パトネットあいち」を実施しています。登録方法などは愛知県警のホームページをご覧ください。

防犯メール配信

各小・中学校から、希望する保護者やスクールガードの携帯電話などにメールを配信しています。

登録を希望される方は、各学校にお問い合わせください(教育情報も配信しています)。

広告



住民登録・戸籍

住民登録・戸籍

市民課 ☎89-2136・☎89-2272 一宮支所 ☎93-3113 音羽支所 ☎88-8003
 御津支所 ☎76-4705 小坂井支所 ☎78-4068 プリオ窓口センター ☎89-9191

住民登録

住民基本台帳には、市民一人一人の氏名、住所、生年月日、性別などが記録されます。住所が変わったときや世帯主が変わったときは届け出てください。なお、外国人住民の方も同様の手続きが必要です。

届出の種類	届出期間	届出場所	届出に必要なもの	届出人
転入届	豊川市内に転入した日から14日以内	市民課、一宮・音羽・御津・小坂井支所、プリオ窓口センター	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(前住所地で発行) <input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳(加入者だけ) <input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者証明書または在留カードなど(外国人住民の方だけ) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード)	本人または世帯主
転出届	豊川市内から転出する直前		<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者だけ) <input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者証明書または在留カードなど(外国人住民の方だけ) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード)(転居・転出の方)	
転居届	豊川市内で住所を変え、住み始めた日から14日以内			
世帯変更届	変更した日から14日以内			

住民登録・戸籍

※届出人本人が確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)をお持ちください。
 ※代理人による届出の場合は、本人の委任状の他に代理人の認印と代理人本人が確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。

※転出届は郵送でもできます。①届出書(異動日、転出先、豊川市での住所、氏名、昼間に連絡可能な電話番号を記入)
 ②返信用封筒(返信用切手を貼ってください)③届出人本人が確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)のコピー④印鑑登録証(登録者)や国民健康保険証(加入者)を市民課に郵送してください。

※受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで(プリオ窓口センターは午前10時から午後5時まで)です。
 土・日曜日、祝日、年末年始は受け付けできません。

※外国人住民とは、外国籍で日本に中長期にわたり適法に滞在する方および特別永住者の方です。

広 告

特別永住者証明書の更新手続き

特別永住者の方で、外国人登録証明書または特別永住者証明書の有効期限が近づいた方は、更新の手続きが必要です。市役所、各支所で更新などの手続きができます。

◆手続きに必要なもの

外国人登録証明書または特別永住者証明書、顔写真(縦4cm×横3cmで提出前3ヶ月以内に撮影したもの)、パスポート(お持ちの方だけ)

◆届け出期間

有効期間満了日の2か月前から満了日まで(16歳の誕生日が満了日の方は、有効期間満了日の6か月前から満了日まで)

証明などの手数料

区分	種類	手数料
戸籍	全部事項証明書(謄本)	1通450円
	個人事項証明書(抄本)	
	身分証明書	1通200円
戸籍の附票(除票を含む)の写し		
除籍・改製原戸籍	除籍全部事項証明書(除籍謄本)・改製原戸籍謄本	1通750円
	除籍個人事項証明書(除籍抄本)・改製原戸籍抄本	
住民基本台帳	住民票(除票を含む)の写し	1通200円
	住民票に関する証明	1件200円
マイナンバー(個人番号)	個人番号カード再発行※1	1件800円
印鑑	印鑑登録証明書	1通200円

※1 再発行時に電子証明書を希望される方は、手数料(200円)が別に必要となります。

コンビニ交付をご利用ください

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストアなどにあるマルチコピー機で各種証明書が取得できます。

◆利用できる方

利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方で、豊川市に住民登録または本籍がある方

◆利用できる時間

午前6時30分から午後11時まで(メンテナンス日を除く)

◆利用方法

マルチコピー機操作画面の「行政サービス」を選択後、画面案内に従って操作します。マイナンバーカード(個人番号カード)の読み取り、暗証番号(数字4桁)の入力、証明書の選択、手数料の投入などが必要です。

◆コンビニ交付で取得できる証明書

豊川市に住民登録、印鑑登録がある方		
住民票の写し	本人および同一世帯の方の住民票	1通200円
印鑑登録証明書	本人の証明書	1通200円
豊川市に本籍がある方		
戸籍謄抄本(全部事項証明書、個人事項証明書)	本人および同一戸籍の方の証明書	1通450円
戸籍の附票の写し		1通200円

※証明書の交換、手数料の返金はできません。

※取得できるのは最新の証明書で、住民票除票や除籍などは取得できません。また、婚姻、転入などの異動があった場合、証明書が数日間取得できないことがあります。

次ページへ続く



広告

印鑑登録

◆印鑑登録ができる方

豊川市の住民基本台帳に記載されている方です。ただし、15歳以上で、登録の意思確認ができることが条件です。登録する印鑑は1人1個に限られます。夫婦であっても1個の印鑑を2人で登録することはできません。

◆登録申請に必要なもの

①印鑑(ゴム印、欠けている印鑑、家族で同じ印影と思われる印鑑、磨耗の激しい印鑑は登録できません)②本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

◆印鑑登録証明書の申請

印鑑登録証を必ずお持ちのうえ、登録者の住所、氏名、生年月日を申請書に記入してください。

◆印鑑登録ができる場所

市民課、一宮・音羽・御津・小坂井支所、プリオ窓口センター

マイナンバー(個人番号)カード

平成28年1月から、マイナンバーカードの交付が開始されています。マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明や本人確認の際の公的な書類として利用でき、また様々な行政サービスを受けることができるICカードです。

◆選べる申請方法

申請方法		必要なもの	
①	郵送による方法	<input checked="" type="checkbox"/> 証明写真(6か月以内に撮影したもの) <input checked="" type="checkbox"/> 交付申請書 <input checked="" type="checkbox"/> 封筒	
②	スマートフォンで申請	<input checked="" type="checkbox"/> 交付申請書 <input checked="" type="checkbox"/> スマートフォン <input checked="" type="checkbox"/> 顔写真データ	
③	パソコンで申請	<input checked="" type="checkbox"/> 交付申請書 <input checked="" type="checkbox"/> パソコン <input checked="" type="checkbox"/> 顔写真データ	
④	証明写真機で申請	<input checked="" type="checkbox"/> 交付申請書 <input checked="" type="checkbox"/> 写真代 ※マイナちゃんが目印の写真機 	

※申請から約1か月半から2カ月後、市区町村から「交付通知書」がとどきます。交付通知書に記載の必要書類を持参して、ご本人様がマイナンバーカードを受け取りに来てください。

※交付申請書がお手元がない場合は、住民票のある市区町村にて再発行できます。

◆受け取りに必要なもの

マイナンバーカード交付通知書(案内に同封しているハガキ)

通知カード(お持ちの方のみ)

有効期限満了に伴うマイナンバーカード(お持ちいただけない場合は、有料となります。)

住民基本台帳カード(作った方のみ)

本人確認書類	
①	<input checked="" type="checkbox"/> 官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類 例:運転免許証、在留カード(顔写真付き)、旅券、特別永住者証明書等
②	<input checked="" type="checkbox"/> 本人の氏名と住所、又は氏名と生年月日の記載がある本人確認書類 例:健康保険証、医療受給者証、介護保険の被保険者証、年金手帳、社員証、学生証等

受け取りの際は、①が1点又は②が2点必要になります。

※本人確認書類についての注意事項

- ・氏名、住所が最新のもので、住民票上の一致しているもの。
- ・有効期限を経過している書類は、本人確認書類として使用できません。
- ・原本を提示してください。(お手続きにて複写させていただきます。)

戸籍の届け出

個人の氏名、生年月日、親子関係、夫婦関係などを証明するのが戸籍です。出生や死亡の他、婚姻、離婚、養子縁組など親族関係に変更が生じるときは届け出てください。

届出の種類	届出期間	届出場所	届出に必要なもの	届出人
出生届(届出書は病院などでもらってください)	生まれた日から14日以内	父母の本籍地か住所地、出生地の市町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 届出書 <input checked="" type="checkbox"/> 出生証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑(押印は任意)	①父・母②同居者③お産に立ち会った医師・助産師
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地、届出人の住所地または死亡地の市町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 届出書 <input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書または死体検案書 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑(押印は任意)	①死亡者の同居の親族②その他の親族③同居者など
婚姻届	届け出をした日から法律上の効果が発生します	夫または妻の本籍地か住所地の市町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 届出書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本または全部事項証明書(届出地に本籍がない方だけ) <input checked="" type="checkbox"/> 夫・妻の印鑑(押印は任意)	夫・妻
離婚届	同上	夫婦の本籍地か住所地の市町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 届出書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本または全部事項証明書(届出地に本籍がない場合) <input checked="" type="checkbox"/> 夫・妻の印鑑(押印は任意)	夫・妻
養子縁組届	届け出をした日から法律上の効果が発生します	養親・養子の本籍地か住所地の市町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 届出書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本または全部事項証明書(届出地に養親・養子の本籍がない場合) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑(押印は任意)	①養親・養子 ②代諾者
転籍届	同上	転籍者の本籍地・住所地か転籍地の市町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 届出書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本または全部事項証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 筆頭者・配偶者の印鑑(押印は任意)	戸籍の筆頭者・配偶者

※上記の詳細、外国人に関する届け出、その他の届け出に関することは、市民課までお問い合わせください。

※閉庁時の戸籍の届け出(出生、婚姻など)は、市役所の執務時間以外でも受け付けています。閉庁時に届け出る方は、市役所本庁舎の北玄関横の当直室へお越しください。プリア窓口センターでは、毎日(プリア休業日と年末年始を除く)午後7時まで受け付けできます。

※婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届を届け出する際に本人確認をさせていただきます。運転免許証など官公署発行の顔写真が添付された証明書をお持ちください。

市役所以外の窓口のご案内

一宮・音羽・御津・小坂井支所、プリア窓口センター、全国のコンビニエンスストアなどでも、各種証明書の交付を行っていますので、ご利用ください。(P53を参照)

なお、窓口での申請の際、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証やパスポートなど)をお持ちください。また、コンビニ交付にはマイナンバーカード(個人番号カード)が必要です。

	支所	プリア窓口センター
窓口	一宮・音羽・御津・小坂井支所	プリア窓口センター(プリア5階)
利用日	月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)	毎日(プリア休業日と年末年始を除く)(注1)
利用時間	午前8時30分～午後5時15分	午前10時～午後7時(注1)

(注1) プリア窓口センターでのパスポート申請・受け取りは、月～金曜日(受け取りは日曜日を含む)の午前10時から午後5時までです。土曜日、祝日の取り扱いはありません。

業務内容	支所	プリア窓口センター
住民票(除票を含む)の写し、記載事項証明書	○	○
印鑑登録	○	○
印鑑登録証明書	○	○
戸籍・除籍の謄抄本、附票(除票を含む)の写し	○	○
住民異動届(注2)	○	○
戸籍に関する届け出(注3)	○	○

業務内容	支所	プリア窓口センター
旅券(パスポート)の発給(注1)	×	○
所得証明書	○	○
市県民税、固定資産税等課税証明書	○	○
市県民税、固定資産税等納税証明書	○	○
市税等の納付	○	○
軽自動車税納税証明書	○	○
国民健康保険証の再交付	○	○
後期高齢者医療保険証の再交付	○	×
福祉医療費受給者証等の再交付	○	×
介護保険証等の再発行	○	×
水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、受益者負担金・分担金の納付	○	○
粗大ごみシールの販売	○	○
保育料・一時預かり事業利用料・放課後児童クラブ負担金	○	○

(注2) 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで(プリア窓口センターは午前10時から午後5時まで)です。土・日曜日、祝日の受け付けはできません。

(注3) 平日の午前8時30分から午後5時15分以外の時間は、受け取りだけになります(利用時間外の各支所での受け取りはできません)。

税・税の証明

税・税の証明

② 資産税課 ☎89-2130 市民税課 ☎89-2129 収納課 ☎89-2162
 一宮支所 ☎93-3113 音羽支所 ☎88-8003 御津支所 ☎76-4705
 小坂井支所 ☎78-4068

令和4年度市税等納期限一覧

納期限	対象	市県民税	軽自動車税 (種別割)	固定資産税・ 都市計画税	国民健康保険料	後期高齢者 医療保険料
令和4年5月31日(火)			全期	1期(全期)		
6月30日(木)		1期(全期)				
8月1日(月)				2期		1期
8月31日(水)					1期	2期
9月30日(金)		2期			2期	3期
10月31日(月)				3期	3期	4期
11月30日(水)					4期	5期
12月28日(水)		3期			5期	6期
令和5年1月31日(火)				4期	6期	7期
2月28日(火)		4期			7期	8期
3月31日(金)					8期	9期



税・税の証明

◆納付場所[令和4年4月1日現在]

①市の指定した金融機関(豊川信用金庫、三菱UFJ銀行、ひまわり農業協同組合、名古屋銀行、豊橋商工信用組合、蒲郡信用金庫、豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、東海労働金庫) ②豊川信用金庫豊川市役所出張所(本庁舎1階) ③豊川市役所 ④一宮支所 ⑤音羽支所 ⑥御津支所 ⑦小坂井支所 ⑧プリオ窓口センター(納付書をお持ちの方に限る) ⑨コンビニエンスストア(コンビニエンスストア対応のバーコード表示があるもので納期限内に限る)など

※公的年金や給与から特別徴収(天引き)により納めていただく方は、対象となる公的年金や給与の支給日に特別徴収されます。なお、対象となる公的年金や給与は、別途、納税通知書等でご確認ください。

広
告

市税の減免・猶予

納税義務者が次の要件に該当する場合、その状況に応じて市税の減免などを受けることができます。

◆個人市民税

生活保護を受けている場合、災害などに遭った場合など

◆軽自動車税(種別割)

身体に障害のある方などが所有している場合など

◆固定資産税

生活保護を受けている場合、災害などに遭った場合

◆徴収猶予・換価の猶予

本人や生計を一にする親族の病気やけが、財産の災害・盗難などにより納税できない場合など

口座振替をご利用ください

口座振替とは、各納期限の日に指定された預貯金口座から自動的に振り替えによって納付を済ませる制度です。申し込みは、預貯金通帳とその届出印をお持ちの上、金融機関で手続きしてください。申し込み用紙は市内各金融機関に備えてあります。

期限内納付にご協力ください

納期限を過ぎた市税などには、延滞金が加算されることがあります。また、滞納したままですと、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることがありますので、納期限内の納付にご協力ください。

クレジットカード・インターネットバンキング納税

インターネットウェブサイト上で、次の税金等を納付することができます。なお、ご利用の際には、別途システム使用料が必要となります。納付手順については、市ホームページをご確認ください。

- ①市県民税(普通徴収)
- ②固定資産税・都市計画税
- ③軽自動車税(種別割)
- ④国民健康保険料(普通徴収)

スマートフォン決済

PayPay、LINEPay、PayB、auPAYのスマートフォン決済アプリを利用して次の税金などを納付することができます。納付の手順については、市ホームページをご確認ください。

- ①市県民税(普通徴収)
- ②固定資産税・都市計画税
- ③軽自動車税(種別割)
- ④国民健康保険料(普通徴収)
- ⑤後期高齢者医療保険料(普通徴収)



税・税の証明

市税に関する証明・閲覧・複写

種類	主な使用目的	手数料	本人確認	資産税課	支所
◎ 所得証明	融資、年金等の申請	1通200円	要	○	○
◎ 課税所得証明(または非課税証明)	高校授業料軽減、医療関係の申請、公営住宅入居申込	1通200円	要	○	○
◎ 納税証明	融資	1税目1年度 1通200円	要	○	△
納税証明(軽自動車税)	軽自動車継続検査(車検)	無料	不要	○	○
◎ 課税証明	融資	1税目1年度 1通200円	要	○	○
◎ 評価証明(土地・家屋)	融資、登記	1通200円	要	○	○
◎ 所有証明(土地・家屋)	建築確認申請	1通200円	要	○	○
◎ 公課証明(土地・家屋)	売買、競売申立	1通200円	要	○	○
所在証明	車の登録、車庫証明	1通200円	要	○	×
住宅用家屋証明	登録免許税の軽減	1件1,300円	印鑑が必要	○	×
◎ 名寄帳複写	土地・家屋の評価額・税額確認	1件200円	要	○	×
固定資産課税台帳閲覧	土地・家屋の種類・地積・床面積等の確認	1件200円	不要	○	×
◎ 固定資産価格通知書	土地・家屋(法務局提出用)の登記	無料	要	○	×
地籍図複写	土地の形状確認	1件300円	不要	○	×
◎ 家屋見取図複写	家屋の形状確認	1件200円	要	○	×

※◎印のあるものは、本人、または、同一世帯の親族の方、本人の同意書または委任状をお持ちの方に限り受け付けます。亡くなられた方の証明が必要な場合は、申請者との相続関係が明らかになる書類の提示が必要となります。

※本人確認には、個人情報保護のため、マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、健康保険証、外国人登録証など公的証明書をお持ちください。

※△印：一宮・音羽・御津・小坂井支所では、法人市民税の納税証明書の交付はできません。

※プリアオ窓口センターで受け取れるものについては55ページをご覧ください。



国民健康保険

国民健康保険

📞 保険年金課 ☎89-2135・89-2118

加入対象者

生活保護を受けている方と他の健康保険に加入している方以外の方は、国民健康保険(国保)に加入します。

加入の届け出はお早めに

国保以外の健康保険の資格がなくなった時、または国保の加入者で豊川市に転入してきた時は、届け出をしてください。国保に加入する資格は、他の健康保険を喪失した日(退職日の翌日)、または豊川市に転入した日から発生します。届け出は、加入資格の発生した日から14日以内です。保険料は資格発生時にさかのぼってかかりますが、届け出が遅れますと、医療費は自己負担となることがあります。

国保の加入者が交通事故にあったら

交通事故など第三者の行為によって受け取った医療費は、原則として加害者が過失割合に応じて負担すべきものです。しかし、賠償が遅れるときなどは、一時的に国保で治療を受けることができます。このとき国保で負担した費用は国保から加害者へ請求しますので、必ず保険年金課へ届け出てください。

必要な書類

- 第三者行為による診療開始届(用紙は保険年金課、市ホームページにあります)
- 国民健康保険証
- 交通事故証明書(警察へ申請)
- 事故発生状況報告書
- 同意書

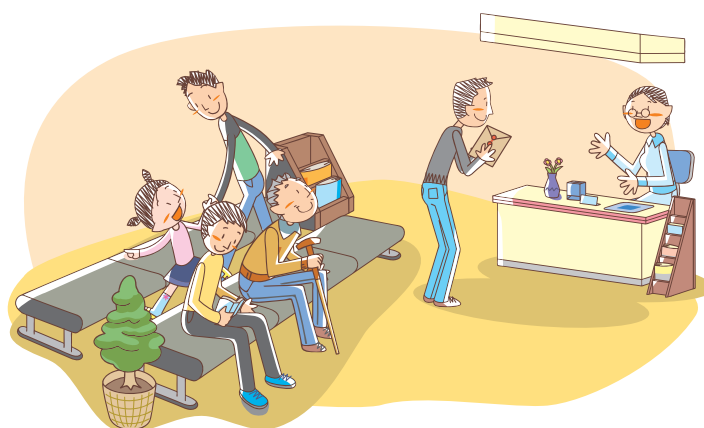
保険料

保険料額は、前年所得や加入人数などによって8月の本算定で決まります。保険料は、年8回に分けて納めていただきます(特別徴収の方は年6回です)。納付義務は世帯主にあるため、通知は、すべて世帯主宛となります。40歳以上65歳未満の方は、医療分・後期高齢者支援分の保険料に介護分の保険料が加わります。(納期はP56を参照)

なお、前年所得が一定の基準以下の世帯は、保険料の軽減が受けられます。また、保険料の減免制度もあります。

特定健康診査・特定保健指導

40歳以上75歳未満の国保被保険者を対象に、メタボリック症候群・予備群を見つける特定健康診査を実施します。対象者には受診券をお送りします。特定健康診査の結果、生活習慣改善の必要性が高いと思われる方には、後日、特定保健指導利用券を送付し、特定保健指導を行い、生活習慣改善の支援をします。



国民健康保険

資格の届け出

◎届け出は14日以内に

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
入るとき	豊川市内に転入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 出生届出済証明
	生活保護を受けなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護廃止決定通知書
やめるとき	豊川市外に転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証と新しく入れた健康保険の保険証(職場の保険証が未交付のときは証明できるもの)
	死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証(下表の葬祭費もご覧ください)
	生活保護を受けるようになったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護開始決定通知書
その他	住所・氏名・世帯に変更があったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証
	保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 身分を証明するもの(顔写真付きのもの1点、または顔写真のないものは種類の異なるもの2点) <input checked="" type="checkbox"/> 使えなくなった国民健康保険証
	子どもが進学などで他の市区町村に転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書または学生証の写し

※「届け出に必要なもの」の他に、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードなど)が必要です。

※職場の健康保険に入った後に国民健康保険証を使ってしまった場合、医療費の返納などのご負担をお願いすることがありますので、ご注意ください。

※代理人による届け出の場合は、本人の委任状の他、代理人が確認できる身分証明書(運転免許証などの顔写真付きのもの)が必要です。



国民健康保険

療養費等の届け出

給付名	内容	届け出に必要なもの
療養の給付	国民健康保険証を提示して病院などにかかる時、かかった医療費の3割(小学校就学前は2割。70歳以上は2割(ただし現役並所得者は3割))が自己負担となり、残りを国保が負担します。	手続きはありません
療養費	国民健康保険証を提示できず治療を受けたとき、また、コルセットなどの補装具代を全額自己負担した場合、申請により国保で審査し、決定した額から自己負担分を除いた額を支給します。	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 治療費(補装具)の領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 医師の意見書(補装具の場合) <input checked="" type="checkbox"/> レセプト(保険証を提示しなかった場合)
高額療養費	1カ月の医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分について支給します。該当する世帯には申請書を郵送します。	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 医療機関に支払った一部負担金の領収書
移送費	医師の指示で、緊急的な必要性があり移送され、国保で認められた場合に支給します。	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 移送にかかった費用の領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 医師の意見書
出産育児一時金	被保険者が出産したとき、408,000円を支給します(産科医療補償制度加入の医療機関でかかった場合は420,000円)。直接支払い制度を利用された場合で、出産費用が一時金よりも少ない場合は、その差額を支給します。	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 出産の際に支払った領収書(明細書) <input checked="" type="checkbox"/> 直接支払制度同意書
葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に50,000円を支給します。	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 喪主の確認ができる書類
結核医療付加金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(結核に係る医療に限る)・37条の2にかかる患者自己負担額を支給します。(通常は、医療機関で支払う際に付加金相当分が引かれて請求されます)	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 結核医療で支払った一部負担金の領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 患者票

※表内の「届け出に必要なもの」の他に、世帯主および対象者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードなど)が必要です。



国民年金

国民年金

🔍 保険年金課 ☎89-2177

加入対象者

20歳以上60歳未満の方はすべて国民年金への加入が義務づけられています。20歳になったら、日本年金機構(厚生年金、共済年金加入者を除く)から納付書などが届きます。

加入形態

▶第1号被保険者

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農業・自営業・自由業・学生・無職の方など(老齢・退職年金受給者を除く)

▶第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

▶第3号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

保険料

令和4年度の定額保険料は、1カ月16,590円です。保険料を納めることが困難な方のために、各種免除・猶予制度があります。なお、保険料の請求は豊川年金事務所(☎89-4042)から納付書が送付されます。また、前納・口座振替・クレジットカード納付では、保険料の割引などもあります。



豊川年金事務所



国民年金

年金給付の種類

種類	受給の資格ができるとき
老齢基礎年金	保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間の合計が10年以上ある方が65歳になったとき。
障害基礎年金	国民年金加入中に初診日がある病気やけがなどが原因で、障害認定日、またはその後65歳になるまでの間に一定の障害が残ったときに支給されます。初診日前の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上必要。また、20歳前の傷病による場合でも支給されます。
遺族基礎年金	加入期間中の死亡、または保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間の合計が25年以上ある方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた「18歳未満の子のある妻または夫」または「18歳未満の子」に支給されます。なお、加入中の死亡の場合、亡くなった方の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上必要。
寡婦年金	保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上ある夫(第1号被保険者)が年金を受けずに死亡したとき、10年以上婚姻関係がある妻に60歳～65歳までの間支給されます(夫が受けるべき年金額の4分の3)。
死亡一時金	第1号被保険者として3年以上保険料を納めた方が年金を受けずに死亡したとき。
福祉年金(老齢福祉)	年齢や所得などについて制限があります。保険年金課へお問い合わせください。
特別障害給付金	①平成3年3月31日以前に国民年金任意加入対象であった学生②昭和61年3月31日以前に国民年金任意加入対象であった被保険者などの配偶者。資格要件があるので、保険年金課へお問い合わせください。
年金生活者支援給付金	・老齢(補足的老齢)基礎年金を受給している方 ・障害基礎年金を受給されている方 ・遺族基礎年金を受給されている方 ※それぞれ所得制限等の要件がありますので、詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

※年金受給手続きには、対象者等のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードなど)、年金手帳、印鑑、全部事項証明書(戸籍謄本)、預貯金通帳、その他給付の種類により住民票などの添付書類が必要です。詳しいことは、保険年金課へお問い合わせください(第3号被保険者期間のある方が老齢基礎年金を請求するときは、豊川年金事務所へ)。

必要な届け出

◆保険年金課へ

届け出が必要なとき		届け出に必要なもの
会社をやめたとき		<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳(以前加入していた方) <input checked="" type="checkbox"/> 退職証明書
外国に居住していた日本人が帰国したとき		<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> パスポート
外国人が日本に住所を有したとき		<input checked="" type="checkbox"/> 在留カード <input checked="" type="checkbox"/> パスポート
豊川市内に転入したとき		<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳
豊川市内から転出したとき(転出先で手続きをしてください)		
厚生年金保険や共済組合の加入者の扶養からはずれる場合	配偶者が退職したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 本人と配偶者の年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 退職証明書
	被扶養者の年収が認定基準を超えたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 本人と配偶者の年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者の健康保険証
	失業給付金を受けるようになったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養を削除された証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証など
	離婚したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本(離婚日がわかるもの)など
	配偶者が死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 本人と配偶者の年金手帳
	配偶者が65歳になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 本人と配偶者の年金手帳

※表内の「届け出に必要なもの」の他に、対象者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードなど)が必要です。



国民年金

◆勤め先へ

届け出が必要なとき		届け出に必要なもの
厚生年金保険や共済組合の加入者の扶養になる場合	結婚したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 本人と配偶者の年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者の健康保険証
	パートなどの収入が少なくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者の健康保険証
	失業給付を受けなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 本人と配偶者の年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者の健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証(支給終了記載のもの)
	会社をやめたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 本人と配偶者の年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者の健康保険証
	配偶者が就職したとき	
第3号被保険者の配偶者が会社などを変わったとき		

※表内の「届け出に必要なもの」の他に、対象者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードなど)が必要です。



後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

📞 保険年金課 ☎89-2164

被保険者

75歳以上の方及び65歳から74歳までで一定の障害のある方。

保険証

対象者の方に保険証を一人に1枚お渡しします。医療機関にかかるときは、必ず提示してください。75歳になる方には、誕生日の前月(1日生まれの方は前々月)末ごろに保険証をお送りします。保険証は、1年ごとに更新して毎年8月に新しい保険証になります。新しい保険証の有効期限は翌年の7月31日です。

※令和4年度については、10月からの窓口負担2割の導入に伴い、8月と10月の2回、新しい保険証になります。

保険料

保険料額は、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。また、保険料は、原則として年金から天引き(特別徴収)により納めていただきます(後期高齢者医療制度に加入後、半年から1年程度は、納付書または口座振替(普通徴収)により納めていただきます)。ただし、年金の受給額などにより、年金からの天引き(特別徴収)の対象とな

らない方は、納付書または口座振替(普通徴収)により納めていただきます。(普通徴収の納期はP56を参照)

被保険者が交通事故にあったら

交通事故など第三者の行為によってけがや病気をした場合、保険証を使えますが、必ず保険年金課へ届け出てください。この届け出により、愛知県後期高齢者医療広域連合が、被保険者に代わって、過失に応じた医療費を相手方へ請求することになります。

必要な書類

- 後期高齢者医療被保険者証
- 交通事故証明書(警察へ申請)
- 印鑑

後期高齢者医療健康診査

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見するために、無料で受診することができる健康診査を年1回実施します。被保険者の方には受診券をお送りします。

後期高齢者医療制度

こんなときは届け出を

こんなとき	届け出に必要なもの
県外に転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証
県外から転入するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 負担区分等証明書
県内・市内で住所が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証
生活保護を受け始めたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証
死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 喪主の確認ができる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳(喪主および相続人)
65歳から74歳までの一定の障害のある方で後期高齢者医療制度に加入するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 加入中の被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳等
高額療養費/高額医療・高額介護合算療養費を受けるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 支給申請のお知らせ(ハガキ) <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳
医師の指示によりコルセットなどの補装具を作ったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 補装具の領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 医師の意見書(装着証明書) <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳
保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 身分を証明するもの(運転免許証など顔写真があるものは1点、預貯金通帳など顔写真のないものは種類の異なるものを2点)

※表内の「届け出に必要なもの」の他に、対象者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードなど)が必要です。

※表内の「届け出に必要なもの」の他に、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」、「障害認定証明書」、「職場の健康保険などの被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書」は、ある方だけお持ちください。

※代理人による届出の場合は、本人の委任状の他に代理人が確認できる身分証明書(運転免許証など)が必要です。



介護保険・高齢者福祉

介護保険・介護予防

② 介護高齢課(東三河広域連合介護保険課豊川窓口) ☎89-2173・☎89-2105・☎89-3179

介護保険制度

平成30年4月から東三河広域連合が介護保険者となりました。これまでと同様に、相談や申請などの各種手続きについては、豊川市の窓口で行うことができます。また、東三河8市町村全ての窓口でも同様の手続きを行うことができます。

◆介護保険のしくみ

介護保険制度は、介護を必要とする方を社会全体で支える制度です。介護保険の加入者が保険料を出し合って、介護を必要とする方がサービスを利用できる仕組みになっています。

◆介護保険の加入者

65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳以上65歳未満の方で、職場の健康保険や国民健康保険などの医療保険に加入している方(第2号被保険者)が対象となります。

◆介護保険の保険料

65歳以上の方(第1号被保険者)は、前年中の本人の所得や世帯の課税状況などに応じて東三河広域連合が定め、老齢・退職・障害・遺族年金からの天引き(特別徴収)、または納付書や口座振替(普通徴収)にて納めていただきます。

40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)は、加入している医療保険の計算方法をもとに定められ、医療保険料と一緒に納めていただきます。

◆介護(介護予防)サービス

介護サービスは、介護認定で要介護1~5の認定を受けた方が利用できるサービスです。居宅介護支援事業者(ケアマネジャーなど)にご相談ください。

介護予防サービスは、介護認定で要支援1または2の認定を受けた方が利用できる生活機能の維持・向上を目的としたサービスです。お住いの地区の高齢者相談センターにご相談ください。



介護保険・高齢者福祉

次ページへ続く

広告

▶主なサービス

居宅サービス

居宅において受けるサービスや施設に通所や短期入所をして受けるサービスです。

①訪問介護(ホームヘルプサービス)②訪問入浴介護③訪問看護④訪問リハビリテーション⑤居宅療養管理指導⑥通所介護(デイサービス)⑦通所リハビリテーション(デイケア)⑧短期入所生活介護(ショートステイ)⑨短期入所療養介護(ショートステイ)⑩特定施設入居者生活介護⑪福祉用具の貸与⑫福祉用具購入費の支給⑬住宅改修費の支給⑭サービス計画の作成

施設サービス

施設に入所して受けるサービスで、要介護1~5の認定を受けた方が利用できます。

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※原則、要介護3以上の方②介護老人保健施設③介護療養型医療施設④介護医療院

地域密着型サービス

住み慣れた地域でサービス利用ができるように、地域の特性を活かしたサービスです。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護②地域密着型通所介護(デイサービス)③認知症対応型通所介護④小規模多機能型居宅介護⑤看護小規模多機能型居宅介護⑥認知症対応型共同生活介護(グループホーム)⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

介護予防・生活支援サービス事業

介護保険の要支援1または2の認定を受けた方と基本チェックリストにより事業対象者と判断された方を対象に、できる限り要介護状態にならないように、自立支援に向けて提供される訪問や通所によるサービスです。

一般介護予防事業

高齢者の「いつまでも元気で暮らしたい」という願いを支援するため、介護予防の普及啓発を行います。元気に暮らす「ちから」を高めるために、日常生活における「身体」、「栄養」、「口腔」、「こころ」などの介護予防に関する教室や出前講座を開催します。

また、高齢者に身近な活動の場を提供するため、住民主体の通いの場の創出や継続支援を行います。

高齢者の相談窓口

高齢者の方がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、在宅医療をはじめ、介護サービス、福祉、保健、権利擁護などのさまざまな相談に応じ、高齢者の生活を支援するところです。

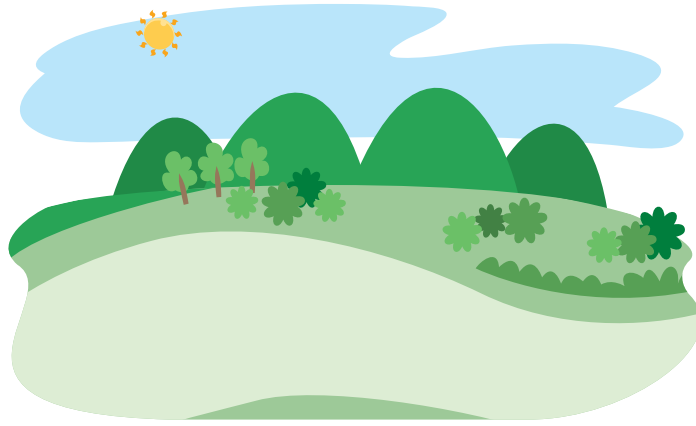
相談内容	施設名・所在地	連絡先	利用時間	担当地区 (中学校区)
介護保険や 介護予防、 権利擁護、 その他の福 祉サービス 等の総合的 な相談	豊川市東部高齢者相談センター： 東新町33-1 一宮出張所：上長山町本宮下1-1685	☎85-6110 FAX85-6131 ☎93-0801 FAX93-0804	8:30～17:15(月～金 曜日。東部高齢者相談セ ンターは第1土曜日と翌 日曜日も開館)	東部 一宮
	豊川市西部高齢者相談センター： 国府町下河原61-2 音羽出張所：赤坂町狭石1 御津出張所：御津町広石枋ヶ坪88	☎88-8005 FAX87-5452 ☎88-5940 FAX88-7927 ☎77-1502 FAX77-2330	8:30～17:15(月～金 曜日。西部高齢者相談セ ンターは第4土曜日と翌 日曜日も開館)	西部 音羽 御津
	豊川市南部高齢者相談センター： 山道町2-49 小坂井出張所：小坂井町大堀10	☎89-8820 FAX89-8812 ☎78-4584 FAX78-3242	8:30～17:15(月～金 曜日。南部高齢者相談セ ンターは第2・5土曜日 と翌日曜日も開館)	南部 小坂井
	豊川市北部高齢者相談センター： 平尾町親坂36 代田出張所：諏訪西町2-158-1 金屋出張所：金屋元町2-53-1	☎88-7260 FAX88-7261 ☎89-8070 FAX89-9112 ☎85-6258 FAX89-8815	8:30～17:15(月～金 曜日。北部高齢者相談セ ンターは第3土曜日と翌 日曜日も開館)	中部 代田 金屋
在宅診療	在宅医療サポートセンター：諏訪1-1	☎56-7011 FAX56-7012	9:00～17:00 (月～金曜日。お盆を除 く)	市内全域
在宅 歯科診療	訪問歯科相談センター：諏訪3-242-3	☎84-7757 FAX85-9817	9:00～17:00 (月・火・水・金曜日) 9:00～12:00 (木・土曜日)	

※祝日・年末年始を除く



介護保険・高齢者福祉

広 告



介護保険・高齢者福祉

広告

高齢者福祉サービス

📞 介護高齢課 ☎89-2105

サービスによって利用する場合の条件などがあります。詳しい内容は、介護高齢課へお問い合わせください。

在宅での生活を支援する事業・サービス

◆まごころ給食サービス事業

栄養状態の改善が必要な在宅の一人暮らし高齢者などの方に、昼食または夕食を配達するとともに、安否の確認をします。

内容

毎週月曜日から日曜日まで必要に応じて、1日につき1食(昼食または夕食)、1週につき5食を上限に配達

費用 1食あたり市が305円負担します

◆ひとり暮らし高齢者ガス安全対策事業

ガス漏れを防止するため、ガスを自動的に遮断しガス漏れを知らせる機器を設置します。

対象

65歳以上の一人暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯など

費用 無料(設置のための工事費用は自己負担)

◆緊急通報システム事業

急病や災害時に緊急ボタンを押すことにより、助けを求めることができる緊急通報システム用の機器を貸与します。

対象

65歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯で、市が必要と認めた方(緊急性の高い疾患があり、緊急時に自力で助けを呼ぶことが困難であるなど)、または高齢者のみの世帯で要支援2以上かつ市民税非課税世帯の方

費用

無料(ただし設置状況により費用負担が発生する場合があります)

◆寝具洗濯サービス事業

ねたきり、一人暮らし高齢者および重度心身障害者の方が利用している寝具のクリーニングを年2回行います。

対象

65歳以上の寝たきり、一人暮らしおよび重度心身障害者のいる世帯で、前年分の所得税が非課税の世帯の方など

費用 無料



介護保険・高齢者福祉

次ページへ続く

広告

◆避難行動要支援者支援制度登録事業

大規模の災害時に人的被害の防止・軽減を図るため自主防災会をはじめ関係者の協力により避難誘導が速やかに実施できるよう、あらかじめ氏名、住所などの必要な事項を市に登録する制度です。

対象

65歳以上の一人暮らし高齢者、または介護保険の要介護3～5に認定されている方などで、台帳登録を希望する方

費用 無料

◆日常生活用具給付事業

一人暮らし高齢者などの日常生活の便宜を図るため、自動消火器、電磁調理器を給付します。

対象

防火上の配慮が必要な65歳以上の一人暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯で、前年分の所得税が非課税の世帯の方など

費用 無料

◆高齢者交通料金助成事業

高齢者の外出を支援するため、豊鉄バス・豊川市コミュニティバス全線で利用できる回数券を年額2,000円分(100円券22枚綴り)助成します。

対象

申請時に70歳以上で、市民税が非課税の方

費用

無料(受付窓口で申請が必要)

受付窓口

介護高齢課、一宮・音羽・御津・小坂井支所、プリア窓口センター

在宅での介護を支援する事業・サービス

◆要介護高齢者等訪問理美容サービス事業

散髪などに出掛けることが困難な要介護者などの方に、理容師や美容師が訪問し自宅で散髪などが利用できるサービス券を支給します。(手続不要)

対象

介護保険の要介護3～5に認定され、在宅で介護を受けている(介護保険施設に入所していない)方など

交付枚数 年間3枚(1枚4,000円)

◆要介護高齢者介護用品支給事業

要介護者の方のうち、在宅で介護を受けている方の経済的な負担を軽減するために、介護用品引換券を支給します。(手続不要)

対象

介護保険の要介護3～5に認定され、在宅で介護を受けている(介護保険施設などに入所していない)方など

助成額

年額30,000円(月額2,500円、年2回に分けて支給)

◆家族介護用品給付事業

要介護者の方のうち、重度の要介護者の方を在宅で介護しているご家族の経済的な負担を軽減するために、介護用品引換券を支給します。(申請必要)

対象

介護保険の要介護4または5に認定され、在宅で介護を受けている(介護保険施設などに入所していない)方を介護しているご家族で、市民税非課税世帯の方

助成額

年額99,600円(月額8,300円、年2回に分けて支給)
※家族介護用品給付事業の対象となった方は、要介護高齢者介護用品支給事業の支給は受けられません。

認知症の方の生活を支援する事業・サービス

◆認知症高齢者等居場所検索支援事業

高齢者の見守りや行方不明時の居場所を早期に確認するため、GPSなどを用いた位置情報検索等サービスを利用する場合に、初期費用の一部を助成します。

対象

40歳以上の行方不明になる恐れのある方を、在宅で介護している家族または親族

助成額

位置検索サービスの利用開始に伴う機器購入などの初期費用を対象に、1人あたり5,000円を限度に助成

◆高齢者地域見守りネットワーク事業

認知症等による行方不明になる恐れのある高齢者について、事前に本人の身体的特徴や連絡先などの情報を登録し、行方不明になった場合、ネットワークを構成している団体などに迅速な情報提供を行います。

対象

65歳以上の、認知症などによる行方不明になる恐れのある高齢者など

費用 無料

◆高齢者見守りキーホルダー配布事業

緊急時に速やかに身元確認を行うことができるようにするため、65歳以上の一人暮らし高齢者などにキーホルダーまたはカードを配布します。

対象

65歳以上の一人暮らし高齢者の方や認知症の方など

費用 無料



生きがいのある生活を支援する事業・施設

◆いきいき元気メール配信事業

高齢者の方が「いきいき元気」に過ごすお手伝いをするために役立ついろいろな情報を週2回程度、携帯電話やパソコンにメールで配信します。

登録方法

《携帯電話の配信登録》

右のQRコードを読み取り、手順に沿って登録してください。

《パソコン・スマートフォンへの配信登録》

<https://mail.cous.jp/toyokawa/>にアクセスし手順に沿って登録してください。

新規登録



登録内容変更



◆老人クラブ活動

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な団体です。仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動などに取り組んでいます。

対象

市内に在住のおおむね60歳以上の方
※関心のある方は老人クラブ連合会事務局(☎83-5211)へお問い合わせください。

◆シルバー人材センター

シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢者に、臨時的な仕事を提供するとともに、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現などに取り組んでいます。

対象

市内に在住で、60歳以上の健康で働く意欲のある方
※関心のある方はシルバー人材センター事務局(☎84-1851)へお問い合わせください。

健康づくりを応援する施設

初めて利用される方は、身分証明などが必要な場合があります。事前に施設へお問い合わせください。

◆ふれあいセンター

☎88-7270

浴室や集会室、くつろぎコーナーなどを備え、高齢者の交流の場となっています。

所在地 平尾町親坂36

休館日 毎週月曜日、年末年始

利用時間

午前9時から午後5時まで

※浴室は午前9時30分から午後4時まで

対象

市内に在住の60歳以上の方は浴室を無料で利用できます。

◆健康福祉センター「いかまい館」

☎92-1377

天然温泉を利用した浴室や教養娯楽室があり、高齢者の交流の場となっています。

所在地 上長山町本宮下1-1685

休館日 毎週月曜日、年末年始

利用時間

午前9時から午後5時まで

※浴室は午前10時から午後4時まで

対象

市内に在住の60歳以上の方は浴室を無料で利用できます。

◆御津福祉保健センター

☎77-1500

浴室や集会室、くつろぎコーナーなどを備え、高齢者の交流の場となっています。

所在地 御津町広石枋ヶ坪88

休館日 毎週水曜日、年末年始

利用時間

午前9時から午後5時まで

※浴室は午前10時から午後4時まで

対象

市内に在住の60歳以上の方は浴室を無料で利用できます。



介護保険・高齢者福祉

広告

保健

保健

保健センター ☎89-0610

事業内容

※開催日時などは、広報「とよかわ」の保健コーナーでお知らせしています。

区分	事業名	対象・対象年齢	内容
健康づくり	生活習慣病予防講演会	市民	生活習慣病(ロコモ・糖尿病) 予防について学ぶ講演
	健康相談	市民	自分や家族の健康に関する相談
	食べ方と栄養相談	市民	自分や家族の食生活に関する相談
	こころの面接相談	市民	面接でこころの悩みなどの相談
	こころの電話相談	市民	電話でこころの悩みなどの相談(専用電話☎95-0783)
	男性のための食生活アップ教室	市民(男性)	健康管理の基本となる食を選ぶ力を身につける教室
	楽ちん栄養バランス教室(ばっちりコース)	市民	3回で自分や家族に合った適量(手ばかりや料理)が分かる教室
	楽ちん栄養バランス教室(ちょこっとコース)	市民	1回で自分や家族に合った適量(手ばかりや料理)が分かる教室
	男性のための体力アップ教室	市民(男性)	初心者向けの有酸素運動、ストレッチなどを実践する教室
	月1!エクササイズ	市民	簡単な体操や、はじまりの体操を体験できる初心者向けの教室
	こころの健康講演会	市民	こころの健康を保つコツを学ぶ講演
	けんこう講座	市民	病はお口から!最新のけんこう→健康→けんこうが分かる講座
	ウェルネス8020めざそう会	65歳以上で自分の歯が20本以上ありそうな方	8020達成の秘けつを探る講座
	健康づくり推進員養成講座	市民	健康づくりの市民ボランティアを養成する講座
	とよかわ健幸(けんこう)マイレージ	市内に在住、在勤、在学で18歳以上の方	健康づくりでポイントをためると協力店でサービスなどを受けられます
子どもを産み、育てる	母子健康手帳の交付	妊娠をしている方	妊娠から出産、育児の手引書で、母と子の健康に関する記録ができる母子健康手帳を発行(医療機関の発行した妊娠届出書が必要です)
	低体重児届	出生児の体重が2,500g未満の赤ちゃんとその家族	「妊産婦・乳幼児健康診査受診票綴」の中の低体重児届出書に記入の上、保健センターへ
	産前・産後ヘルパー利用費補助事業	支援者のいない妊産婦	家事支援などのヘルパーを利用した場合、費用の一部を補助(事前申請が必要)
	産後ケア事業	退院からおおむね産後6か月未満で支援の必要な母子	指定した産科機関等で受けた心身のケアや育児サポートに必要な費用の一部を助成(事前申請が必要)
	パパママ教室	主に妊産婦とその家族(講座ごとに異なります)	安心して出産・子育てをするための講話や体験・実習

保健

区分	事業名	対象・対象年齢	内容
子どもを産み、育てる	妊産婦歯科健診	妊婦、産後1年未満の方	お口の健康チェック(歯科医師による健診と歯科衛生士による結果説明)
	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月まで	体重測定、育児相談、予防接種予診票配布
	みんなで学ぶ! 赤ちゃんの気持ち	2~3か月児とその家族	子どもとの触れ合い方を学んだり、親同士が交流したりする場を提供
	モグモグ教室	5か月児とその家族	離乳食の進め方について、基本から分かりやすく学ぶ教室
	産後のからだ整え教室	産後2~3か月頃の方	ダメージを受けた産後の体を整える教室
	ママのリフレッシュエクササイズ	7・8か月児とその母	運動不足を解消し、親子で体を動かす楽しさを感じる教室
	親子ピタ・コチョコ教室	9か月児とその家族	親子遊びを通して、赤ちゃんの歯みがきや離乳食後期について学ぶ教室
	1歳からの子育て安心教室	1歳3~6か月児とその家族	1歳からの子育てポイントと親子遊びについて学ぶ教室(要予約)
	もうすぐ3歳! 知っ得教室	2歳11か月児とその家族	子どもの力を伸ばす食習慣を親子で体験できる教室
	双子ちゃん交流会	多胎児を妊娠中の方・就園前の多胎児とその家族	多胎児とのふれあいを楽しく学び、親同士の情報交換をしながら、子育ての楽しみや喜びを見つける交流会(要予約)
	育児相談	乳幼児とその家族	子どもの心身の発達や栄養の状態、育児や生活習慣に関する相談
	子ども栄養相談	就学前の子どもとその家族	肥満傾向や食事などに心配がある子供の栄養の状態や生活習慣に関する相談(要予約)
	心理士による関わり方相談	就学前の子どもとその家族	心理士による子どもの関わり方に関する相談(要相談)
	4か月児健診	4か月児	身長・体重の計測、診察、育児についての相談など
	1歳6か月児健診	1歳8か月児	身長・体重の計測、診察、歯科健診。希望者にはフッ化物塗布(無料)
	2歳児歯科健診	2歳2か月児	歯科健診、ブラッシング指導。希望者にはフッ化物塗布(無料)
3歳児健診	3歳6か月児	身長・体重の計測、診察、歯科健診、尿検査、目と耳の検査など	



保健

広 告

区分	事業名	対象・対象年齢	内容
予防接種	ロタウイルス ①ロタリックス ②ロタテック	①出生6週～24週後 ②出生6週後～32週	個別接種(各自医療機関で接種)
	ヒブ・小児用肺炎球菌	2か月～5歳未満	個別接種(各自医療機関で接種)
	B型肝炎	2か月～1歳未満	個別接種(各自医療機関で接種)
	DPT-IPV(4種混合)	3か月～7歳6か月未満	個別接種(各自医療機関で接種)
	DT(2種混合)	11歳～13歳未満	個別接種(各自医療機関で接種)
	BCG	5か月～1歳未満	個別接種(各自医療機関で接種)
	水痘	1歳～3歳未満	個別接種(各自医療機関で接種)
	MR(麻しん・風しん)	1歳～2歳未満、年長児に該当する年の4月1日～3月31日までの1年	個別接種(各自医療機関で接種)
	日本脳炎	3歳～7歳6か月未満・9歳～13歳未満	個別接種(各自医療機関で接種)
	ヒトパピローマウイルス感染症(HPV・子宮頸がん)	中学1年生から高校1年生の年齢相当の女子	個別接種(各自医療機関で接種)
	インフルエンザ	65歳以上※	個別接種(各自医療機関で接種)
	高齢者肺炎球菌	令和4年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方※	個別接種(各自医療機関で接種) 注記 今まで接種したことがない方に限ります
風しん抗体検査・定期接種	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性	個別検査・接種(各自医療機関で検査・接種)	

※個別に案内を送付します



保健

※60歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1級(心臓・じん臓・呼吸器・免疫)を有する方を含みます

広 告

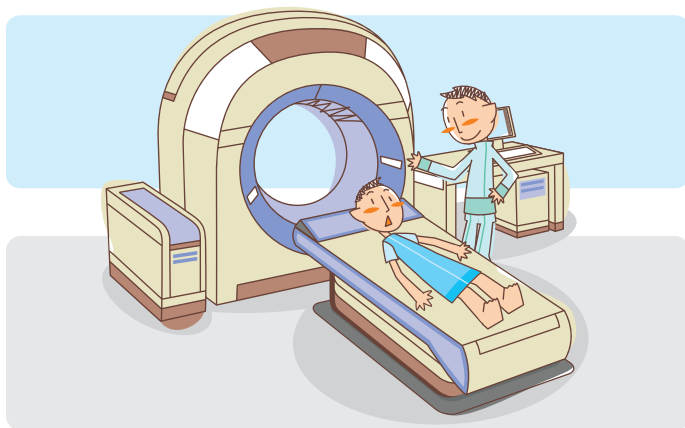


区分	事業名	対象・対象年齢	内容	
健康診査・がん検診	基本健康診査	16歳～39歳の方	集団健診または個別健診(各自医療機関で健診)	
	結核・肺がん検診	16歳以上の方	集団検診または個別検診(各自医療機関で検診)	
	胃がん検診	バリウム	42歳以上で偶数年齢の方	集団検診または個別検診(各自医療機関で検診)
		カメラ	50歳以上で偶数年齢の方	個別検診(各自医療機関で検診)
	大腸がん検診	40歳以上の方	集団検診または個別検診(各自医療機関で検診)	
	乳がん検診	エコー	30歳以上で偶数年齢の女性	個別検診(各自医療機関で検診)
		マンモグラフィ	40歳以上で偶数年齢の女性	集団検診または個別検診(各自医療機関で検診)
	子宮頸がん検診	20歳以上で偶数年齢の女性	集団検診または個別検診(各自医療機関で検診)	
	前立腺がん検診	50歳～70歳で偶数年齢の男性	集団検診または個別検診(各自医療機関で検診)	
	骨粗しょう症検診	30歳以上の方	集団検診(個別検診では実施しません)	
成人歯科健康診査	前年度20・25・30・35・45・50・55・60・65・70歳の方または、40健診対象の方	個別健診(各自医療機関で健診) 対象の方に無料受診券を郵送します		

※年齢は年度末年齢



保健



広
告

ワンコインがん検診

市では、がん検診が受けやすい環境を整備し、早期発見・早期治療につなげるため、各種がん検診を一項目につき、個別検診500円、集団検診0円で受けられます。

◆がん検診対象者

市内に在住で、勤め先などでがん検診を受診する機会のない方

◆受診するには

5月から実施される「個別検診」または「集団検診」で受診することができます。どちらも一部を除き事前予約制です。

◆予約の申込方法

▶個別検診(医療機関検診)

受けたい医療機関へ直接お申込みください。

▶集団検診

- 予約開始日以降に、直接、または電話で保健センター(予約専用 ☎95-0075)へ。(平日午前8時30分から午後5時15分まで)
- WEB予約で24時間申込が可能です。市ホームページ(右記QRコード)を参照してください。



早期発見のお手伝い

◆個別検診とは

市内の医療機関で個別に行います。受診を希望する方が直接、医療機関に申込をするものです。実施期間は5月から翌年の2月までです。終了間際には予約が取れなくなることがあるため、年内の受診をお勧めします。



▼肺がん検診の様子



▲胃がん検診の様子

◆集団検診とは

市内公共施設の各会場において、検診車などにより行う検診です。実施期間は5月から1月までです。市で実施する集団検診については、それぞれ日程や、申込方法、受診可能な検診項目が異なります。



糖尿病予防

豊川市では、平成27年度に「豊川市糖尿病予防プロジェクト」を立ち上げ、各関係機関とその課題の解決に向けた取り組みを重点的に行っています。

国保特定健診の結果から豊川市は愛知県内でも糖尿病に要注意の地域となっています。糖尿病への理解を深め、生活を見直しましょう。

ヘモグロビンエーワンシー

HbA1cとは

過去1~2カ月の血糖値の平均を示す値です。糖尿病と密接な関係があります。



◆年に1度、健診を受けましょう!

▶16~39歳(基本健診)

職場・学校などの健診を受ける機会のない方を対象に豊川市が実施しています。

▶40歳以上(特定健診・後期高齢者医療健診)

各医療保険者が実施しています。詳細は加入している健康保険へお問い合わせください。

◆糖尿病予防講演会

対象 市内に在住、または在勤の方

実施時期 10月15日(土)

内容 糖尿病専門医師による講演

簡単! 健康になる! 食事の提案

ステップ① やさいをさいしょにいただきます

ステップ② 毎食100g以上の野菜

ステップ③ 毎食 主食・主菜・副菜をそろえる

保健

健康づくり推進員になりませんか

市では、市民の健康づくりを応援する仲間「健康づくり推進員」を養成しています。健康づくり推進員になって「健康づくりの秘けつ」と「生きがい」の両方を得て、自分を輝かせてみませんか。

▶こんな方にぴったりの市民ボランティアです。

- 健康づくりに関する情報が知りたい
- 生涯健康で暮らしたい
- ボランティアに関心がある
- 定年後の自分を輝かせたい

健康づくり推進員として活動するには、養成講座への参加が必要です。毎年、11月～1月に5回開催(予定)で食・歯・運動などについて知識を深めていただきます。



健康づくりに取り組んでポイントを貯め、達成賞ゲット!

けんこう 「とよかわ健幸マイレージ」

内容 健診を受け、普段の健康づくりに取り組み、ポイントをためると達成賞と協力店でのサービスが受けられる「まいかカード」がゲットできます。達成者の中から抽選で素敵な賞品も当たります!

対象 18歳以上市内在住・在勤・在学の方

抽選で当たる!
家電・無料チケットなど



①チャレンジシートを手に入れる

保健センター・支所などの窓口でもらうか、ホームページからダウンロードする。

②ポイントをためる

健診を受ける。また、健康づくりの目標を自分で決めてポイントをためる。100ポイントたまったら、チャレンジシートを保健センターに提出する。

③参加者全員「達成賞」「まいかカード」がもらえる

★抽選で素敵な賞品も当たる!



まいかカード



保健



教育・子育て

教育・子育て

② 学校教育課(音羽庁舎) ☎88-8033 保育課 ☎89-2274 子育て支援課 ☎89-2133
子育て支援センター ☎89-1398 子育て支援センター(利用者支援事業) ☎89-7031
ファミリー・サポート・センター ☎86-5040 家庭児童相談室 ☎84-1329
少年愛護センター ☎84-5756

保育園・小規模保育事業所・認定こども園(保育認定に限る)への入園

新年度の保育園などへの入園受付は、毎年10月ごろに行います。入園できるのは、子どもの保護者が次のいずれかに該当し、家庭で十分保育することができないと認められる場合です。

① 自宅外で働いている ② 自宅内で家事以外の仕事をしている ③ 出産の前後8週間 ④ 病気もしくは精神または身体に障害がある ⑤ 同居の親族などを常時介護・看護している ⑥ 災害の復旧にあたっている ⑦ その他、保育を必要とする状態と市長が認めたとき
なお、上記期間以外でも随時受付を行っています。

幼稚園への入園

市内には5つの私立幼稚園があります。幼稚園への入園受付は、毎年10月に行います。各幼稚園に備え付けの入園願書で、お申し込みください。

小学校への入学

新入学児童は、毎年4月2日から翌年4月1日までに生まれた満6歳です。小学校へ入学する子どもの保護者には教育委員会から就学時健康診断の案内と就学通知書をお送りします。

◆就学時健康診断

入学する前年の9月から10月までにかけて、就学時健康診断の案内をお送りします。指定日に、指定の小学校で健康診断を受けてください。

◆就学通知書

就学通知書は入学する年の1月末までにお送りします。

中学校への入学

中学校に入学する子どもの保護者には、各小学校を通じて就学通知書をお送りします。ただし、国立・私立の中学校や特別支援学校に入学を希望される方は、担任の先生に申し出てください。

転校するときは

◆市内から市外の学校へ

現在、通学している学校で転校書類をもらい、引越しの後、住民登録をしてから、転出先の教育委員会へ転校書類を提出してください。

広告

◆市内の学校へ転校

現在、通学している学校で転校書類をもらい、引越しの後、住民登録をしてから学校教育課(音羽庁舎)、子育て支援課、一宮・御津・小坂井支所のいずれかへ転校書類を提出してください。

◆市外から市内の学校へ

住民登録した後、前在籍学校から出された転校書類(在学証明書、転学児童生徒教科用図書給与証明書)を、学校教育課(音羽庁舎)、子育て支援課、一宮・御津・小坂井支所のいずれかへ提出してください。

児童クラブ

放課後帰宅しても保護者が仕事などで不在の小学生を預かる事業です。

日時

平日:午後6時まで/春・夏・冬休み、学校休業日:午前8時から午後6時まで(土・日曜日と4・5月の祝日、お盆、年末年始は休み)

※必要な方は午後7時まで延長利用可

対象

小学生の留守家庭児童

費用

月額7,500円(8月は13,000円)

きょうだい同時入所している場合など減額あり

保護者会運営の児童クラブ(もちの木、第2もちの木、すきっぷ第1、すきっぷ第2、フレンド、フラップあお、フラップにじ、キッズ、さくら、つばめ)は、保護者会ごとに費用が異なります

申込

申請書類を揃えて、子育て支援課へ。保護者会運営の児童クラブは、直接、各児童クラブへ

子育て支援センター・家庭児童相談室・少年愛護センター

子どもや若者に関する相談に応じています。(利用者支援事業は、地域に訪問し、子育て相談に応じます)

利用時間

平日の午前10時から午後6時まで(家庭児童相談室、少年愛護センターは、午後5時まで)

ファミリー・サポート・センター

育児の応援をしてほしい方(依頼会員)と育児の応援をしたい方(援助会員)を会員として登録し、依頼会員の求めに応じて、援助会員を紹介します。

対象児童 0歳～小学6年生

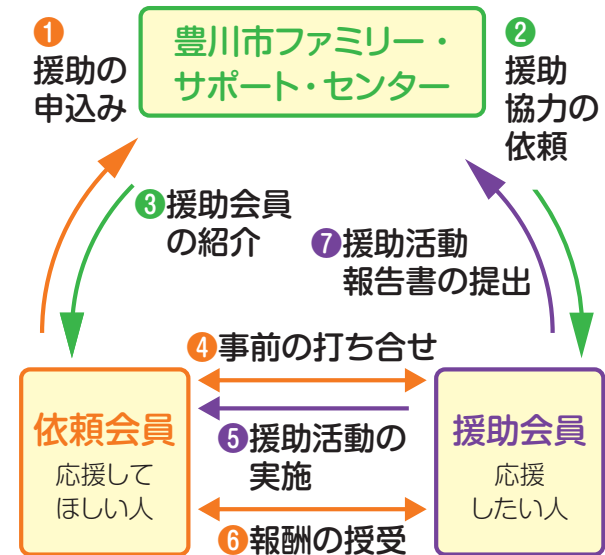
内容

保育施設や児童クラブなどへの送迎や、その前後の預かり、外出時の預かりなど

費用 1時間600円(平日昼間の基準額)

会員登録

原則、説明会・講習会への参加が必要となります



広告

児童手当

児童手当は、中学校修了前までの児童を監護または養育している方に支給されます。

児童手当を受けるには、窓口での申請が必要です。

支給額

3歳未満＝月額15,000円▷3歳以上小学校修了前＝月額10,000円(第3子以降は15,000円)▷中学生＝月額10,000円

一定の所得額を超え、上限額未満の場合、児童一人につき5,000円(特別給付)

※所得上限額を超えた場合、児童手当などは支給対象外となり、受給資格が消滅。次年度、所得額が決定し、その額が上限額未満だった場合は、改めて申請が必要

こんな時は届け出が必要です

①出生などで児童が増えたとき②豊川市から転出するとき③児童を養育しなくなったとき④児童と離れて暮らすとき⑤振込先などを変更したとき

届け出先

子育て支援課、一宮・音羽・御津・小坂井支所

つどいの広場(MAH)

乳幼児親子やマタニティママが集まり、育児についての情報交換や仲間づくりを行える場所です。

所在地

諏訪3丁目300番地プリオ5階

開設日

月曜日から金曜日まで
※祝日、年末年始、お盆、ゴールデンウィークを除く。
月1回の休みあり。

開設時間

午前10時から午後3時まで

その他

つどいの広場は、無料で利用できます。ただし、イベントなどを行うときは費用がかかることがあります。駐車場の利用には、3時間分の無料券をお渡しします。



豊川市「赤ちゃんの駅」をご利用ください

乳幼児連れで外出する保護者が気軽に立ち寄り、おむつ替えや授乳を行うことができる場所です。

豊川市「赤ちゃんの駅」には、目印として右のステッカーやポスターを掲示していますので、お気軽にお立ち寄りください。



▶移動式赤ちゃんの駅の貸し出し

移動が可能なテントや折りたたみ式おむつ替え台などの備品一式を「移動式赤ちゃんの駅」として、市内で開催されるイベントに無料で貸し出します。申込書(市ホームページからダウンロード可)に、イベントの内容



移動式赤ちゃんの駅

内容が分かる資料を添えて、直接、子育て支援課(本庁舎1階)へ提出してください。なお、対象となるイベントについては、お問い合わせください。

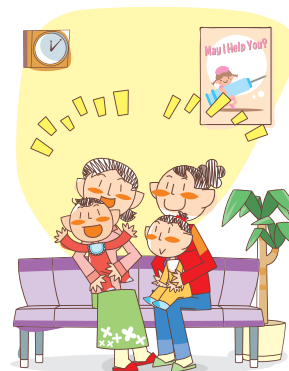
豊川市 赤ちゃんの駅

検索

「児童虐待かもしれない」と思ったときは通報を

児童相談所虐待対応ダイヤル【**189**】(イチハヤク)

※一部のIP電話からはつながりません
または、子育て支援課(☎89-2133)へ



教育・子育て

ブックスタート

ブックスタートとは、絵本を通して赤ちゃんと保護者が、触れ合い、楽しい時間を過ごすことを応援する運動で、絵本をただ配るのではなく、赤ちゃんと保護者に、絵本を開く楽しさを体験してもらいます。こうした体験が、再び絵本を開いてみようというきっかけになるからです。

市では、保健センターで行われる4か月児健診の待ち時間を利用し、赤ちゃんと保護者へ読み聞かせを行いながら、ブックスタートパックをお渡ししています。

絵本2冊のうち1冊を選んでいただき、お渡しします。



子育て家庭優待事業(はぐみんカード)

市では、平成19年10月1日から、地域社会全体で子育て家庭を支える「子育て家庭優待事業」を愛知県と協働で実施しています。

「はぐみんカード」を協賛店舗で提示すると、各店舗などが独自に設定しているさまざまな特典やサービスを受けられます。

対象

市内在住で、18歳未満の子どもと保護者、妊娠中の方
※子どもが満18歳に達した最初の3月31日までご利用できます。

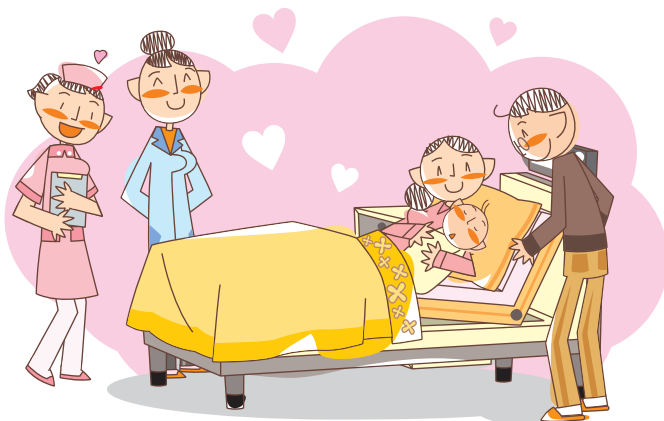
カードの配付場所

子育て支援課、子育て支援センター、保健センター、一宮・音羽・御津・小坂井支所

※妊娠中の方は母子手帳を、その他の方は身分の証明ができるものをお持ちください。



はぐみんカード



広告

ごみ

ごみ

清掃事業課 ☎89-2166

ごみの種類と収集日

区分	ごみの種類	収集日
可燃ごみ (週2回)	生ごみ、木くず、プラスチック製の容器、発泡スチロールなど	月・木曜日 桜町・代田・三蔵子・千両・御油・国府・八南・平尾・小坂井東・小坂井西校区 火・金曜日 豊川・桜木・牛久保・天王・中部・金屋・東部・豊・一宮東部・一宮西部・一宮南部・赤坂・長沢・萩・御津北部・御津南部校区
不燃ごみ (月2回)	陶器、ポット、アイロンなどの小型家電製品、包丁、ガラス、傘、白熱電球など	第1・3月曜日 一宮東部・一宮西部・一宮南部校区 第1・3水曜日 豊川・桜木・牛久保・天王・中部・金屋・東部・豊校区 第1・3木曜日 御津北部・御津南部校区 第1・3金曜日 小坂井東・小坂井西校区 第2・4月曜日 赤坂・長沢・萩校区 第2・4水曜日 桜町・代田・三蔵子・千両・御油・国府・八南・平尾校区
危険ごみ	スプレー缶、ライター、蛍光灯、乾電池、水銀体温計	第1・3水曜日 豊川・桜木・牛久保・天王・中部・金屋・東部・豊校区 第1・3木曜日 一宮東部・一宮西部・一宮南部校区 第2・4水曜日 桜町・代田・三蔵子・千両・御油・国府・八南・平尾校区 第2・4木曜日 御津北部・御津南部校区 第2・4金曜日 小坂井東・小坂井西校区 第3木曜日 赤坂・長沢・萩校区
資源 (週1回)	金属・カン類、ビン類、紙類、古着・タオル類、ペットボトル、白色トレイ	月曜日 中部・金屋・東部・豊校区 火曜日 桜町・代田・三蔵子・千両校区 水曜日 一宮東部・一宮西部・一宮南部・赤坂・長沢・萩・御津北部・御津南部・小坂井東・小坂井西校区 木曜日 豊川・桜木・牛久保・天王校区 金曜日 御油・国府・八南・平尾校区

※資源は12月29日から1月3日まで収集がありません。

※可燃ごみのみ、年末臨時収集があります。

※資源拠点回収は、毎月第2・4日曜日の午前9時から午後3時まで、市役所東側倉庫で行っています(雨天でも実施)。

※ただし、イベントの開催等により中止になる場合があります。



ごみ

広 告

粗大ごみの出し方など

◆個人持込(無料)

家庭の粗大ごみは、直接粗大ごみ受付センターへ持ち込んでください。(免許証など住所確認ができるものを提示してください)

受付日 毎日(12月31日～1月3日を除く)

受付時間 午前9時から午後4時30分まで

家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)は、原則、販売店などでの引き取りとなります。粗大ごみ受付センターへ持ち込む場合は、郵便局で家電リサイクル券を購入し、合わせて指定引取場所までの運搬手数料(520円)が必要です。
※指定引取場所へ直接持ち込むこともできます。(運搬手数料520円は不要)



◆戸別収集(有料)

自宅の玄関先まで収集に伺います。粗大ごみ受付センター(☎89-2174)へ電話予約をし、収集日までに「粗大ごみシール」(1個につき1,050円(家電リサイクル法対象品目は2,100円))を購入してください。

◆粗大ごみシールの販売場所

清掃事業課、一宮・音羽・御津・小坂井支所、プリオ窓口センター、ひまわり農協本・支店、DCMカーマ豊川東店・豊川西店・豊川正岡店・アットホーム国府店、生活協同組合コープ諏訪

◆ごみ運搬用軽トラック貸出制度

粗大ごみなどを市の指定する施設へ運搬するための軽トラックの貸し出しを行っています。詳しくは、清掃事業課(☎89-2166)へ、お問い合わせください。



広 告



ご
み

資源の出し方ワンポイント

① 缶はつぶさないで！

缶は、集めた施設でアルミ缶とスチール缶に選別機で分別します。つぶしてあると機械につまってしまいます。



② ペットボトルはつぶして！

ペットボトルは網で回収しています。網の中にたくさん入れられるようつぶしてください。また、キャップとラベルを外してから出していただきますようお願いいたします。外したキャップとラベルは可燃ごみへ出してください。



③ びんのふたはとって、水ですすいで！

資源に出すものは、すすいできれいな状態を出してください。ふたがついていると、集めた先でふたを取るための作業が増え、余分に費用が掛かります。金属製のふたは資源、プラスチック製のふたは可燃ごみです。



スプレー缶の出し方について

スプレー缶やカセットボンベ、ライターは必ず中身を使い切り、危険ごみのカゴにそのまま入れてください。

スプレー缶やカセットボンベに穴をあける必要はありません。穴をあけた場合でも危険ごみです。(不燃ごみではありません)

※中身の使い切れないスプレー缶やカセットボンベ、ライターは清掃事業課まで持参していただければ無料で引き取ります。(家庭から排出されたものに限ります) 詳しくは清掃事業課へお問い合わせください。

充電式電池(小型充電式電池)の処分について

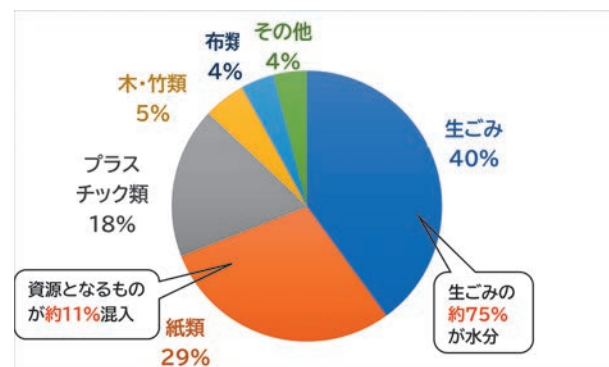
小型充電式電池(ニカド、ニッケル水素、リチウムイオン電池)はメーカーなど、製造業者、輸入販売業者が回収してリサイクルすることが義務付けられています。

リサイクル協力店に加入している電気店・ホームセンターなどに設置してある「充電式電池リサイクルBOX」へ入れてください。

家庭でできる生ごみ減量作戦

家庭ごみの中でもっとも多いのが生ごみです。

生ごみを減らすことは、効果的なごみ減量になります。できることから少しずつ取り組みをお願いします。家庭から発生する可燃ごみ(平成27年～令和元年度平均)



①必ず水を切って出しましょう

生ごみ“ギュッと”ひとしぼり運動

生ごみの75%は水分です。水分が多い状態のままだと

- ・悪臭が発生する
- ・清掃工場での焼却時間が長くなる
- ・焼却に燃料を多く必要とし、二酸化炭素の排出量も増えるなどの要因となります。

生ごみを出すときは、絞って水分を減らしましょう。



広 告

②食品ロスは減らせます

▶食品ロスとは

日本国内では、年間約2,510万トンの食品廃棄物などが出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が年間約**570万トン**にも上ります。さらに、約半分の**261万トン**は一般家庭からのものです。

これを1人あたりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分(約**124g**)のご飯の量を廃棄していることとなります。(農林水産省令和元年度推計値)



農林水産省
ホームページ

「とよかわ食品ロス・トリプルゼロ！」の取組

ゼロその1 毎月10日・20日・30日は冷蔵庫の中身をチェック！

▶食品の期限表示

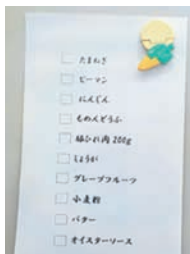
食品の期限表示には、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。「消費期限」は「安全に食べられる期限」のことです。この期限を過ぎたら食べないようにしてください。また、「賞味期限」は「おいしく食べることができる期限」です。賞味期限が過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。

▶開封した日を明記

消費期限・賞味期限はあくまで「未開封」の場合の期限です。開封したら「できるだけ早く」使い切りましょう。食品に、開封した日をマジックで書けば、新しいうちに使おうという意識が高まります。

▶買い物にメモを持参

買い置きがあったのに二重買い。無くなっていったのに買い忘れ。日々無くなったものをメモに書き込んでいく、そして買い物前に献立に合わせた食材を書き足せば、もれなく買い物ができます。



▶小分けして冷凍で使い切る

「買ったまま冷凍庫へ」これでは使いたい時に全部解凍しなければならず、使い切れないことも多くなります。使う量に分けて冷凍すれば、その心配はありません。多めに買って余った肉や魚などは、小分けにして冷凍保存し、保存できないものは、買い過ぎないようにしましょう。

ワンポイント

冷蔵庫の中身の確認の際に、携帯・スマホで撮影したり、いつ購入したのかが分かるように冷蔵庫にレシートを貼るのも有効です。

ゼロその2 食べ残し・直接廃棄・過剰除去のゼロを実施！

家庭で発生する食品ロスは、大きく次の3つに分類されます。食べ物を大切に作る意識や行動を変えることで、食品ロスの発生を減らすことができます。

食べ残し—食卓にのぼった食品で、食べ切られずに廃棄されたもの

直接廃棄—賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

過剰除去—厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分

▶調理の工夫で食品ロスを減らす

家庭から出される生ごみの中には、手つかずの食品が2割もあり、さらにそのうちの4分の1は賞味期限前にもかかわらず捨てられているものです。

その他、調理の際での、野菜の皮むきや肉の脂身の取り除きなどで食べられる部分を過剰に捨てていることも食品ロスの原因になっています。

- 芯は、火が通りやすいように細かく切って使う
- にんじんや大根などは、よく洗って、皮ごと使う
- 少し残った切れ端も、小さく刻んで他の用途に使う



▶上手な油の使い方

油は、こして使えば、3~4回ほど使えます。温かいうちにこして、冷暗所で保存しましょう。汚れにくい料理から使っていくと効果的です。

例えば：野菜の天ぷら→フライやカツ→から揚げなどの下味をつけたもの→炒め物として使い切る。

ワンポイント

これまで食べられないと思っていた野菜の皮や茎も、捨てる前に「消費者庁のキッチン」でレシピを探してみてください。

消費者庁のキッチン

検索



ごみ

ゼロその3 買いすぎ(買い時)・作りすぎ(料理時)・注文すぎ(外食時)のゼロを心掛けましょう!

▶買物時の工夫

必要な分だけ買って、食べきる
お得なまとめ買いをしたものの、使わずに、期限が過ぎてしまい捨ててしまうことが考えられます。必要な時、必要な分だけ買ったほうがお得な場合もあります。

- 利用予定と照らして、期限表示を確認する
食品スーパーで買物をする際、すぐに使う食品は棚の手前から取りましょう(てまえどり運動)。期限が短かったり、切れてしまうと、お店で返品や廃棄してしまうので、お店での食品ロスが発生してしまいます。

▶調理、食事での工夫

- 体調や健康、家族の予定も配慮し、食べきれぬ量を作る
家族とのコミュニケーションで、食品ロスがでないように工夫しましょう。
- 作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで食べきる
リメイクやアレンジレシピで、作り過ぎてしまった料理を食べきりましょう。

▶外食時の工夫

- 食品ロス削減に、積極的に取り組む店を選ぶ
料理の量を選べる店、食べきれない料理を持ち帰ることができるお店を選びましょう。
- 小盛りメニューやハーフサイズを活用し、食べられる量だけ注文する
食べられる量を相談できることで、食べきれぬ量の料理をおいしく食べきりましょう。
- どうしても残ってしまった料理は、お店と相談して持ち帰ることも検討しましょう。

3010運動

◆3010(さんまる・いちまる)運動とは

飲食店などから出される食品ロスの半分以上が客の食べ残しといわれています。

3010運動は、宴会などの際、乾杯後の30分間と終了前10分間は自席で料理を楽しむことにより、食べ残しによる食品ロスを減らす運動です。席を離れてお酒を注ぎ合ったりしているうちに、終了の時間が来てしまい、料理に手を付けられずに帰ってしまった経験をした方もいると思います。食品ロスを減らすため、料理を残さずおいしく食べきりましょう。

▶『3010運動』宴会六箇条

- 【其の一】 まずは、適量注文
- 【其の二】 幹事さんから「残さずおいしく食べきろう!」の声掛け
- 【其の三】 乾杯後30分間、終了前10分間は自席でしっかり食べる「食べきりタイム!」

- 【其の四】 食べきれない料理は仲間で分け合おう
- 【其の五】 ごちそうさま! 食べ残しがでないかみんなでチェック!
- 【其の六】 それでも、食べきれなかった料理は、店の方に確認して持ち帰ろう

ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」

市では、ごみの減量や分別の促進のため、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の配信をしています。お住まいの地域を設定すると、資源とごみの収集日カレンダーの表示、ごみ出し日通知、天候などによるごみ収集中止の通知などの機能が利用できます。スマートフォンやタブレットをお持ちの方は、ぜひご利用ください。

▶「さんあ〜る」の多彩な機能



- ◆ ごみ収集日、リサイクルなどのイベント情報を確認できます
- ◆ 資源とごみの分け方・出し方の注意点、持ち込み先施設などを確認できます
- ◆ 出し方が分からないごみを五十音順で検索して分類を調べることができます
- ◆ アラーム機能で収集日をお知らせします

利用手順

- ① 右記のQRコードからアプリをダウンロード
- ② アプリを開く
- ③ 新規登録ボタンをタップ
- ④ お住まいの地域を選択



App Store



Google Play



水道・下水道

水道・下水道

豊川市上下水道窓口センター(料金担当) ☎93-0151 水道整備課 ☎93-0196 一宮浄水場 ☎92-1616 下水整備課 ☎93-3115

水道に関する届け出

水道の使用開始・中止、納入通知書の送付先変更、水道使用者の変更をするときは、上下水道窓口センター料金担当までご連絡ください。中止のお届けがないと、水道を使用していなくても料金が発生しますので、必ずご連絡をお願いします。

水道料金・下水道使用料の支払い方法

2カ月に1回検針を行い、検針月の翌月に料金を請求します。お支払いは、口座振替・納付書払い、またはスマートフォン決済のいずれかの方法となります(クレジットカード払いは取り扱っていません)。

◆口座振替

豊川市内に本・支店のある金融機関で口座振替をすることができます。通帳と印鑑をお持ちの上、金融機関窓口にてお申し込みください。料金は2カ月に一度、指定の口座からの引き落としとなります。

◆納付書払い

検針月の翌月の中旬に納付書を郵送しますので、お近くの取扱金融機関・コンビニエンスストアなどの窓口でお支払いください。

◆スマートフォン決済

納付書に記載されているバーコードを対象のスマートフォンアプリで読み取ることで、いつでもどこでも決済を行えます。詳しくは市ホームページをご確認ください。

漏水があったときは

宅地内での漏水を修繕するときは、市指定給水装置工事業者に依頼してください(修繕費は自己負担となります)。指定の事業者は市ホームページで確認してくだ

さい。なお、地下漏水などは、漏れた水量から一部を減量して料金を計算できる場合があります(漏水した期間の全てを減量することはできません)。詳しくは、上下水道窓口センター料金担当までお問い合わせください。

道路上での漏水は、市で修繕します。発見されましたら、お手数ですが、水道整備課(執務時間外は一宮浄水場)までご連絡ください。

汚水管がつまったときは

宅内で汚水管のつまりが発生したとき、原因が接続ますより道路側にある場合は、市で対応いたしますので、下水整備課にご連絡ください。

原因が宅内管(接続ますより宅地側)の場合、お客様での対応となりますので、豊川市排水設備指定工事店へお問い合わせください。排水設備指定工事店は豊川市ホームページにてご確認ください。



広告



水道・下水道

その他

◆ひきこもりに関する相談

豊川市内には、「ひきこもり」に関する各相談窓口があります。

ひきこもりは誰にでも起こりえます。悩みや苦しみを抱え込む前に、「お悩み」や「気になっていること」など、どのようなことでも結構ですので、あなたのタイミングでお気軽に下記の相談窓口までお聞かせください。ご家族の方からのご相談も受付しております。いずれの相談窓口も秘密厳守で相談は無料です。また、相談の内容に応じて各支援機関につなげることもあります。

◆豊川保健所

☎86-3626

電話や来所面談による相談のほか、家族教室の開催や家族会のご案内もしています。ご本人のご希望があれば家庭訪問も可能です。また、精神科医師による精神保健福祉相談日を設けています。(予約制)

受付時間 月～金曜日の9:00～12:00、13:00～16:30(祝日、年末年始を除く)

◆愛知県精神保健福祉センター (あいちひきこもり地域支援センター)

☎052-962-3088

電話や面談(要予約)による相談のほか、メールによる相談も可能です。

受付時間 月～金曜日の9:00～12:00、13:00～16:30(祝日、年末年始を除く)

E-mail: <https://www.aichi-pref-email.jp/top.html>

◆少年愛護センター (プリオ5階 子育て支援センター内)

☎84-5756

不登校、ひきこもり、ニートなど社会的自立に悩みや不安・課題を抱える方に対する相談支援等を行っています。また、相談員との来所面談によりカウンセリングが必要とされた方には、心理カウンセラーによる心理相談も行っています。

対象者 概ね中学生以上～40歳未満の子ども・若者と
そのご家族や関係者

受付時間 月～金曜日の10:00～17:00(祝日、年末年始、プリオ休館日を除く)

◆豊川市くらし・しごと相談支援センター(福祉課内)

☎89-2252

仕事やお金のことなどの生活全般のお困りごとの相談に応じています。来所面談のほか、ご本人のご希望があれば家庭訪問も可能です。働くことに不安を抱える方については、支援員と一緒に課題を整理し、一歩ずつ就職に近づくようサポートいたします。

受付時間 月～金曜日の8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)

◆保健センター

☎95-0783

「こころの健康相談」として、こころに悩みがある方やご家族の相談に応じます。

面接相談(予約制) 月2回1人1時間程度(日時については
広報とよかわ等で確認してください)

電話相談 月～金曜日の9:00～12:00、13:00～16:30(祝日、年末年始を除く) 1人30分程度

◆豊川市障害者相談支援センター (豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」内)

☎83-8050 FAX83-5222

障害のある方やそのご家族の方が抱えている不安や課題などをお聞きし、一緒に解決するための支援を行います。電話や来所面談のほか、ご本人のご希望があれば家庭訪問も可能です。

受付時間 月～金曜日の8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)

E-mail: shougai-shien@toyokawa-shakyo.or.jp

◆がまごおり若者サポートステーション とよ かわサテライト(プリオ4階 団体活動室4、5)

☎84-5430

働くことに悩みを抱えている方に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーショントレーニング、職場体験などにより、就労に向けた個別支援を行っています。

対象者 15歳～49歳の就職でお悩みの方

受付時間 火～金曜日の10:30～16:30(祝日、年末年始、お盆、プリオ休館日を除く)

◆高齢者相談センターとその出張所

☎65ページの高齢者相談センターと、その出張所の連絡先へ

総合的な福祉の窓口として、コミュニケーションソーシャルワーカー(CSW)を配置して福祉に関するさまざまな困りごとの相談を受け付けています。重層的支援体制整備事業移行準備事業の一環として、各機関と連携しながら問題解決に向けて一緒に考えていきます。

補助・助成

福祉関係

福祉課 ☎89-2131

制度	①対象 ②補助額・内容
豊川市障害者のしあわせを高める手当	①市内に在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、施設に入所してなく、所得制限の額を超えていない方 ②手帳の種類や等級により額が異なります
愛知県在宅重度障害者手当	①次の全てに該当する方／県内在住／身体障害者手帳1・2級か療育手帳A判定、または身体障害者3級と療育手帳B判定の合併／施設に入所していない／3カ月以上継続して入院していない／障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受給していない／所得制限の額を超えていない／手帳交付日時点で65歳未満 ②障害の程度に応じて月額6,750円または15,500円
特別障害者手当	①20歳以上で身体障害者手帳2級以上の障害が重複するか、これと同等程度の障害があり、家庭で常時特別な介護を必要とする方(所得制限あり)。ただし、施設に入所か病院などに3カ月を超えて入院している方を除く ②障害の程度に応じて月額27,300円、28,350円または34,150円
障害児福祉手当	①20歳未満で身体障害者手帳1級程度以上の障害があるか、これと同等程度の障害があり、家庭で常時特別な介護を必要とする方(所得制限あり)。ただし、障害を事由とした年金受給者及び施設に入所している方を除く ②障害の程度に応じて月額14,850円、16,000円または21,750円
障害者住宅改修費の給付	①身体障害者手帳体幹・下肢・視覚の1～3級の6歳以上の方 ②家庭での移動を円滑にするための手すりの取付・段差の解消・洋式便器へ取り替えなどの工事への助成(限度額200,000円)
補装具費の支給	①身体障害者手帳の交付を受けている方または難病等の方 ②補装具費(盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ(1本つえを除く)、座位保持装置など)の支給
日常生活用具の給付	①身体障害者手帳の交付を受けている方または難病等の方 ②日常生活用具(ストーマ用装具、拡大読書器、特殊寝台、入浴補助用具、吸入器、パルスオキシメーター、ファックスなど)の給付
特別児童扶養手当	①身体、知的発達または精神に中度・重度の障害(または病状)を有する20歳未満の児童を監護または養育している方(所得制限あり) ②1級に認定された場合、月額52,400円／2級に認定された場合、月額34,900円

※この他に、自動車改造費の助成、自動車運転免許取得費の助成、交通料金(福祉タクシー・重度障害者用福祉タクシー)の助成、身体障害者訪問診査、有料道路通行料金の助成などの補助や助成があります。詳しいことは、福祉課へお問い合わせください。

※高齢者は、介護保険制度など的高齢者支援サービスを優先的に利用していただきます。詳しいことは、介護高齢課(☎89-2173)へお問い合わせください。

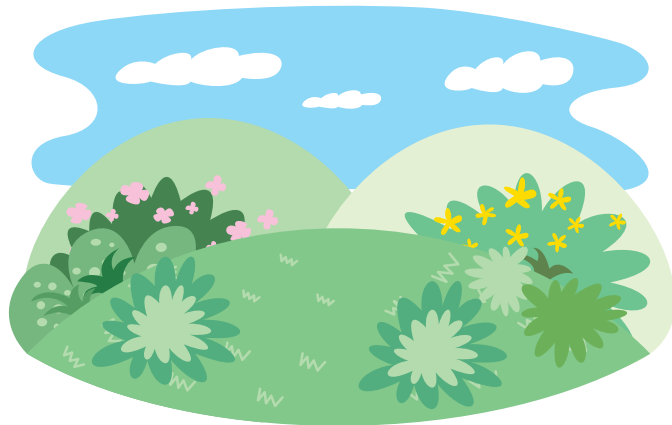


補助・助成

医療関係

制度	①対象 ②補助額	担当課	
子ども医療	①中学校3年生(15歳の年度末)までの子ども ②入院に係る保険診療分の自己負担額を助成	保険年金課 ☎89-2164	
	①高校生世代(15歳の年度末の翌日から18歳の年度末まで)の子ども ②入院に係る保険診療分の自己負担額を助成		
障害者医療	①身体障害者手帳1～3級・腎機能障害4級・進行性筋萎縮症4～6級の方／療育手帳A・B判定の方／自閉症状群と診断されている方(医師の診断書が必要) ②保険診療分の自己負担額を助成		
母子・父子家庭医療	①18歳以下の児童を養育している母(父)子家庭の母(父)と該当児童(所得制限あり)／父母のいない18歳以下の児童 ②保険診療分の自己負担額を助成		
精神障害者医療	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条の規定による精神通院治療を受けることができる方 ②自立支援医療(精神通院)の自己負担額を助成		
	①精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 ②保険診療分の自己負担額を助成		
後期高齢者福祉医療	①後期高齢者医療被保険者の方で一定の障害をお持ちの方、戦傷病者の方、重度もしくは中度の認知症・寝たきりの方など(助成内容により所得制限あり) ②保険診療分の自己負担額を助成		
福祉給付金	①後期高齢者医療被保険者の方で、一定の基準を満たした一人暮らしであって市民税が非課税の方 ②保険診療分の自己負担額の2分の1の額を助成		
一般不妊治療費助成	①夫婦で、夫婦のいずれかが市内に住所を有し、夫婦とも医療保険に加入している方 ②詳細はお問い合わせください		保健センター ☎89-0610
未熟児養育医療	①医師が入院養育を必要と認め、次のいずれかに該当する児／出生時の体重が2,000g以下／生活力が特に薄弱 ②保険診療分の自己負担額と食事療養費を助成(所得に応じて自己負担が生じることがあります)		
骨髄提供者助成金	①骨髄等の提供日に市内在住の方で、日本骨髄バンクを介して、骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行った方・上記の提供者(個人事業主を除く)が勤務している国内の事業所(国・地方公共団体等を除く) ②提供者は、1日あたり20,000円、事業所は、1日あたり10,000円(上限7日まで)		
特別な理由による任意予防接種費補助金	①骨髄移植手術、その他の理由により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されており、予防接種の再接種の日において市内在住の20歳未満の方が行う定期予防接種の再接種にかかる費用 ②申請に伴う文書料を除く予防接種に要した費用(上限あり)		

広 告



補助・助成

児童関係

制度	①対象 ②手当額(月額)	担当課
児童手当	教育・子育て(78ページ)参照	
児童扶養手当	①次の要件に当てはまる18歳になる年度の末日を迎えていない児童(児童に一定の障害がある場合は、20歳未満)を監護している母または養育者(2人目以降加算あり。所得制限あり)／父母が婚姻を解消した児童／父または母が死亡した児童／父または母が重度の障害にある児童／父または母から1年以上遺棄されている児童／父または母がDV防止法による保護命令を受けた児童／父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童／母が婚姻しないで生まれた児童／父・母とも不明である児童 ②児童1人で全部支給の場合:月額43,070円、一部の場合:43,060円～10,160円(児童2人目は、全部支給の場合:月額10,170円、一部の場合:10,160円～5,090円、児童3人目から、児童が1人増すごとに全部支給の場合:月額6,100円、一部の場合:6,090円～3,050円)	子育て支援課 ☎89-2133
愛知県遺児手当	①支給要件(児童扶養手当と同じ)に当てはまる満18歳になる年度の末日を迎えていない児童を監護または養育している方(所得制限あり) ※公的年金を受給されている方には支給されません。 ②支給開始月～3年目:児童1人につき月額4,350円 支給開始4年目～5年目:児童1人につき月額2,175円 支給開始6年目以降:支給されません	
豊川市遺児の育成をはかる手当	①支給要件(児童扶養手当と同じ)に当てはまる満18歳になる年度の末日を迎えていない児童を監護または養育している方(所得制限あり) ②児童1人につき月額2,100円	

リサイクル・環境関係

制度	①対象 ②補助額	担当課
有価物回収補助	①新聞紙や空き缶などの再生利用できる資源を年2回以上、地域で回収する団体 ②1kg当たり4.5円	
電動式生ごみ処理機購入費補助	①市内に住所を有し、かつ、居住している方で、家庭の生ごみを減らすことを目的に新品の処理機を市内の販売店舗で購入する方 ②処理機本体購入費の2分の1以内で、限度額15,000円	清掃事業課 ☎89-2166
生ごみ消滅容器豊川キエーロ購入費補助	①市内に住所を有し、かつ、居住している方で、家庭の生ごみを減らすことを目的に新品の豊川キエーロを社会福祉法人くすの木福祉事業会サポートくすの木で購入する方 ②本体購入費の3分の2以内で、限度額10,000円	
浄化槽設置費補助	①公共下水道の事業計画区域・農業集落排水処理事業計画区域でない区域で、既存単独処理浄化槽、またはくみ取りを取り壊して建築確認を伴わずに浄化槽を設置する方 ②設置費の2分の1以内で、限度額5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽以上548,000円、既存単独浄化槽の撤去費(限度額90,000円)、宅内配管工事費(限度額300,000円)	
ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)設置費補助	①自ら居住、または居住予定の市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む)にシステムを購入して設置する方 ②設置費の4分の1以内で限度額20,000円	環境課 ☎89-2141
住宅用燃料電池システム設置費補助	①自ら居住、または居住予定の市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む)にシステムを購入して設置する方 ②設置費の4分の1以内で限度額100,000円	
住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助	①自ら居住、または居住予定の市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む)にシステムを購入して設置する方 ②設置費の4分の1以内で限度額100,000円	



補助
助成

制度	①対象 ②補助額	担当課
住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助	<p>①自ら居住、または居住予定の市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む)に以下のa・b・cまたはa・b・dの設備を一体的に購入し設置する方 a.太陽光発電システム b.HEMS c.リチウムイオン蓄電池システム d.電気自動車等充給電設備</p> <p>②限度額は以下のとおり a.1kwあたり20,000円で限度額80,000円 b.設置費の4分の1以内で限度額20,000円 c.設置費の4分の1以内で限度額100,000円 d.設置費の4分の1以内で限度額75,000円</p> <p>a・b・cの合計限度額200,000円 a・b・dの合計限度額175,000円</p>	環境課 ☎93-2141

下水道・耐震・空き家関係

制度	①対象 ②補助額	担当課
下水道接続工事融資あっせん	<p>①下水道接続工事をする方 ②1戸につき、500,000円以内、無利子、元金均等返済40カ月以内</p>	経営課 ☎93-0152
浄化槽の雨水貯留施設転用補助	<p>①下水道に接続の際、不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する方 ②工事費用の3分の2以内で、限度額100,000円</p>	下水整備課 ☎93-3115
雨水貯留タンク補助	<p>①100ℓ以上の雨水貯留タンクを設置する方 ②購入および設置工事費の3分の2以内で、限度額33,000円、1世帯1基まで</p>	
雨水浸透ます補助	<p>①豊川市の定める構造基準(内径350mm以上など)を満たす雨水浸透ますを設置する方 ②材料費および設置工事費の3分の2以内で、1基20,000円を限度とし、1宅地4基まで</p>	
木造住宅耐震改修費補助	<p>①市の無料木造住宅耐震診断を受け、総合判定値が1.0未満とされた住宅で、改修後の総合判定値が1.0以上となる工事等補助基準に該当する耐震改修工事 ②耐震改修の調査、設計および耐震補強工事の費用に対して、1,200,000円を上限</p>	建築課 ☎93-2117
非木造住宅耐震診断費補助	<p>①一戸建の住宅、長屋および共同住宅(それぞれ一定規模の店舗等を兼ねるものを含む)で、昭和56年5月31日以前に建築された現在お住まいの非木造住宅 ②一戸建の住宅は、対象経費に対して1戸につき136,000円の上限。共同住宅等は、対象経費に対して1棟につき1,200,000円を上限</p>	
非木造住宅耐震改修費補助	<p>①非木造住宅耐震診断の対象の方で耐震診断の結果、安全でないと判断された建築物について耐震改修計画の認定を受けて行う耐震改修工事 ②一戸建の住宅は、対象経費に対して1戸につき600,000円を上限。共同住宅等は、対象経費に対して1戸につき300,000円を上限</p>	
吹付けアスベスト対策事業費補助	<p>①民間建築物の吹付けアスベストの分析調査および除去等工事 ②分析調査は、対象経費に対して1棟につき250,000円を上限。除去等工事は対象経費に対して1棟につき3分の2以内で、1,800,000円を上限</p>	
木造住宅解体工事費補助	<p>①市の無料木造住宅耐震診断を受け、総合判定値が0.7未満とされた延べ床面積30㎡以上の住宅(民間木造住宅耐震改修補助の交付を受けている場合は対象外) ②対象事業に要する経費に対して3分の2の額または200,000円のいずれか小さい額を上限</p>	
耐震シェルター等整備費補助	<p>①市の無料木造住宅耐震診断を受け、総合判定値が0.7以下とされた住宅 ②耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬・整備に要する費用に対して300,000円を上限</p>	
木造住宅段階的耐震改修費補助	<p>①市の無料木造住宅耐震診断を受け、総合判定値が0.7以下とされた住宅 ②判定値を0.7以上とする一段目の改修費用に対して600,000円を上限。判定値を1.0以上とする二段目の改修費用に対して300,000円を上限</p>	



補助・助成

制 度	①対象 ②補助額	担当課
住宅リフォーム 工事費補助	①市の耐震改修費補助事業または耐震シェルター等整備費補助事業と同時に行う住宅リフォーム工事 ②対象事業に要する経費に対して20%以内の額、または200,000円のいずれか小さい額を上限	建築課 ☎89-2117
ブロック塀等撤去費補助	①道路または公共施設の敷地に面するブロック塀等で、道路面等からの高さが1m以上のもの ②対象事業に要する経費の額または、ブロック塀等の延長1mあたり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、100,000円を上限	
老朽空家等解体費補助	①昭和56年5月31日以前に着工され1年以上住居として使用されていない住宅で、市が実施する調査で老朽空家または倒壊危険空家と判定された住宅 ②老朽空家:対象事業に要する経費の3分の2の額、または200,000円のいずれか少ない額を上限 倒壊危険空家:対象事業に要する経費の3分の2の額、または300,000円のいずれか少ない額を上限	建築課 ☎89-2144
空き家バンク 利活用費補助	①豊川市空き家バンクに登録された物件で、売買または賃貸借契約されたもの ②改修費の一部に対する補助:対象事業に要する経費の2分の1または500,000円のいずれか少ない額を上限 家財処分費用の一部に対する補助:対象事業に要する経費の2分の1または100,000円のいずれか少ない額を上限	



広
告



補助
・
助成



公共施設一覧

文化・スポーツ・研修施設・公園		
桜ヶ丘ミュージアム	桜ヶ丘町79-2	☎85-3775
文化会館	代田町1-20-4	☎84-8411
音羽文化ホール (ウィンディアホール)	赤坂町松本250	☎88-8010
御津文化会館 (ハートフルホール)	御津町 広石日暮146	☎76-3720
小坂井文化会館 (フロイデンホール)	伊奈町新屋97-2	☎78-3000
中央図書館	諏訪1-63	☎85-5536
ジオスペース館	諏訪1-63	☎85-5536
地域情報ライブラリー	諏訪1-63	☎85-5536
音羽図書館	赤坂町西裏47-1	☎80-1355
御津図書館	御津町 広石日暮146	☎56-3538
一宮図書館	上長山町 小南口原1-500	☎93-6069
小坂井図書館	小坂井町大堀10	☎72-2169
御油の松並木資料館	御油町美世賜 183	☎88-5120
ウォーキングセンター	上長山町東原 113-1	☎93-7961
勤労福祉会館	新道町1-1-3	☎84-6515
ふれあい交流館 (本宮の湯)	上長山町 本宮下1-1685	☎92-1880
赤塚山公園	市田町東堤上 1-30	☎89-8891
三河国分尼寺跡史跡公園 (三河天平の里資料館)	八幡町忍地 127-1	☎88-5881
豊川海軍工廠平和公園 (平和交流館)	穂ノ原3-13-2	☎95-3069
大橋屋(旧旅籠鯉屋)	赤坂町紅里127-1	☎56-2677
県営東三河 ふるさと公園	御油町滝ヶ入 11-2	☎87-9301
総合体育館	諏訪3-246	☎86-5175
武道館	八幡町弥五郎 105	☎84-5757
一宮体育センター	一宮町上新切 33-259	☎93-0159
農業者トレーニング センター	一宮町豊1	☎93-0159
御津体育館	御津町 広石日暮148	☎76-2821
陸上競技場	諏訪1-80	☎55-6152
市サッカー場	大木町 山ノ奥162-1	☎88-8036

文化・スポーツ・研修施設・公園		
市野球場	諏訪1-79	☎86-5175
東上野球場	東上町炭焼9-3	☎93-0159
足山田野球場	足山田町滝場33	☎93-0159
スポーツ公園 (野球場・サッカー場・ソ フトボール場)	千両町折橋20-1 他	☎86-5175
三河臨海緑地内 臨海球場	御津町佐脇浜 一号地地内	☎76-2821
小坂井B&G海洋 センター	篠束町酢屋下97	☎73-1850
市庭球場	諏訪1-80	☎86-5175
桜ヶ丘公園庭球場	桜ヶ丘町79-2	☎86-5175
上長山庭球場	上長山町 下三手川48-1	☎93-0159
音羽運動公園	萩町口猿田1	☎88-6977
御津庭球場	御津町 広石日暮157	☎76-2821
小坂井庭球場	小坂井町大塚5	☎73-1850
御幸浜パターゴルフ場	御津町御幸浜 一号地1-28	☎76-2591
柏木浜パターゴルフ場	平井町芳添10-1	☎72-2770
いこいの広場	江島町地内	☎93-0159
野外センター (きららの里)	設楽町 田峯字段戸1-1	☎(0536) 62-2555

交通児童遊園・児童館		
交通児童遊園	新道町2-42	☎85-6127
さくらぎ児童館	小桜町17	☎85-6787
うしくぼ児童館	牛久保町城跡 94-3	☎86-5010
さんぞうご児童館	本野町東浦2	☎84-5551
いちのみや児童館	一宮町幸208	☎93-5779
あかね児童館	御津町 赤根水神16	☎75-2103
さわき児童館	御津町 下佐脇宮本81	☎75-2107
ひろいし児童館	御津町広石 神子田54-1	☎76-5161
こざかい児童館	小坂井町大堀10	☎72-2410
はちなん児童館	野口町豊角1-1	☎79-6120
ごゆ児童館	御油町 河原畑26-29	☎55-7010
あかさか児童館	赤坂町西裏78	☎87-9033



公共施設一覧

消防		
消防署	諏訪3-219	☎89-0119
東分署	大堀町108	☎86-3662
西分署	御油町行力19	☎87-2414
南分署	御津町 下佐脇野先52-4	☎76-2770
一宮出張所	一宮町豊1	☎93-5491
消防指令センター (豊橋市中消防署内)	豊橋市 東松山町23	☎(0532) 51-2075

環境施設		
一宮浄水場	一宮町錦28	☎92-1616
県豊川浄水場	平尾町 五反田26-30	☎87-3868
清掃工場	平尾町親坂50	☎87-4010
三月田最終処分場	千両町 三月田61-1	☎83-2040
資源化施設	長草町 美佐々木28-1	☎56-8878
斎場会館(永遠の森)	御津町 豊沢引釣80-1	☎77-2277
粗大ごみ受付 センター	千両町 上西ノ谷61-1	☎89-2174

福祉・保健・医療施設		
ふれあいセンター	平尾町親坂36	☎88-7270
健康福祉センター (いかまい館)	上長山町 本宮下1-1685	☎92-1388 ☎92-1377
健康センター 福祉センター		
東部地域福祉センター	金屋元町2-53-1	☎85-6258
西部地域福祉センター	国府町下河原 61-2	☎87-7811
高齢者交流施設	金屋西町3-1	☎89-2105
障害者入浴施設 (てどり館)	上長山町 本宮下1-1685	☎92-1377
社会福祉会館 (ウィズ豊川)	諏訪3-242	☎83-5211 ☎83-6377 ☎83-8050
成年後見支援センター 障害者相談支援センター		
東部高齢者 相談センター	東新町33-1	☎85-6110
東部高齢者 相談センター 一宮出張所	上長山町 本宮下1-1685	☎93-0801
西部高齢者 相談センター	国府町 下河原61-2	☎88-8005
西部高齢者 相談センター 音羽出張所	赤坂町狭石1	☎88-5940
西部高齢者 相談センター 御津出張所	御津町 広石枋ヶ坪88	☎77-1502
南部高齢者 相談センター	山道町2-49	☎89-8820
南部高齢者 相談センター 小坂井出張所	小坂井町大堀10	☎78-4584

福祉・保健・医療施設		
北部高齢者 相談センター	平尾町親坂36	☎88-7260
北部高齢者 相談センター 代田出張所	諏訪西町2-158-1	☎89-8070
北部高齢者 相談センター 金屋出張所	金屋元町2-53-1	☎85-6258
ゆうあいの里 南障害者生活介護 施設(はなの和)	平尾町親坂36	☎88-7287
ゆうあいの里 北障害者生活介護 施設(あすなるの家)	平尾町 諏訪下10-2	☎88-7280
児童発達支援施設 (ひまわり園)	平尾町諏訪下5	☎88-7281
市民病院	八幡町野路23	☎86-1111
保健センター	萩山町3-77-1・7	☎89-0610
音羽福祉保健センター	赤坂町狭石1	☎88-7723
御津福祉保健センター	御津町 広石枋ヶ坪88	☎77-1500
休日夜間急病診療所	萩山町3-77-1・7	☎89-0616
在宅医療 サポートセンター	諏訪1-1	☎56-7011
歯科医療センター	諏訪3-242-3	☎84-7757
訪問歯科相談センター	諏訪3-242-3	☎84-7757
障害者職業能力開発校	一宮町 上新切33-14	☎93-2102
小坂井文化センター	伊奈町 新町170-2	☎78-3586

その他の市の施設		
防災センター	諏訪1-1	☎89-2194
やねのこっぽう ホール豊川(市催事場)	諏訪3-300	☎89-3000
学校給食センター	穂ノ原3-2-9	☎86-7622
南部学校給食センター	小坂井町 倉屋敷75-1	☎75-6160
少年愛護センター	諏訪3-300	☎84-5756
国際交流協会	新道町1-1-3	☎83-1571
観光協会	諏訪3-133	☎89-2206
文化協会	桜ヶ丘町79-2	☎89-7082
シルバー人材センター	金屋西町3-1	☎84-1851
諏訪公共駐車場	諏訪 3-130-3・135	☎89-3000
豊川駅東駐車場	豊川町辺通4-4他	☎86-4047
追分駐車場	久保町雲明3-6他	☎(052) 339-2611
愛知御津駅前公共 駐車場	御津町 西方中道1-9	☎(052) 339-2611
西小坂井駅前公共 駐車場	伊奈町 縫殿26-413	☎(052) 339-2611
子育て支援センター	諏訪3-300	☎89-1398
家庭児童相談室	諏訪3-300	☎84-1329
とよかわボランティア 市民活動センタープリオ	諏訪3-300	☎89-9070



公共施設
一覧

その他の市の施設		
とよかわボランティア・市民活動センターウィズ	諏訪3-242	☎83-0630
豊川市土地改良区	新道町1-1-3	☎85-6503
農務課農林整備係	新道町1-1-3	☎89-2139
保育協会	新道町1-1-3	☎89-2134
プリオビル・プリオIIビル	諏訪3-300他	☎89-3000

コミュニティ施設		
豊川生涯学習センター	西豊町2-225	☎84-5613
御油生涯学習センター	御油町 美世賜185-1	☎87-7214
牛久保生涯学習センター	牛久保町 若子52-1	☎86-6251
八南生涯学習センター	野口町縄手下23	☎84-5335
一宮生涯学習センター	上長山町 小南口原1-500	☎93-6030
音羽生涯学習センター	赤坂町西裏47-1	☎80-1357
御津生涯学習センター	御津町 西方日暮30	☎76-4714
小坂井生涯学習センター	小坂井町大堀10 (こざかい葵風館内)	☎72-2165
プリオ生涯学習センター	諏訪3-300	☎75-6667
コミュニティセンター 国府市民館	国府町 下河原62-1	☎87-7817
平尾地区市民館	平尾町中貝津2	☎88-2750
三上地区市民館	三上町 天神前14-3	☎84-5634
古宿地区市民館	中央通2-55	☎84-6134
下郷地区市民館	柑子町 五反田160	☎84-6135
麻生田地区市民館	麻生田町寺前10	☎84-6610
三蔵子地区市民館	大崎町小林87	☎84-6611
睦美地区市民館	三谷原町村前15	☎84-7598
千両地区市民館	千両町小路8-4	☎83-0567
金屋地区市民館	金屋本町1-61-1	☎85-7894
中条地区市民館	中条町宮坪21-1	☎85-8931
中部南地区市民館	高見町5-5	☎85-8932
桜木地区市民館	東光町3-9	☎84-1410
下長山地区市民館	下長山町 堺111-1	☎85-9619
桜町地区市民館	桜町3-1-5	☎85-9617
中部西地区市民館	萩山町1-52-2	☎84-4794
国府東地区市民館	久保町社地7-1	☎88-5591
市田地区市民館	市田町山鳥47	☎84-4770
豊地区市民館	東豊町4-53	☎85-9828
代田地区市民館	新道町2-42	☎85-9463
諏訪地区市民館	諏訪3-242-1	☎85-4011
金屋南地区市民館	金屋橋町59-1	☎84-4988
長沢地区市民館	長沢町午新122	☎87-4455
萩地区市民館	萩町塩ノ田75-1	☎88-6262
赤坂台地区市民館	赤坂台1608	☎88-2810
西方地区市民館	御津町 西方宮長31	☎75-2483
広石地区市民館	御津町 広石船津34-1	☎76-3515

コミュニティ施設		
御馬地区市民館	御津町 御馬西96	☎75-2632
新田集会場	御津町 新田新砂山79	電話はありません

保育園・小規模保育事業所・認定こども園・幼稚園		
国府保育園	国府町の場15-1	☎87-2209
牛久保保育園	塔ノ木町1-45-1	☎86-3247
下長山保育園	弥生町1-13	☎86-3447
御油保育園	御油町 河原畑26-25	☎87-2068
睦美保育園	三谷原町村前16	☎86-3491
八南保育園	野口町花ノ木40	☎86-2013
為当保育園	為当町寺下28-3	☎75-3082
御油第二保育園	御油町東沢35	☎88-2626
一宮保育園	一宮町栄3	☎93-4615
大和保育園	豊津町割田56	☎93-4625
金沢保育園	金沢町金山3-1	☎93-4624
一宮東部保育園	上長山町宝川1	☎93-4622
東上保育園	東上町井谷沢83	☎93-4733
大木保育園	大木町荒屋435	☎93-2013
萩保育園	萩町岩田16-1	☎88-2591
赤坂台保育園	赤坂台1614	☎88-2755
御津西部保育園	御津町 大草大森96	☎75-5710
御津南部保育園	御津町御馬西16	☎75-3570
御津北部保育園	御津町 広石神子田3-1	☎75-2014
小坂井東保育園	宿町光道寺35	☎72-4326
小坂井中保育園	小坂井町野地17	☎72-2629
小坂井北保育園	伊奈町 南山新田144-1	☎72-4921
音羽保育園	長沢町向谷93-1	☎80-1610
諏訪保育園	諏訪3-118	☎86-4813
桜町保育園	蔵子2-7-26	☎86-2350
千両保育園	千両町小路8-3	☎83-0103
麻生田保育園	麻生田町寺前10	☎86-5644
三上保育園	三上町 天神前14-3	☎86-6631
平尾保育園	平尾町 上貝津66-1	☎87-4012
中部保育園	新道町2-60	☎85-2256
豊川北部保育園	大堀町300	☎84-3311
代田保育園	代田町1-20-5	☎84-3610
三蔵子保育園	三蔵子町西浦76	☎86-6253
天王保育園	中条町広口16-1	☎84-5656
八幡保育園	八幡町弥五郎96	☎84-8626
豊川保育園	大崎町 下金居場55	☎86-0221
みどり保育園	金屋西町3-18	☎86-3728
光輝保育園	光輝町2-45-3	☎85-1312
さくら保育園	光明町1-37-1	☎86-6161
ひかり保育園	金屋本町2-54	☎84-3599
みと保育園	御津町 西方松本89	☎76-2078



公共施設一覧

保育園・小規模保育事業所・認定こども園・幼稚園		
菊保育園	御津町下佐脇 北浦20-5	☎76-2730
アオイ保育園	伊奈町縫殿60-1	☎78-2722
桃里保育園	小坂井町北浦49	☎78-2885
恵の実保育園	市田町 原山97・98	☎65-9803
たんぼぼ保育園	金屋本町4-68	☎56-3090
さつき保育園	八幡町亀ヶ坪60	☎82-2610
たいよう保育園	市田町 中之島90-1	☎75-6751
つぼみ保育園	中央通5-30-3	☎56-7888
あおぞら保育園	野口町道下82-1	☎85-6060
おひさまキラリ	千歳通4-4-1	☎56-2377
豊川東幼稚園 (認定こども園)	末広通3-29	☎86-2607
美園こども園 (認定こども園)	美園2-11-37	☎72-2846
愛知双葉幼稚園	下野川町2-10	☎86-5406
光明寺幼稚園	西豊町1-69	☎86-2879
西明寺幼稚園	八幡町寺前1	☎87-2661
豊川幼稚園	幸町124	☎86-2514
花井幼稚園	新宿町1-95-3	☎86-4416

学校		
豊川小学校	北浦町31-1	☎86-7246
東部小学校	三谷原町 石坪1-1	☎86-4368
桜木小学校	小桜町17	☎86-4546
三蔵子小学校	三蔵子町宮前32	☎86-3646
千両小学校	千両町 数谷原18-2	☎83-0130
牛久保小学校	牛久保町 大手10-2	☎86-7288
中部小学校	中部町1-1	☎85-3367
八南小学校	野口町豊角8-1	☎86-4046
平尾小学校	平尾町 上貝津2-5	☎88-4711
国府小学校	国府町 寒若寺6-1	☎87-2044
桜町小学校	桜町2-7-45	☎86-4246
御油小学校	御油町 膳ノ棚1-4	☎88-4655
天王小学校	牛久保町 天王下14-1	☎84-3521
代田小学校	代田町1-20-2	☎86-4166
金屋小学校	金屋西町1-1	☎86-6262
豊小学校	東豊町4-60	☎86-1001
一宮東部小学校	上長山町 東水神平44-2	☎93-2009
一宮西部小学校	一宮町緑1	☎93-2007
一宮南部小学校	豊津町新地4	☎93-2059
萩小学校	萩町岩田9-2	☎88-2831
長沢小学校	長沢町午新88	☎88-3481
赤坂小学校	赤坂町東山140	☎88-5671
御津北部小学校	御津町広石 神子田54-1	☎75-2021

学校		
御津南部小学校	御津町 御馬加美15	☎75-2003
小坂井東小学校	小坂井町西浦87	☎78-2271
小坂井西小学校	伊奈町縫殿55-1	☎78-2281
東部中学校	西豊町2-191	☎85-1717
南部中学校	光明町2-42	☎86-4746
中部中学校	市田町西浦41	☎86-4846
西部中学校	国府町岡本24-2	☎87-3105
代田中学校	代田町1-20-1	☎86-4921
金屋中学校	金屋西町1-2	☎84-5661
一宮中学校	一宮町 上新切33-247	☎93-2026
音羽中学校	赤坂町西縄手66	☎88-3208
御津中学校	御津町 坪野山下20	☎75-2541
小坂井中学校	伊奈町古当103	☎78-3322
国府高等学校	国府町 下坊入10-1	☎87-3141
豊川工科高等学校	新道町1-3	☎85-4425
宝陵高等学校	大木町鑓水445	☎93-2041
小坂井高等学校	小坂井町 欠田100-1	☎72-2211
御津高等学校	御津町 豊沢松ノ下1	☎75-4155
豊川特別支援学校	平尾町門田77	☎88-2553
豊川特別支援学校 本宮校舎	大木町鑓水445	☎93-0515
豊川高等学校	末広通1-37	☎86-4121

国・県その他の施設		
豊川警察署	諏訪3-245	☎89-0110
豊川保健所	諏訪3-237	☎86-3188
郵便局(株)豊川郵便局 (窓口)	諏訪1-57	☎86-2713
郵便事業会社 豊川支店(配達)	諏訪1-57	☎86-2712
東三河運輸 免許センター	金屋西町2-7	☎85-7181
名古屋法務局 豊川出張所	金屋西町3-3	☎86-2097
ハローワーク豊川	千歳通1-34	☎86-3178
豊川年金事務所	金屋町32	☎89-4042
豊川商工会議所	豊川町辺通4-4	☎86-4101
音羽商工会	赤坂町松本250	☎88-2881
一宮商工会	一宮町旭2	☎93-2088
小坂井商工会	宿町光道寺59	☎78-3333
御津町商工会	御津町 西方松本23-8	☎76-3737
名古屋大学宇宙地球 環境研究所豊川分室	穂ノ原3-13	☎86-3154
陸上自衛隊豊川駐屯地	穂ノ原1-1	☎86-3151
東三河高等技術専門校	一宮町 上新切33-4	☎93-2018



公共施設
一覧

健康マップ①



生活ガイド

このページは有料広告ページです



広 告



生活ガイド



健康マップ②



生活ガイド

このページは有料広告ページです



広 告



生活
ガイド



健康マップ③



生活ガイド

このページは有料広告ページです



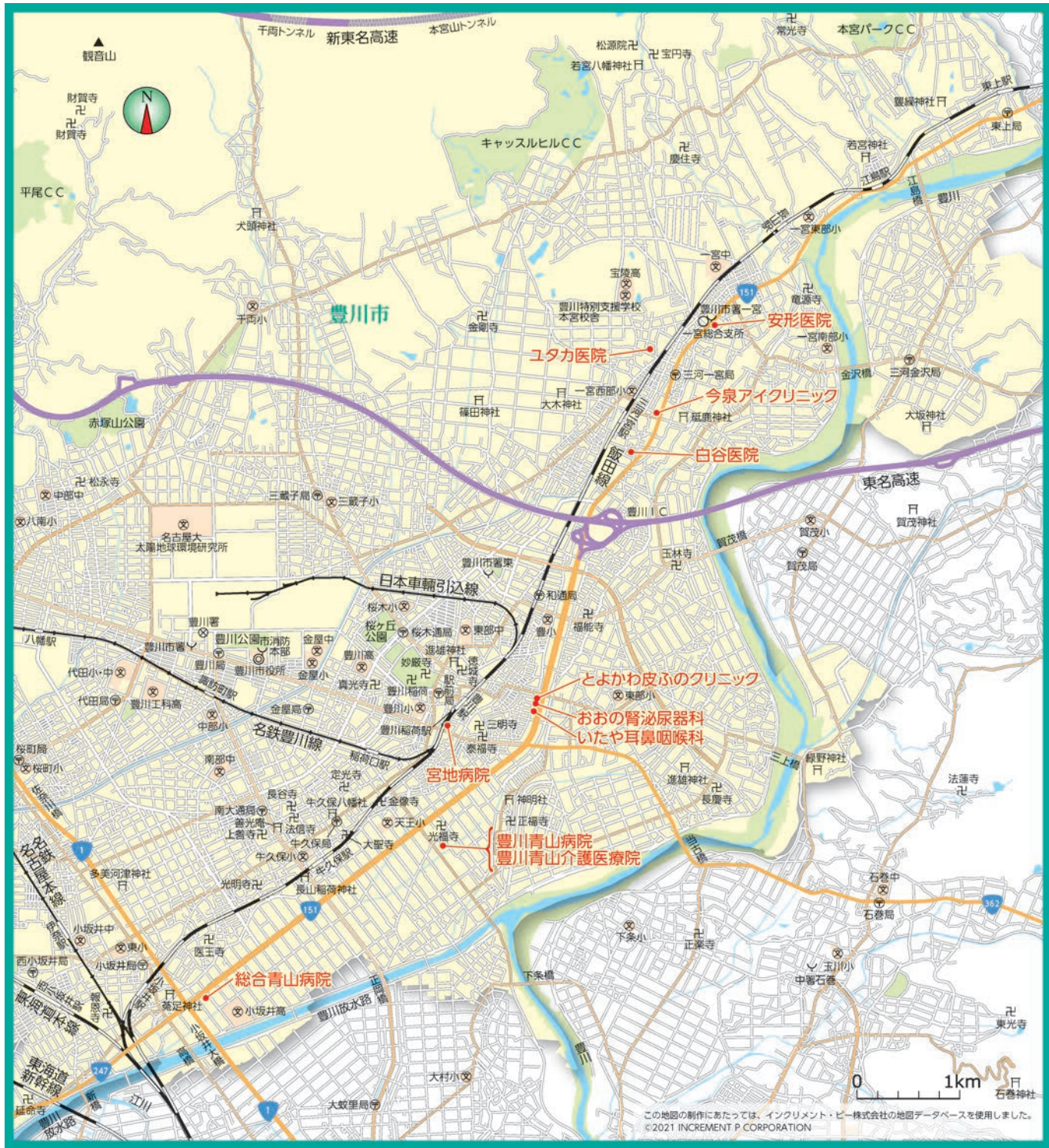
広 告



生活ガイド



健康マップ④



広告



生活ガイド

このページは有料広告ページです



広 告



生活
ガイド



豊川市三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会） 所属会員マップ



生活ガイド

令和4年3月末日現在

※このページは各会に所属する会員様の所在地を記しています。
また、地図上のポイントはその付近を指すものであり、正確な位置ではありません。





一般社団法人 豊川市医師会

豊川市の医師会の歴史は古く、明治中期に宝飯郡医師会として発足しています。昭和18年に宝飯郡内の3町(豊川、牛久保、国府)1村(八幡)が合併して豊川市が誕生し、昭和22年に宝飯郡医師会より分かれる形で豊川市医師会になりました。その後、平成18年の豊川市と宝飯郡一宮町との合併時に宝飯郡医師会と合併し、名称を豊川宝飯医師会に改称しました。そして、平成20年の音羽町・御津町との合併を経て、平成22年の小坂井町との合併に伴い再度豊川市医師会に名称が戻され、現在に至ります。

現在、当医師会には94医療機関、197名の医師(令和3年12月末日現在)が入会されており、医師としての職能団体、研鑽の場を提供する研修団体の役割だけでなく、地域医療、保健、福祉、産業衛生を守る公益団体として、いろいろな活動、取り組みをしています。

研修団体としては、新しく正しい医療知識、技術を習得するために、教育講演会(内科、外科系)、市民病院との病診連携フォーラム、豊川商工会議所との産業医研修会などを年に20数回開催しています。地域医療、保健、福祉、産業衛生を守る公益団体として、乳幼児、さつき健診や特定健診などの各種健診、子どもや老人の疾病予防のためのワクチン接種、市民健康講座、高齢者大学など講演会への講師派遣などの教育啓蒙活動や、地域包括ケアの重要な役割を担う在宅医療サポートセンター運営、豊川市休日夜間急病診療所への医師派遣など救急医療への取り組みや豊川市総合防災訓練への参加や災害時などの救急医療対策の検討などを中心とした活動を行っています。

令和2年から広がりを見せた新型コロナウイルス感染症では、発熱患者の検査や陽性者への診療を始めとした感染症対策に医師会を挙げて取り組みと共に、新型コロナワクチン接種では、多くの会員が個別接種を中心に取り組み、市が行う集団接種や商工会議所の職域接種には準備段階から携わり、効率的な接種体制の構築に努めています。

また、介護認定審査会の審査員の派遣、小中学校への学校医の派遣、死因不明、身元不明で亡くなられた方の検死も医師会の大事な活動となっており、他に事業所からの産業医の仲介も行っています。そして、これからの超高齢化社会に対応するため、豊川三師会(豊川市医師会・豊川市歯科医師会・豊川市薬剤師会)を毎年開催し、地域医療に係る様々な問題点を協議し情報を共有して連携を図り、より良い地域医療の構築を目指しています。

主な事業内容

■ 休日夜間急病診療所

豊川市休日夜間急病診療所は豊川市内の内科系時間外救急医療を担うため、昭和56年4月に「豊川市休日夜間急病診療所」として豊川市が開設しました。昭和62年4月に診療体制を見直し、「豊川市休日夜間急病診療所」と呼称変更を行い、年間365日体制としています。豊川市医師会では、豊川市の委託を受けて、豊川市休日夜間急病診療所に医師の派遣を行っています。

診療時間 平日夜間:20時~23時

土曜日:15時~18時・19時~23時

日曜祝日:9時~12時・13時~17時・18時~23時

患者数 総患者数2,495人(内科1,272人、小児科1,220人)、(令和3年度)1日平均患者数6.8人でした。

本診療所は豊川市民病院で行われる二次・三次救急との連携を図り、この地域での時間外救急医療の万全を図るため38名の内科系医師会員で運営されています。

■ 外科系在宅当番医制

豊川市では「かかりつけ医」の診療時間外(土日や祝日など)の急なケガに備えて、診察治療が受けられるように、医療機関が当番を決めて対応する制度を設け、市民の暮らしの安心を支えています。救急医療は、一次救急(早急な入院を必要としない方)、二次救急(入院・手術を必要とする方)、三次救急(重症患者、高度専門医療を必要とする方)に分かれ、各医療機関がそれぞれの役割分担を負って診療を行っています。

豊川市医師会の外科系輪番当直は、一次救急医療機関として土日祝の18時まで、外科系の診療所もしくは病院が輪番で診療を行っています。多くは、外傷全般 打撲、切り傷、熱傷、骨折などの応急処置を行います。また、婦人科、眼科、耳鼻科、泌尿器科、皮膚科等も不定期ですが、時間外受け付けを行っています。詳しくは、豊川市医師会ホームページか豊川市のホームページからご確認いただけます。それ以外の時間帯は豊川市民病院が受け付けます。

■ 在宅医療サポートセンター

豊川市医師会では平成27年から3年間、愛知県医師会の補助事業として、在宅医療サポートセンターを設置しました。平成29年度までに在宅医療提供体制の整備を図ると共に、在宅医療・介護の連携が推進されるように市町村を支援する事を目的とし、専任のコンダクターが1名配置されました。

在宅医療サポートセンターは開設時、豊川市在宅医療連携推進センター・豊川市高齢者相談センターと同じ建物内に事務所を構え、センター同士が連携し合える環境が作られました。3センターが一体となり、市民の相談支援、医療と介護の連携を強化するための研修会の開催、市民を対象とした出前講座の開催などの活動を行ってきました。

平成30年からは豊川市の補助を受け、市役所介護高齢課内に席を置き、行政と協力関係の元、事業を継続しています。

病院での医療から在宅医療に移行する際、多くの課題に直面する場合があります。その為、病院を退院する患者様が安心して住み慣れた地域に戻れるように市内全ての病院の院長と退院調整に関わる担当者、介護保険関係事業者連携協議会の部会長等で構成する「豊川市地域医療連携協議会」を設置し、その傘下に「豊川市退院調整担当者会」、「豊川市内病院看護管理者会」を置きました。退院調整担当者会や看護管理者会では、それぞれの病院や施設の機能を活かしつつ、連携を図り、患者様の立場に立った支援の仕方について意見交換をしています。又、在宅医療を受けながら療養をしている方に安心して頂けるように地域課題に沿った内容で年4回以上の合同研修会の開催や豊川市民病院看護師の院外研修(施設見学・訪問看護同行)などを行っています。

在宅医療サポートセンターは、地域住民が住み慣れた場所で最期まで安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの構築に向けて在宅医療と介護を一体的に提供できるサポート体制の強化を目指しています。



生活ガイド

一般社団法人
豊川市医師会

住所 豊川市萩山町3丁目77番地の7

電話 0533-86-7606 **FAX** 0533-86-8801



◆一般社団法人 豊川市医師会リスト [市外局番 0533]

令和4年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号
安形医院	一宮町泉140	93-4811
あかさかクリニック	赤坂町松本176-1	88-1666
あけぼの町耳鼻咽喉科	東曙町263番地4	83-3341
有木眼科クリニック	駅前通2丁目95	86-1888
池田内科循環器科	駅前通3丁目3	80-5566
石川クリニック	御津町御馬浜田117	95-0100
いたづ内科クリニック	野口町若宮16-1	80-3355
いたや耳鼻咽喉科	馬場町薬師73	89-8733
一宮クリニック	東上町字松本104-2	93-1477
伊藤医院	下長山町中屋敷1-1	86-2637
いとう内科	久保町棒田26-2	87-2610
井上医院	本野町北貝津8	89-9966
今泉アイクリニック	一宮町錦2	93-6082
うしくぼクリニック	牛久保町高原143	89-0288
大石医院	国府町流霞 103	88-2235
おおぐち糖尿病内科クリニック	八幡町鐘鋳場165	84-8600
大崎整形リハビリクリニック	大崎町下金居場58	84-8261
大竹内科クリニック	蔵子6-14-3	86-2121
おおいしこどもクリニック	蔵子6丁目11-15	85-1611
おおの腎泌尿器科	馬場町薬師86	86-9651
大橋医院	東桜木町88	86-2354
大原医院	松久町 2 丁目 1-2	86-8785
大山内科クリニック	東曙町33	65-8838
岡田クリニック	千歳通4丁目19-2	85-3251
おぎの耳鼻咽喉科	若宮町4	82-1182
おぜき整形外科	御津町西方広田52-1	77-1212
皆藤クリニック	豊川栄町20	86-3300
可知病院	国府町桜田15-1	88-3331
かとう内科医院	野口町道下59	85-1655
加藤皮フ科クリニック	蔵子 7 丁目 15-5	85-7676
眼科 津山クリニック	大木町鑓水339-1	56-3588
眼科みなみアイクリニック	諏訪3-86	95-0606
さくちメンタルクリニック	牛久保町城跡20番地の1	56-9000
共立荻野病院	三上町雨谷口32番地	86-2161
クリニックすみた	伊奈町南山新田305-12	78-2255
国府病院	久保町葉善寺36-1	88-2611
高和皮フ科	牛久保町岸下49-1	89-0882
こざわ小児科	西豊町3丁目8	85-3777
こじま内科クリニック	八幡町上宿75-5	87-0088
後藤病院	桜木通4丁目10-2	86-8166
さかまきクリニック	八幡町東赤土83-4	87-6700
さくらぎ眼科 こころのクリニック	美幸町2丁目86	86-1500
ささき小児科	中央通3丁目6-3	86-9516
ささき整形外科クリニック	三谷原町郷中122-1	83-3377
佐々木皮フ科	金屋本町3-16	82-3285
佐藤医院	伊奈町前山1-174	72-2513
耳鼻咽喉科 井上医院	野口町西野30-1	89-3387
白谷医院	一宮町下新切157-3	93-2310
しらゆりクリニック	大堀町77番地	80-2111
信愛医療療育センター	小坂井町大塚38番地1	95-0980
しんあいクリニック	光明町1丁目19番地の10	56-7878

施設名	所在地	電話番号
すずきクリニック	西塚町2-16-1	89-1007
鈴木耳鼻咽喉科	国府町桜田76-2	87-4133
総合青山病院	小坂井町道地100-1	73-3777
ぞうし耳鼻咽喉科	蔵子6丁目14番10	86-8880
高橋医院	豊川西町36	86-2507
たけだクリニック	豊川町波通34-1	83-3730
たけもとクリニック	御津町広石小城前54	77-1100
タチバナ病院	諏訪3丁目61	85-3535
田中内科医院	八幡町鐘鋳場100	89-4600
ちかメンタルクリニック	八幡町鐘鋳場146-1	83-8666
とみた内科	大橋町2丁目19	80-2525
豊川青山病院	西島町中井33-1	86-8125
豊川アレルギー・リウマチクリニック	宿町野川10-5	85-8484
豊川さくら病院	市田町大道下30-1	85-6511
豊川市民病院	八幡町野路23番地	86-1111
豊川たなか眼科	宿町楠20	72-2233
豊川脳神経外科クリニック	四ツ谷町3丁目105	56-8781
とよかわ皮ふのクリニック	馬場町薬師88	95-1114
豊川メイッククリニック	八幡町上宿99-3	88-8111
とりやまクリニック	代田町1丁目27	80-2850
内藤メンタルクリニック	光明町1-34-1	82-1556
中村医院	小田渕町下垂77	89-1666
丹羽クリニック	諏訪4丁目200	83-5528
野本医院	萩山町3丁目6-2	86-4037
樋口病院	諏訪2丁目145	86-8131
福田内科	三蔵子町大道79-1	86-6116
ふくとみクリニック	御油町欠下 11-1	82-4150
藤澤フラウエンクリニック	四ツ谷町2-53	84-1180
星野医院	牛久保町常盤59-1	86-2040
星野内科・消化器科クリニック	本野町北貝津27	82-3262
堀内クリニック	長沢町向谷84	88-5785
堀江整形外科クリニック	蔵子6丁目15-1	85-2121
みかわ血管外科クリニック	八幡町新堀24	88-6610
みとクリニック	御津町広石船津11-5	76-4320
御津南医院	御津町御馬膳田103-3	75-3107
宮地病院	豊川町伊呂通40	86-7171
弥田内科	御津町大草西郷31-1	76-2407
やまざき眼科クリニック	久保町小深田9-1	82-4000
湯浅眼科	千歳通4丁目8-1	86-0016
ユタカ医院	大木町鑓水402-1	93-6515
ユリクリニック	御津町西方広田49番地	76-3220
よしおか眼科クリニック	中部町2丁目32-2	82-3001
リバーベルクリニック	本野ヶ原2丁目22番地	85-3232
渡辺マタニティークリニック	牛久保町城跡36	85-3511

施設名	所在地	電話番号
介護老人保健施設 おとわの杜	赤坂町東山12番地の1	87-0111
介護老人保健施設 たんぽぽ	市田町大道下31番地	83-3955
"豊川老人保健施設 ケアリゾート・オリーブ"	平尾町諏訪下101	88-8718



生活ガイド



一般社団法人 豊川市歯科医師会

ごあいさつ

豊川市歯科医師会では、市民の歯と口の健康を守り、生活を支える歯科医療を目指しています。豊川市歯科医療センターで平日夜間・休日歯科緊急診療や障害者歯科診療を行なっています。これは、愛知県下でも数少ない地域でしか実施できていません。

また毎年6月には「歯の健康フェスティバル」、10月には「障害者歯科健診事業」、11月には「豊川市8020表彰式」を実施しています。「歯の健康フェスティバル」では、フッ素塗布、ファミリー歯科健診、矯正相談、現在のお口の状態を様々な器械を使って判定したり、いろいろな角度から市民の皆さまがお口に興味を持っていただけるように趣向を凝らして無料で参加して頂いています。

また「80歳で自分の歯を20本以上保ちましょう」という「8020（はちまるにいまる）運動」は平成元年に愛知県で誕生しましたが、豊川市歯科医師会では平成7年から豊川市と共に推進しています。歯と口の健康を維持していくことは、一生自分の歯でおいしく楽しく食べられ、豊かな老後を送ることができ、健康長寿の延伸にもつながります。豊川市歯科医師会は、市と連携を強化して、市民の皆様が健康に暮らせる社会づくりを目指して行きます。

主な事業内容

■ 平日夜間・休日歯科緊急診療

来院の際は保険証をお持ちください。

受付時間 月～土 20時～22時30分
日・祝祭日 9時～11時30分
12月30日～1月3日 9時～11時30分

■ 障害者歯科診療

事前に予約をお取りください。☎0533-84-7757

診療日 毎週木曜日（診療のない週もあります）
診療時間 9時～12時

■ 訪問歯科相談センター

病気などで通院が困難な方はかかりつけ歯科医、または、訪問歯科相談センターへご相談ください。

受付時間 月・火・水・金 9時～17時
木・土 9時～12時

■ 歯の健康フェスティバル

毎年6月の日曜日の午前中に未就学時とその家族を対象に歯科に関する以下のイベントを行っています。

- 歯科健診 ● フッ化物塗布
- 歯科相談 ● その他

■ 妊産婦幼児歯科健診

- 妊産婦健診
- 1歳6か月児健診 ● 2歳児健診 ● 3歳児健診

■ 8020表彰

毎年80歳以上で20本以上自分の歯がある方を表彰しています。



生活ガイド

一般社団法人
豊川市歯科医師会

住所 愛知県豊川市諏訪3-242-3
電話 0533-84-7757



◆一般社団法人 豊川市歯科医師会リスト [市外局番 0533]

令和4年3月末日

施設名	所在地	電話番号
豊川市歯科医療センター	諏訪3-242-3	84-7757
豊川小学校区		
内田歯科医院	豊川栄町85トキワビル2F	85-8125
かわかみ歯科クリニック	中央通2-44	84-8817
白岩歯科医院	中央通2-32	89-3217
辻田歯科医院	末広通2-13-2	86-8181
ハーブ歯科クリニック	馬場町上石畑66	89-5688
山本歯科医院	豊川町仁保通75-1	83-8566
東部小学校区		
青柳歯科	上野3-57	85-7735
ささき歯科クリニック	麻生田町寺前5-1	65-7033
内藤歯科	麻生田町大荒子2-1	84-8000
桜木小学校区		
天野歯科医院	桜木通1-35	85-3220
後藤病院 歯科	桜木通4-10-2	86-8166
桜木歯科医院	桜木通5-20-3	86-1100
豊小学校区		
榎本歯科医院	東豊町5-36	89-5605
かわい歯科	大堀町286	89-6688
菅谷歯科医院	大堀町119	85-8148
一宮西部小学校区		
大谷歯科医院	一宮町下新切7-1	93-7164
加藤歯科医院	一宮町栄15	93-5131
中尾歯科医院	一宮町泉135	93-5122
一宮南部小学校区		
和久田歯科医院	一宮町上新切375-1	93-5848
長沢小学校区		
ふじい歯科	長沢町向谷130-1	80-1577
赤坂小学校区		
天野歯科医院	赤坂町山蔭215	88-5582
おとわ歯科医院	赤坂町大日172-1	88-6203
国府小学校区		
あとだ歯科	国府町下河原55-5	87-3404
伊藤歯科医院	八幡町大池17-16	88-5630
今井歯科医院	新栄町3-75-7	88-2649
国府歯科医院	新栄町1-1	88-2700
こばやし歯科	新青馬町5-34	87-2521
杉石歯科クリニック	国府町桜田75-1	88-3380
御油小学校区		
かえで歯科	御油町万福寺54-2	87-2562
中谷歯科医院	御油町八面前15-1	87-5468
細井歯科医院	御油町若宮11	88-4234
御津北部小学校区		
芳賀歯科	御津町西方日暮23-2	76-4118
御津南部小学校区		
足立歯科クリニック	御津町西方狐塚70	76-3781
今泉歯科医院	御津町御馬西46-2	76-3011
すぎうら歯科	御津町御馬加美131-1	76-2419

施設名	所在地	電話番号
牛久保小学校区		
岡田歯科医院	千歳通4-8 ハクメディックス3F	86-8241
小野歯科医院	牛久保町常盤103	86-2227
たい歯科クリニック	寿通2-4-1	84-5113
はらだ歯科	高見町1-42	83-8811
山口歯科医院	下長山町中屋敷5	89-0235
天王小学校区		
八木歯科医院	金塚町2-63	86-4341
中部小学校区		
あんとうデンタルクリニック	下野川町1-27	83-1182
大原医院歯科	松久町2-1-1	56-2605
カニエ歯科医院	新桜町通1-44	89-9001
鈴木歯科	諏訪2-277	84-6258
富安歯科	南大通4-16	85-5508
ひぐちデンタル&ケア おひさま歯科	萩山町3-20-8	56-8999
平野歯科医院	山道町2-42	86-2291
藤井歯科医院	四ツ谷町2-8-1	85-1125
星野小児歯科	牛久保駅通4-37-1	84-8250
小坂井東小学校区		
総合青山病院歯科口腔外科	小坂井町道地100-1	73-3777
佐藤ファミリー歯科	篠束町大堀165	72-7188
ヒロタ歯科クリニック	伊奈町南山新田325-7	78-2802
わたなべ歯科	宿町中島83-1	78-6567
小坂井西小学校区		
いとう歯科クリニック	伊奈町南山新田305-70	78-6480
八南小学校区		
ウェルネスやわた歯科医院	野口町新屋敷27番地	95-1220
おがわ歯科口腔外科・矯正歯科	野口町西浦3-1	89-0118
そだ歯科医院	野口町道下26-1	89-7733
豊川市民病院	八幡町野路23番地	86-1111
夏目歯科医院	市田町谷源次1-1	83-2500
はっとり歯科クリニック	八幡町西赤土66	87-5166
まつやま歯科クリニック	市田町中社98	56-8282
平尾小学校区		
ひらお歯科	平尾町前田74-1	82-2777
三蔵子小学校区		
小林歯科	三蔵子町一里塚27-4	82-0555
星野歯科	本野町西浦7	89-5757
金屋小学校区		
川島歯科医院	中央通4-57	86-2793
後藤歯科医院	金屋橋町105	85-7870
中尾歯科医院	千歳通1-38	86-8978
桜町小学校区		
和久田歯科医院	蔵子1-26-44	86-3465
代田小学校区		
あだちファミリー歯科	蔵子6-10-15	80-3711
おかだ矯正歯科	諏訪3-302 プリオII-1F	82-3600
寺部歯科医院	諏訪西町2-24	86-1586
宮内歯科医院	諏訪西町2-107	83-2670
山本歯科クリニック	諏訪4-176	86-3341



生活ガイド



一般社団法人 豊川市薬剤師会

ごあいさつ

令和3年6月より一般社団法人豊川市薬剤師会会長に就任しました小原博一と申します。

さて、一般社団法人豊川市薬剤師会は豊川市内に居住または勤務する薬剤師138名(令和3年12月末日)を会員として、市民の健康な生活の確保向上に寄与することを目的とした団体です。

起源は明治22年に創設された愛知県薬剤師会の中にあり、明治35年に支部組織として東三河薬剤師会が発足しています。その後、昭和23年からは愛知県薬剤師協会豊川支部、昭和37年からは社団法人愛知県薬剤師会豊川支部、平成25年4月1日より一般社団法人豊川市薬剤師会として活動をしています。

今般の薬局は「かかりつけ機能」と「セルフメディケーション支援」を軸に患者さんの薬物療法の安全性と有効性を高めていくことが益々重要となっています。本会はこれらの職能を果たすべく、「生涯教育」「在宅医療、介護保険関係」「学校薬剤師」「実務実習」「危機管理」「広報」「青年部」「総務」「休日診療所」等々の事業を実施しています。また、医師会、歯科医師会、行政等と連携して地域住民の皆様から信頼される「かかりつけ薬剤師」とされるよう今後も努めてまいります。

豊川市薬剤師会 会長 小原 博一

主な事業内容

■ かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師としての活動

■ 在宅医療における薬剤師としての活動

(豊川市薬剤師会ホームページに在宅対応薬局のリストが掲載されています)

■ 保健所との連携(薬局DOTS等)

■ 新型コロナウイルスワクチン接種への協力

■ 学校薬剤師活動

■ 喫煙サポート薬局としての活動

■ 休日夜間急病診療所への参加

■ 保健センターへの連携活動(パパママ教室おくすり編等)



生活ガイド

一般社団法人
豊川市薬剤師会

住所 豊川市萩山町3丁目77番地7 豊川市医師会館3F

電話 0533-83-9020 FAX 0533-83-9021



◆一般社団法人 豊川市薬剤師会リスト [市外局番 0533]

令和4年3月末日

薬局名	所在地	電話番号	薬局名	所在地	電話番号
アイセイ薬局国府店	国府町茶ノ休43-6	88-1555	スギ薬局牛久保店	松久町1-105	65-7120
アイセイ薬局豊川馬場店	馬場町松下99-2	83-8285	スギ薬局開運通店	開運通2-68-1	80-7481
アイン薬局豊川店	小坂井町宮下75-1	73-3040	スギ薬局クロスモール豊川店	正岡町胡麻田 722 クロスモール豊川内	65-9030
あおい薬局	小坂井町宮下89-1	78-6200	スギ薬局小坂井店	伊奈町新屋77-1	73-1855
アサヒ薬局	八幡町黒仏12-17	87-2311	スギ薬局御油店	御油町行力13-1	88-7233
あすなる薬局	蔵子6-14-8	84-1003	スギ薬局御油駅前店	御油町八面横54	80-1370
イオン薬局豊川店	開運通2-31	89-5158	スギ薬局桜木店	桜木通5-18-1	80-0530
イセヤ薬局	豊川栄町83	86-2101	スギ薬局蔵子店	蔵子7-17-1	83-6011
イセヤ調剤薬局本野店	本野町北貝津31-1	86-3800	スギ薬局豊川一宮店	一宮町栄 201	95-1351
イセヤ調剤薬局八幡店	八幡町上宿77	87-0155	スギ薬局豊川野口店	野口町道下 6-1	65-9531
いのうえ調剤薬局	中部町2-32-4	83-8118	スギ薬局プリオ豊川店	諏訪3-302	80-5012
牛久保調剤薬局	牛久保町高原146-2	83-8228	スギ薬局本野ヶ原店	本野ヶ原2-1	83-5331
大井薬局	中央通2-25	84-1825	スギ薬局御津店	御津町西方日暮41-1	56-7651
大井薬局かなや店	金屋町80	83-5161	スギ薬局八幡駅前店	八幡町鐘鋳場148番地	80-7391
大井薬局金屋本町店	金屋本町1-21	82-3375	スギヤマ調剤薬局豊川店	八幡町鐘鋳場120番地2	83-8051
大井薬局野口店	野口町豊角19-1	80-3831	スギヤマ調剤薬局豊川千歳店	千歳通4-9	85-6090
大井薬局東曙店	東曙町263-5	65-8741	スギヤマ薬局豊川インター店	豊が丘町192番地	80-2411
大井薬局マチニワ店	光明町1-19	82-3380	すずき調剤薬局	西塚町2-16-2	56-7402
大村薬局	諏訪4-201	86-2956	スワ薬局大崎店	大崎町下金居場90	82-3077
小原盛大堂薬局	小坂井町門並3	72-2765	スワ薬局三蔵子店	三蔵子町大道82-3	85-5434
オリーブ薬局豊川店	八幡町東赤土83-9	95-8988	スワ薬局ぞうし店	蔵子6-11-25	89-5756
オレンジ薬局	小坂井町道地78-1	78-5290	辻村薬局	国府町流霞79-1	87-3460
おんま調剤薬局	御津町御馬浜田 92	65-7050	辻村調剤薬局	久保町葉善寺16-1	87-3192
かねや薬局	一宮町錦147	93-5833	トヨカワ薬局	豊川町伊呂通り31-2	86-3035
貴船薬局豊川店	大木町石道77番6	75-6770	トヨカワ薬局イナリ店	豊川西町39	83-6521
くすりのサカタ薬局	伊奈町新屋48-6	72-5176	ドラッグオオイ薬局いなり店	駅前通2-98-1	89-9026
グリーン薬局	馬場町松下81-2	85-2251	ドラッグオオイ薬局八南店	野口町道下19-1	80-0231
くるみ調剤薬局	蔵子6-15-4	83-6222	なの花薬局豊川赤坂店	赤坂町松本181-2	82-2666
くるみ調剤薬局ごゆ店	御油町小山9-3	82-4066	にこにこ薬局	三谷原町郷中122-2	83-2525
元気薬局桜町店	桜町1-1-12	83-2112	ひかり薬局	四ツ谷町 3-105	95-0770
合同薬局	八幡町鐘鋳場126	89-4945	ひろいし調剤薬局	御津町広石小城前66	77-1430
国府調剤薬局	国府町流霞100	88-7941	藤嶋健康相談薬局	小坂井町欠山82	78-2559
ココカラファイン薬局桜木店	桜木通6-8-1	83-8671	V・drug豊川南薬局	蔵子7-61-34	95-0160
ココカラファイン薬局新桜町店	新桜町通1-31-1	80-2670	本多調剤薬局	下長山町中屋敷12-1	89-1908
サカエ薬局	豊川栄町33	85-5333	みず穂調剤薬局	新豊町1-72	83-8010
桜木調剤薬局	桜木通4-8-17	83-1565	みと調剤薬局	御津町西方広田49	77-1688
サクラボ調剤薬局スワ駅前店	諏訪3-6	56-9548	めい調剤薬局	諏訪2-17 みつじやビル1階	56-2727
サンサン薬局	野口町西野33-4	95-6710	めいてつ調剤薬局豊川店	八幡町鐘鋳場116-1	65-7527
しらとり調剤薬局	久保町小深田7-2	82-4500	ユタカ薬局	西豊町3-16-2	84-2174
スガヤ薬局	一宮町上新切530-6	93-5235			



豊川商工会議所



住所 〒442-8540 豊川市豊川町辺通4-4
 電話 0533-86-4101 FAX 0533-84-1808
 E-mail info@toyokawa-cci.org
 URL http://www.toyokawa-cci.org



豊川商工会議所は、地域全体を
元気にする事業に取り組んでいます

まちづくり



地域ブランドの育成や観光・スポーツ・文化振興を図っています

ひとづくり



経営力の向上に向けた人財育成事業を行っています

じぶんづくり



中小企業・小規模事業者の経営支援と創業・起業育成に頑張っています

ビジネス現場で役立つ商工会議所の検定試験 (一部掲載)

(受験料は税込、料金は消費税込、R4年1月14日現在)

日商簿記検定

簿記は、日々の経営活動を記録・計算・整理して経営成績と財政状況を明らかにする技能です。

受験料 1級=7,850円
 2級=4,720円
 3級=2,850円



珠算・暗算検定

そろばんを学習することは、子供の能力開発に役立つといわれ、計算力・暗算力はもとより記憶力や集中力、思考力なども養われます。

受験料 [珠算] 1級=2,340円
 2級=1,730円
 3級=1,530円

[暗算] 1級~6級=910円

[段位認定] 珠算・暗算=2,950円
 珠算のみ=2,550円
 暗算のみ=1,220円

定例相談

様々な分野の専門家相談が受けられます。相談は無料。予約制のため電話で予約を受け付けます。
 (TEL.0533-86-4101)

相談名	相談日	時間帯
法律相談(債権回収・紛争処理)	原則偶数月 第1水曜日	13時~16時
労働相談(雇用に関する助成金など)		
特許相談(特許・意匠・商標等手続)		
税務経理相談(記帳、税務など)	原則毎月 第1水曜日	10時~12時、13時~16時
金融相談(日本政策金融公庫・愛知県信用保証協会)	原則毎月 第1水曜日	13時~16時
創業・再生支援相談(新規創業・経営改善)		10時~12時、13時~16時

事業主の方が相談を受けられます。(創業相談を除き、事業を営んでいない方はご利用できません)

生活ガイド

商工会議所ってどんな団体なの？

商工会議所は、地域の大企業も中小企業もひとつになって協力しあい、地域の産業・経済の繁栄と地域全体の発展を目的に、法律に基づき設立された地域総合経済団体です。

豊川商工会議所では、さまざまな商工業者の方が会員となっています。より多くの商工業者の力を結集して豊川市の産業・経済の発展と魅力あるまちづくりにお役に立ちたいと考えています。

※以下のサービスのうち、商工会議所会員のみが利用できるものがあります。



01 経営相談をしたい

- 経営全般について相談したい 定例相談会
- 専門家の助言を受けたい 専門家人材バンク
- 経営計画を作りたい 経営計画作成支援
- 事業をスムーズに引き継ぎたい 事業承継支援
- 運転資金や設備資金の相談をしたい 融資の相談
- 新しく事業を始めたい、起業したい 創業・起業支援
- 国、県、市の色々な補助金を使いたい 各種補助金の情報提供と申請支援
- 帳簿を付けたい、アドバイスしてほしい 記帳指導 年末調整相談会 申告相談会
- 輸出ビジネスをサポートしてほしい 貿易関係証明書発給事業



02 もしもの時に備えたい

- 病気や災害、経営上のリスクに備えたい 各種共済のご案内
- 雇用保険や労働保険の手続きをしたい 労働保険事務代行サービス
- 健康診断を受けたい 生活習慣病・がん検診
- 従業員の健康管理をサポートしたい 巡回定期健康診断

03 人材を育てたい

- 地元で働きたい若者を採用したい 就活応援サイト「とよかワーク」・東三河学生就職NAVI「リクrooting」
- 従業員のスキルアップを図りたい 豊川職業能力開発専門学院
- 検定試験を受けたい 各種検定試験
- 頑張る従業員を表彰したい 優良従業員表彰式
- 色々な経営者の考え方や手法を学びたい 経営に役立つ研修DVD貸出サービス

04 人脈ネットワークを広げたい

- 同業種、異業種の方々と出会いたい 業種別部会
- イベントや企画を通じて縁ある良き仲間と出会いたい 交流会など(野球大会、ボウリング大会、ゴルフ大会、青年部、女性会)

05 自社を広くPRしたい

- 会議所の会報誌に広告を載せたい 会報メセナへの広告掲載
- 市内の事業所にDMを送りたい チラシ同封サービス
- 新製品やサービスを広く知らせたい ニュースリリース
- 自社製品を展示したい 展示ホールの利用
- 自社のPRチラシを会館内に置きたい パンフレットラックの利用

06 豊川市を盛り上げたい

- おいでん祭ってなに? 豊川市民まつり おいでん祭を主催
- 元気なお店、景観の優れたお店を表彰しています 元気なお店・まちなみ景観大賞
- 豊川の名産品や観光地のプロモーション活動 豊川いなり心願「叶」(かなう・日本酒) をしています
とよかわフラワープロジェクト
観光カレンダー
- 地元製造業の未来を担う子供たちにもものづくりの 豊川少年少女発明クラブ
楽しさを知ってもらう教室を開いています
- 会員事業所の経営者や従業員向けの婚活イベント 婚活イベント主催
をやっています
- 地元の芸術家の作品展を開いています 郷土芸術家展



07 会議室を借りたい

- セミナーや会議、研修のための会場を借りたい ホール・会議室の貸出



一宮商工会

住所 愛知県豊川市一宮町旭2 電話 0533-93-2088
 FAX 0533-93-6326 URL <https://info11539.wixsite.com/ichinomiyasi>

商工会とは

商工会は、商工会法に基づき設立された特別認可法人です。全国に1,600余の商工会が設立され、地域の商工業者の育成や地域の活性化を図るため様々な活動を行っています。



地域の総合経済団体として

- 展示会の開催等の支援
- 記帳・税務申告支援
- 労働保険の事務代行
- 融資相談、補助金・助成金申請支援

中小企業の指導団体として

- 商工業者の経営全般に関する相談又は指導
- 商工業に関する情報又は資料の収集、提供
- 商工業に関する講習会、講演会の開催
- 専門家(エキスパート)を使った経営支援

音羽商工会

住所 〒441-0202 豊川市赤坂町松本250
 電話 0533-88-2881 FAX 0533-87-5133

地域の小さな企業を応援するアットホームな商工会です

商工会とは

商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。また、国や都道府県の小規模企業施策(経営改善普及事業)の実施機関でもあり、小規模事業者のみなさまを支援するために様々な事業を実施しています。もちろん小規模企業施策だけでなく、様々な中小企業施策も実施しています。

事業での困りごと、
 何でも相談!
 まずは音羽商工会へ!
 相談は無料です。





御津町商工会

<https://mito.or.jp/>



商工会視察研修旅行



みとふれあいまつり



御津中学校区打上花火大会



青年部“絆”感謝運動

〒441-0312 豊川市御津町西方松本23-8

電話 0533-76-3737 FAX 0533-75-3333

小規模事業者の支援団体です

■ 経営(事業)計画書の作成、見直しのお手伝い
経営革新計画、経営力向上計画

■ 各種補助金・助成金申請のアドバイス
小規模事業者持続化補助金、創業補助金、
事業承継補助金

■ 専門家の派遣
企業診断、経営・技術強化支援(エキスパートバンク)、
地域弁護士制度

■ 設備・運転資金の相談、斡旋
小規模事業者経営改善資金(マル経)、
小規模企業者等設備貸与

■ 税務・経理のサポート、労働保険事務の代行

■ 各種共済、保険の取扱い
小規模企業共済、中小企業退職金共済、中小企業共済

■ 起業(創業)したいとお考えの方の相談
市・金融機関との連携の下、
創業についてのご相談に応じています



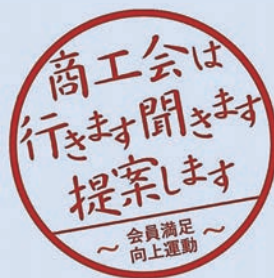
小坂井商工会

住所 〒441-0101 豊川市宿町光道寺59

電話 0533-78-3333 FAX 0533-78-2331

商工会とは

地域の事業者が会員となって、お互いの事業の発展や地域のまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。



アクセス



小坂井商工会

検索

商工会では
このような
サービスを
しています



経営の課題を解決

経営上のお悩みを相談したい
資金繰りが厳しいので相談したい
etc.

経営の課題を解決

経理や税金のことを教えてほしい
労働保険について知りたい
etc.

売上を上げたい

販路開拓やPRをしたい
補助金や助成金をもらいたい
etc.

創業前のお悩み解決

開業資金の調達に悩んでいる
開業手続きがわからない
etc.



生活ガイド



住まいの基礎知識 ①

エコリフォームの進め方とポイント

STEP.1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？
- 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。



STEP.3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的な施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

STEP.2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。
見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

STEP.4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？



リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントとは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。
また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。

Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。

エコ+リフォームで快適で地球にやさしい暮らし

気候や環境に合わせてリフォームすることや、自然の力を利用することで光熱費が削減できます。省エネで地球にも家計にもやさしい暮らしを実現できます。

1 太陽エネルギーの利用

太陽電池を利用して、太陽光エネルギーを電気に変える太陽光発電システム、太陽熱により水を温める太陽熱温水や床暖房などがあります。

2 給湯設備

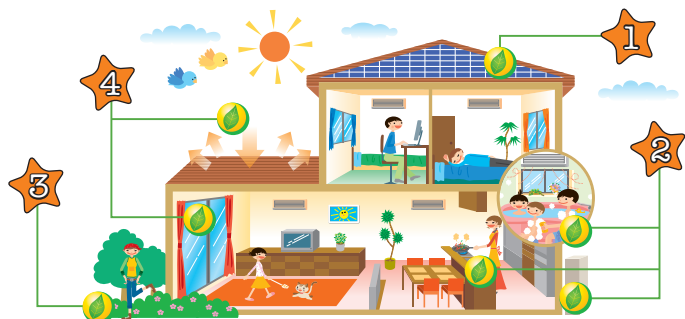
ガスで発電し、排熱を給湯や暖房に利用する家庭用コージェネレーションシステムや、省エネ効果の高い高効率給湯器などがあります。

3 自然を取り入れる

壁やベランダにツタ植物を植え、緑のカーテンで夏の日差しを避けたり、家の中の風通しをよくするなど、自然を上手に取り入れましょう。

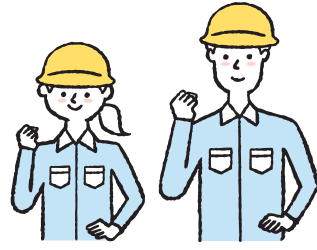
4 外壁及び窓などの断熱化

外壁、屋根、天井や床などの断熱性能を高めると、屋外との熱の出入りが減るため冷暖房の効果が高まります。
窓は、熱の出入りが大きいので断熱性能に大きく影響します。ガラス自体を複層ガラスにしたり、二重サッシにしたりなどの方法により断熱性能が向上、二重サッシは、結露の防止にもなります。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです



広告



生活ガイド



住まいの基礎知識 ②

リフォームのポイント

住宅設備の補助金制度

リフォームする時に設置する住宅設備の中には、国や地方自治体などで、購入に関しての補助金制度が整っているものがあります。環境に配慮したエコ関連の設備機器などは、制度が設けられている場合が多いです。

補助金制度を上手に活用するためには、どんな補助金制度があるのか、内容も含めて事前に確認してみましょう。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があります。



住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1~2」や「要介護1~5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。

業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活を送れる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



リフォームと建築基準法

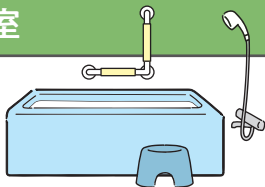
リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



リフォームのヒント!

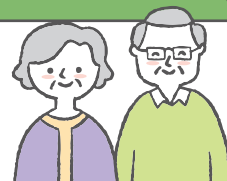
浴室

- 動きやすい浴室!
- 手すりをうまく設置!
- 浴室の段差をなくす!
- 安全に使える浴槽やシャワーの設置!



トイレ

- 動きやすいトイレ!
- 出入りをスムーズに!
- 手すりをうまく設置!
- さわやかな空間!



キッチン

- 動きやすいキッチン!
- ゆとりのあるキッチン!
- 使いやすいキッチン!

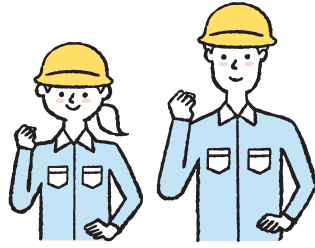


洗面化粧室

- 動きやすい洗面化粧室!
- 手すりをうまく設置!
- 使いやすい洗面器の設置!



生活ガイド



広告



自分で見つける危険な症状

あなたのお家は
大丈夫？ **耐震チェック**

- 1. 昭和56年度以前の建物である
(現在の耐震基準を満たしていない可能性があります)
- 2. 基礎にひび割れがある
- 3. 地盤が危険だと感じる
- 4. 基礎が鉄筋コンクリート造ではない
- 5. 必要な手続きを行わずに増築している

一つでも該当する項目があれば、
専門家に相談しましょう。

10の耐震チェックポイント

- 6. 大きな吹き抜けがある
- 7. 室内の床が傾いている
- 8. 屋根に重い建材を使用している
- 9. 過去に大きな災害に見舞われたことがある
- 10. 壁の量が少ない
(見かけの壁の割合が少ない場合は、当然危険です)

ぜひ
チェック
してみ
て
くだ
さい！



部屋を広く見せる ためにできること

広い部屋で生活したい！でも、大きな家を建てるのはお金もかかりますし、日本の住宅事情を考えるとちょっと難しい・・・でもきっと大丈夫！
部屋を広く見せるためにできる工夫、実践してより良い住まいづくりをしましょう！！

■ 進出色と後退色

色には、実際の位置より近くにあるように見える「進出色」、実際の位置よりも遠くにあるように見える「後退色」があります。

部屋の中に進出色がたくさんあると部屋が狭く感じ、後退色がたくさんあると部屋が広く感じられます。



■ 背の低い家具を選ぶ

家具選びのポイントのひとつは、「背の低い家具を選ぶ」ことです。ある程度、床が家具で埋まってしまっても空間の高い位置を開けておくことで、部屋が広く感じるという錯覚を起こします。

広告



生活ガイド



葬儀とお墓について

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです

弔事の流れ

臨終から 法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

臨終

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。

通夜の準備

枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。

通夜

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事を振る舞ったり、代わりに折り詰めなどを渡したりすることもあります。

葬儀・告別式

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。

出棺・火葬

最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

火葬・骨上げ

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺にいれる骨上げを行います。※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

還骨回向

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

精進落とし

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。

追善供養

初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。

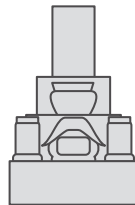
年忌法要

一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔上げ(最終の年忌法要)とする場合が多くなっています。

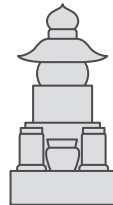
お墓の形いろいろ

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われていています。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。

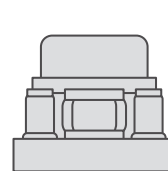
和型



和型供養塔



洋型



デザイン墓石



※掲載の記事に関しましては、一般的な様式を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

広告



生活ガイド